

引継用

地震対策資料  
No265- 2013

※ 役員が交替した場合には、必ず次の方へ引き継ぎましょう。

# 自主防災組織 活動マニュアル



地域防災の  
リーダーのために

静岡県

## はじめに

昭和 51 年に東海地震説が発表されて以来、静岡県は、全国に先駆けて、行政と県民が一体となって地震防災対策に取り組んでまいりました。特に、地域の住民で構成する自主防災組織は、「共助」の要として位置づけられ、防災訓練の実施、防災資機材の管理、要援護者等の各種台帳の整備など、地域防災力の向上に大きく貢献してまいりました。

しかし、長年の活動の弊害として懸念される防災訓練のマンネリ化をはじめ、役員の高齢化、地域コミュニティの希薄化など、自主防災組織は様々な課題を抱えていることも事実です。

このような中、平成 7 年の阪神・淡路大震災、平成 16 年の新潟県中越地震など、各地で次々と大きな地震災害がありました。そして、平成 23 年 3 月 11 日、未曾有の大災害となった東日本大震災が発生し、私たちはマグニチュード 9.0 という巨大地震によりもたらされた津波の脅威を現実のものとして認識いたしました。

東日本大震災では津波からの避難を最大の教訓として学んだほか、これまでの地震災害の実情から、建物の耐震化や家具類の固定、水・食料・生活用品の備蓄、避難所運営のあり方、復興に向けたマンパワーの確保など、幾多の知見や教訓を習得いたしました。

私たちはこうした地震災害の経験を重ねるうちに、防災対策や災害対応の多くは、行政による支援、いわゆる「公助」には限界があり、災害の規模が大きいくほど、自らの命は自ら守る「自助」、自分の地域は皆で守る「共助」の重要性を認識するようになりました。まさに、本県が長く取り組んできた自主防災組織の意義が再認識されたこととなります。

ぜひ、今後とも、地域住民が主役となって、お互いに支え合い助け合って地域防災を実践してまいりましょう。

このマニュアルは、自主防災組織の役員など地域防災のリーダーはもとより、地域防災に携わるすべての人のために、自主防災組織の基本的な活動内容などについて分かりやすく解説するものです。地域防災力の向上と自主防災組織活動の充実を図るための参考資料として御活用されますようお願いいたします。

平成 25 年 9 月

静岡県危機管理部



# 目 次

---

## はじめに

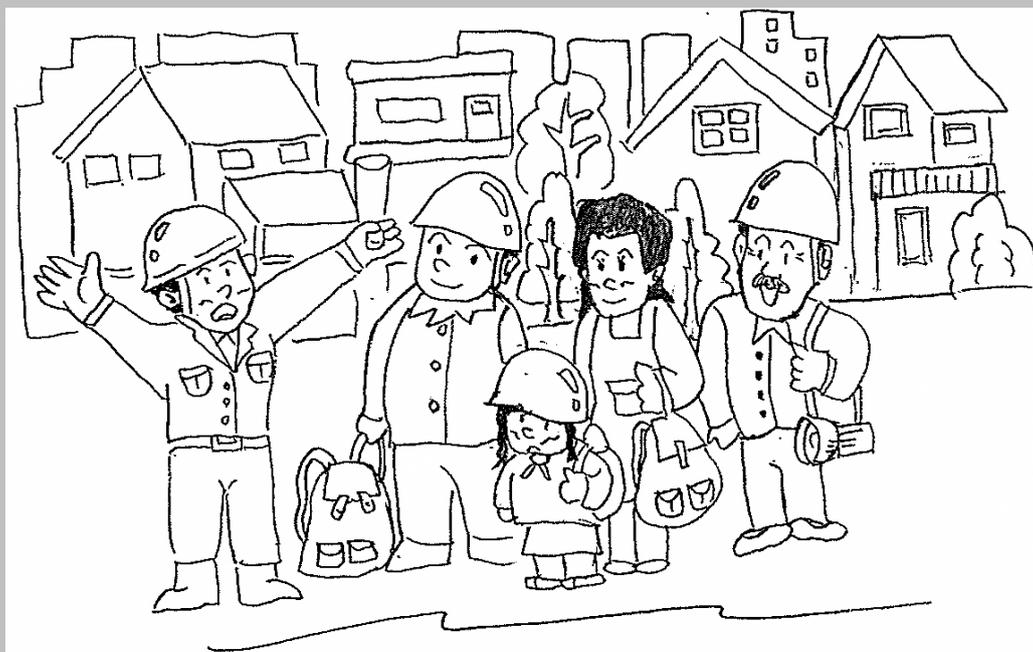
第1章 自主防災組織とは	1
1 自主防災組織の必要性	2
2 自主防災組織の役割	2
3 自主防災組織とはどんな組織か	3
4 自主防災組織の運営本部	4
5 リーダーとして行うべきこと	5
(1) 自主防災組織の現状把握	5
(2) 地域の状況把握と防災地図の整備	8
(3) 自主防災組織の活動目標の設定と計画の策定	10
6 自主防災組織で行う災害時要援護者支援	11
第2章 平常時の防災活動	13
1 地域住民への防災知識の普及・啓発	14
(1) 自主防災活動への積極的な参加	15
(2) 家庭内対策の促進	16
2 防災訓練の実施	22
(1) 防災訓練の目的	22
(2) 訓練の成果をあげるために	24
(3) 事故防止	27
(4) 防災訓練災害補償制度の適用について	27
3 地域防災訓練の方法	28
(1) 災害図上訓練D I G	30
(2) 自主防災組織災害対応訓練イメージTEN	32
(3) 初期消火訓練	34
(4) 救出・救助、応急救護訓練	38
(5) 情報収集・伝達訓練	47
(6) 避難訓練	49
(7) 給食・給水訓練	52
(8) 避難所運営ゲームHUG	53
4 協働（コラボレーション）による自主防災組織の活性化	55
第3章 突然地震が発生した場合	57
1 突然地震が発生した場合の時間的な経過と自主防災活動	58
2 災害応急活動に関する情報の収集及び伝達	59
3 被災者の救出活動	59
4 消火活動	60
5 医療救護活動	61
6 避難行動	63

7 避難所生活 .....	64
第4章 東海地震注意情報が発表された場合、 警戒宣言が発令された場合 .....	67
1 地震予知と警戒宣言 .....	68
(1) 地震予知 .....	68
(2) 東海地震調査情報・東海地震注意情報・東海地震予知情報 .....	69
(3) 警戒宣言の発令 .....	69
(4) 東海地震注意情報及び警戒宣言が発令されたときの社会状況 .....	70
2 東海地震注意情報発表時の対応 .....	71
3 警戒宣言発令時の対応 .....	71
第5章 静岡県で想定されている地震 .....	73
1 東海地震・東南海地震・南海地震 .....	74
(1) 周期的に起こる大地震 .....	74
(2) 東海地震の切迫性 .....	75
(3) 東海地震が発生するしくみ .....	75
2 静岡県第4次地震被害想定 .....	76
(1) 想定概要 .....	76
(2) 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震 .....	77
(3) 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震による被害 .....	79
(4) 相模トラフ沿いで発生する地震 .....	82
(5) 相模トラフ沿いで発生する地震による被害 .....	84
(6) 被害・対応シナリオ — 最大クラスの場合を中心に — .....	87
資料 .....	89
1 静岡県に被害をもたらした地震・国内で起きた主な地震 .....	90
2 気象庁震度階級関連解説表 .....	91
3 津波警報、注意報について .....	92
4 気象庁が発表する噴火警戒レベルと警報 .....	92
5 気象等の予報及び警報の種類と発表基準 .....	93
6 自主防災組織活動（共助）チェックリスト .....	94
7 防災資機材・防災用品点検チェックリスト .....	99
8 自主防災活動各種マニュアル .....	101
(1) 自主防災組織災害対策本部設置運営マニュアル（例） .....	101
(2) 各班活動マニュアル例 .....	102
9 各種台帳様式 .....	113
10 プロジェクト「TOUKAI（東海・倒壊）-0」 .....	119
11 ブロック塀の点検方法 .....	121
12 災害用伝言ダイヤル「171」 .....	123
13 静岡県地震防災センターの御案内 .....	124

# 第1章

## 自主防災組織とは

この章では、自主防災活動の必要性やリーダーとしての考え方などについて説明します。自主防災組織とはどのような役割を担っているのか、理解を深めます。



## 1 自主防災組織の必要性

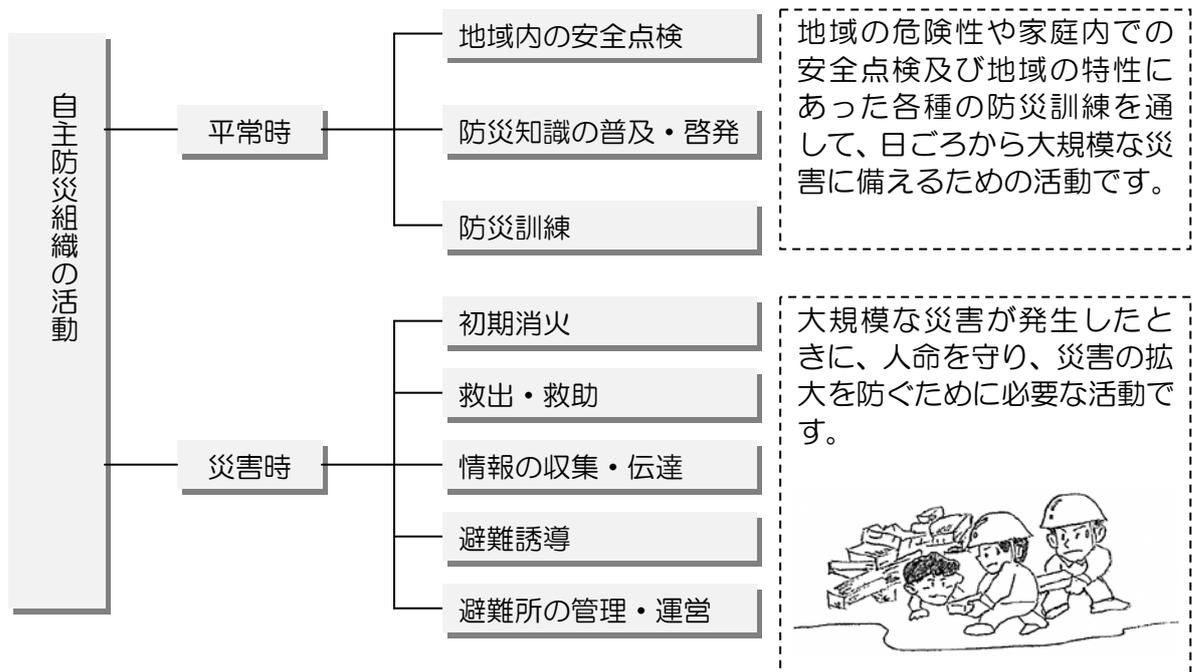
東海地震を含む南海トラフの巨大地震等から自分や家族の命を守るためには、さまざまな被害の発生に備え、普段から十分な対策を講じておかななくてはなりません。しかし、ひとたび大地震が発生すると、災害の拡大を防ぐためには、危険や困難を伴う場合があるなど、個人や家族の力だけでは限界があります。このような時、毎日顔を合わせている隣近所の人達が集まって、互いに協力し合いながら、防災活動に組織的に取り組むことが必要です。

災害発生時はもちろん、日ごろから地域の皆さんと一緒に防災活動に取り組むための組織、これが「自主防災組織」です。

事 例
<p>「阪神・淡路大震災」や「東日本大震災」では、道路・鉄道・電気・ガス等都市基盤の崩壊や職員自身の被災から、発災直後は防災関係機関の活動が十分に機能しませんでした。</p> <p>その一方で、隣近所の多くの人々が協力し合い、救助活動に参加して尊い命を守った事例や、初期消火を行い延焼を防止した事例などが報告されています。</p>

## 2 自主防災組織の役割

自主防災組織は、大規模な災害が発生した際、地域住民が的確に行動し被害を最小限にするため、日ごろから地域内の安全点検や住民への防災知識の普及・啓発、防災訓練の実施など地震被害に対する備えを行い、また、実際に地震が発生した際には、初期消火活動、被災者の救出・救助、情報の収集や避難所の運営といった活動を行うなど、非常に重要な役割を担っています。

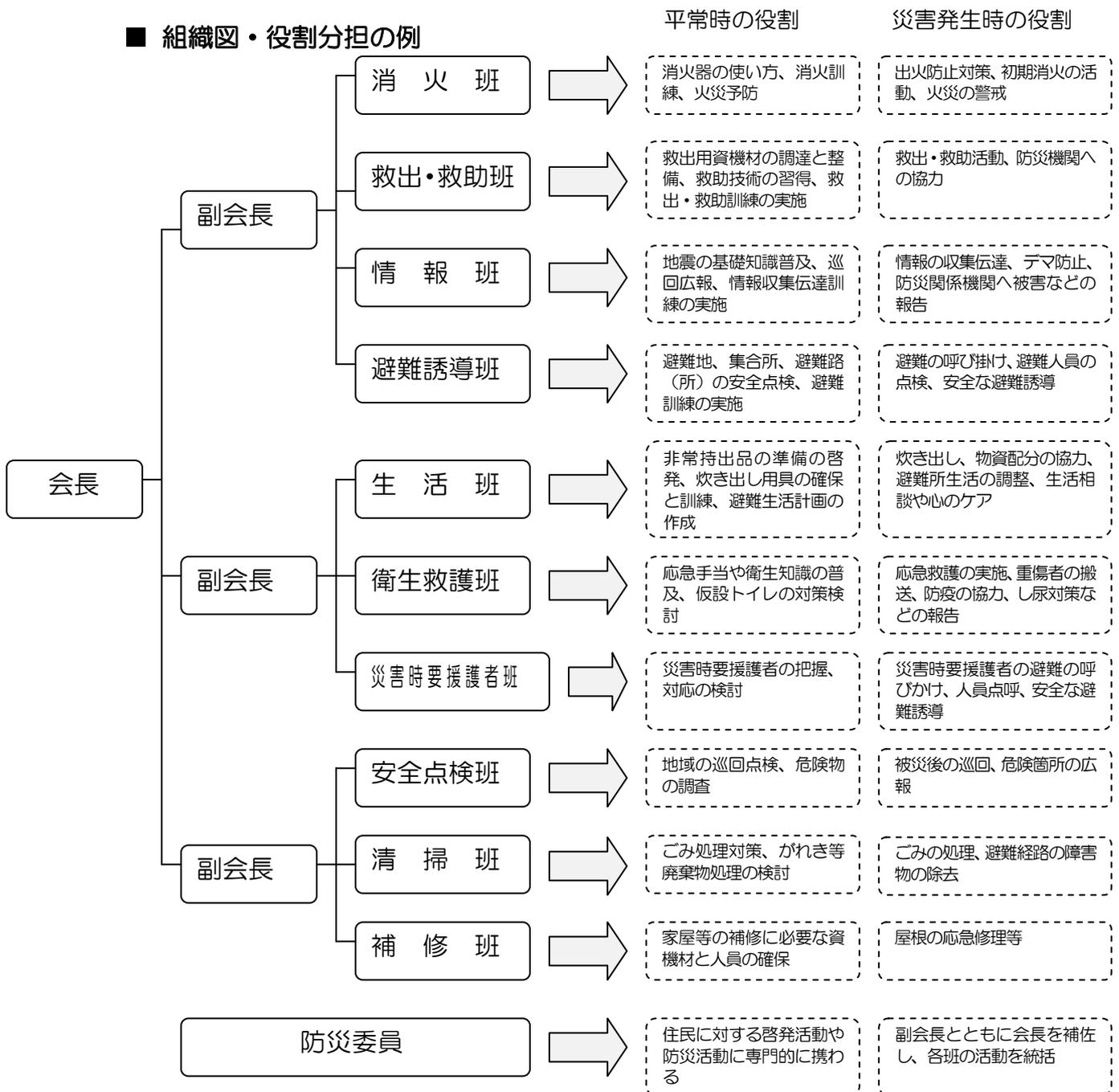


### 3 自主防災組織とはどんな組織か

自主防災組織は、基本的に会長・副会長・防災委員を中心とした組織体制であり、概ね下の図のような役割別の班構成となっています。訓練を通じて必要な見直しを行いながら、地域の実態に応じた適切な組織体制をつくりましょう。

災害時には、臨機応変に弾力的な運用や指揮ができるよう対策を考えておきましょう。

#### ■ 組織図・役割分担の例



班編成にあたりー・人口、世帯数など各地域の実情に応じた班編成を検討してください。

・屋間に災害が発生した場合と夜間に発生した場合の班編成人員をシミュレーションしてください。

## 4 自主防災組織の運営本部

自主防災組織の会長を筆頭に、副会長や各班長、防災委員などの役員で構成する自主防災組織運営本部の体制づくりもしっかり確立しておきましょう。この運営本部は、いざ災害時には、災害対策本部として災害対応の指揮を行います。

平常時、災害時にかかわらず、自主防災組織が機能するかどうかは、本部の力量や裁量に懸かっているとんでも過言ではありません。組織の中核として、本部の役割は極めて大きいものがあります。

災害時に会長ほか役員が参集する本部の場所は、予め定めておく必要があります。できれば、自主防災組織の地域の中央に立地し、十分な耐震性が確保された施設に設定することが求められます。津波や山がけ崩れが予想される地域の場合は、それらの危険がない場所に設定しなければなりません。

また、本部を設置する施設には、非常電源や非常用通信機器類、各種防災関係マニュアル、事務用品、水食料、簡易トイレなど、災害対応の際に使用する防災用品一式が用意されている必要があります。

本部の場所は、役員だけでなく、自主防災組織のすべての住民に周知されていることも必要です。



### 男女が共に支え助け合う防災体制づくりに向けて

自主防災組織のリーダーは男女双方が担い、役割分担を決めるに当たっては、男女の役割を固定的に考えないようにしましょう。また、高齢者、障害のある人、子ども・若者、外国人等多様な個人の意見を聞き、自主防災組織の運営に反映させましょう。

詳しくは、「男女が共に支え助け合う防災体制づくりに向けて—男女共同参画の視点からの防災手引書ダイジェスト版—」（平成25年6月静岡県男女共同参画課発行）を御覧ください。

なお、防災手引書は、県地震防災センターのHP（P.124 参照）からダウンロードできます。

## 5 リーダーとして行うべきこと

自主防災組織のリーダーは、自らが防災に関する基本的な知識や技術を身につけるとともに、地域の安全点検、住民に対する防災知識の普及、防災資機材の整備、危険が予想される箇所や自力で避難することが困難な災害時要援護者の把握、防災訓練の指導などを行い、日ごろから住民の防災意識を高めることに努めます。また、災害発生時には、自主防災組織を適切に指導し、率先して行動することが求められます。

阪神・淡路大震災においては、ひとりの指導者が住民を適切に指導し消火活動を行った結果、延焼をくい止めた例が報告されていることから、リーダーの役割は非常に重要なものといえます。



### リーダーの役割(1) 自主防災組織の現状把握

#### ア 各種台帳の点検・整備

自主防災組織に最低限必要な台帳は、自主防災組織台帳、世帯台帳、人材台帳、災害時要援護者台帳です。これらの台帳は、「組織内にどのような人がいるのか」「災害時に技術的に活用できる人はいるのか」「特に支援を必要とする人はどこに何人いるのか」などを把握するために重要な台帳となります。

リーダーは常にこうした台帳を更新して「だれが、どこに」いるかの確認に認識しておく必要があります。さらに、地域内の団体等（事業所・各種ボランティア団体・女性の会・消防団・青年団・学校・福祉団体等）についても把握し、連携することにより、より組織的な活動ができることになります。

ただし、これらの台帳についてはプライバシーに関わる事項もありますので、保管の方法については十分注意してください。

#### ① 自主防災組織台帳 (P.113 参照)

組織の世帯数、役員、防災訓練、研修会、講演会等の活動の状況や危険箇所、避難地及び装備品など自主防災組織の概要を年次ごとに記録しておくものです。年次ごとに人数や資機材などを点検の上、見直しが必要で、特に会長の引き継ぎ時には必ず次の会長に理解してもらうことが必要です。

#### ② 世帯台帳 (P.116 参照)

各世帯ごとに、構成員の属性や居場所について記入する台帳です。この台帳は避難地や避難所での世帯人員の確認やケガをした場合の血液型の確認などに活用します。ただし、プライバシーに係ると考えられる項目については当事者の了解を得る、若しくは書かなくてもよいこととするなどの配慮が必要です。

#### ③ 人材台帳 (P.117 参照)

災害時の応急救護や救出救助、情報通信などに活用できる資格・技能を持った人材をまとめておく台帳です。

#### ④ 災害時要援護者台帳 (P.118 参照)

自主防災組織内で介護が必要な人など、地域に在住する災害時要援護者を把握するための台帳で、事前に避難誘導の担当を決めたり避難地や避難所での対応を考える上でも重要な台帳です。この台帳の作成にあたっては、地区の民生・児童委員の協力も必要となります。また、プライバシーの確保については十分注意するようにしてください。

災害時要援護者とは……必要な情報を迅速かつ適確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々をいい、一般的には高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦などです。

## イ 防災資機材の点検・整備

自主防災組織に必要とされる防災資機材は概ね下表に示すものとなっています。これはあくまでも目安ですので、地域の実情（津波や山・がけ崩れの危険予想地域か延焼火災の危険予想地域か、世帯数はどれくらいか等）に応じて何がどれくらい必要なかを検討してください。

次に、自分の地域に何があるのかを確認し、不足しているもの、新たに必要とされるものがあれば整備するようにしましょう。市町によっては、防災資機材の購入に際し補助制度を設けているところもありますので市町防災担当課に相談してください。

なお、いくら防災資機材が揃っていても、いざというときに使えないのでは意味がありません。日ごろから、作動するための電源（バッテリー）や燃料、補完道具などの保管状況の点検と取り扱い方法の習熟に努めるようにしてください。

### ■ 自主防災組織の装備基準の参考例 300世帯の場合の目安

区分	品名	数量
情報伝達用 資器材	電池メガホン	3
	簡易無線機	1
初期消火用 資機材	街頭用消火器	10
	街頭用格納庫	10
	バケツ	30
	砂袋	200
	D級可搬ポンプ又は C級可搬ポンプ	2
	ホース乾燥施設	1
救助用資機材	バール	5
	丸太	5
	折畳梯子	3
	のこぎり	5
	掛矢（木づち・トンカチ）	3
	斧	3
	スコップ	10
	つるはし	10
	鍬	10
	もっこ（砂を運ぶ網）	10
	石み（竹でくんだザル）	10
	なた	5
	ペンチ	5
	鉄線はさみ	5
	大ハンマー	3
	片手ハンマー	5
	一輪車	2
	ロープ	2
	ゴムボート	1
	リヤカー	1
	ジャッキ	3
	チェーンソー	3

区分	品名	数量
救急用資機材	担架	3
	救急セット	10
避難生活用 資機材	強力ライト	6
	標旗・腕章	6
	ロープ	1
	発動発電機	1
	釜（かまど付） 又は移動式炊飯機	3
	鍋	6
	受水槽（1トン）	1
	ろ水機（2トン/h）	1
	テント	
	ビニールシート	100
	井戸	
	燃料	
	仮設トイレ	
	非常用排便収納袋	
	防災用毛布	
	防災倉庫	1
	非常用食料	



#### 一点検を怠らない

- ① 点検の日を定め、定期的、計画的に、施設、設備、資機材を点検する。
- ② 点検要領を定め、誰でも適正に必要な点検ができるようにする。
- ③ 点検は一部の人にまかせず、全員が交代でやる。

#### 点検のポイント

- 有効期間の短いもの 電池メガホン、照明具、消火器、救急セット（早めに定期的にとりかえる）
- 有効期間の長いもの バケツ、砂袋、避難用具、救出用具（古くなると使い物にならなくなる）
- 機械類 ポンプ、発電機、ろ水機など（ていねいに手入れをする）

## ウ 避難生活計画書の点検・整備

大地震発生時には自宅を被災した多くの人たちで大混乱となることが予測されます。避難所生活を秩序よく運営するためには、予め避難生活計画書を作成しておく必要があります。

避難所は複数の自主防災組織が集まって運営されるため、自治体と施設管理者との間で、よく話し合い、協力して避難生活計画書の作成を行うようにしてください。

### 避難生活計画書の作成

避難生活計画書は、避難地や避難所においてその運営をする際に必要となるものです。各様式は基本的なモデルとして示したものであり、各自主防災組織は、この様式を参照のうえ、必要に応じ各地域の実情に即した様式としてください。  
すでに避難生活計画書を作成している自主防災組織は、必ずしもこの様式にする必要はありません。  
また、これ以外に地域の実情により必要となる情報については、各組織が検討し様式の追加などを検討してください。

#### (1) 組織の状況

役員の名、連絡先や世帯数、人口など組織内の状況をまとめておきましょう。また、組織の状況については、避難地や避難所を共用する他の自主防災組織と情報共有をしましょう。

役職	氏名	住所	電話	備考
会長	〇〇 〇〇	〇〇町〇〇	×××-××××	携帯電話、勤務先など
副会長				
防災委員				
総務				1組

避難地	世帯数					合計	避難地区	世帯数	人口	合計
	1組	2組	3組	4組	5組					
避難先(世帯)	44	40	30	40	50	46	204	46	250	
避難先(人口)	178	160	100	145	202	175	775	175	950	
避難先(避難者)	7	6	3	8	6	6	30	6	36	
避難先(外国人)	0	0	0	0	0	0	10	0	10	

#### (2) 防災倉庫の備蓄状況

組織内の防災倉庫で備蓄している防災資機材などの状況をまとめておきましょう。また、備蓄状況については、避難地や避難所を共用する他の自主防災組織や施設管理者と情報共有をしましょう。

番号	防災倉庫の所在地	備蓄品名	住所	電話
1	〇〇公園内	〇〇 〇〇	〇〇町〇〇	×××-××××
2	〇〇公民館敷地内	〇〇 〇〇	〇〇町〇〇	×××-××××

品目	防災倉庫番号		合計
	1	2	
食糧補助	1	0	1
ジャッキ	1	1	2
資材	〇〇	〇〇	〇〇
避難生活	〇リットル	〇リットル	〇リットル

#### (3) 防災地図の作成

避難地、避難所、火災時に避難する一次避難地や広域避難地などの位置、防災倉庫の位置、自主防災組織本部設置予定場所など地区周辺の状況などがわかるように地図を作成しましょう。



#### (4) 避難地や避難所の状況

避難地、避難所、火災時に避難する一次避難地や広域避難地などについて情報をとりまとめておきましょう。なお、単独の自主防災組織では作成が困難であったり、自主防災組織間だけでは収集・整理しきれない部分があります。この場合は、市町や施設管理者との情報交換や共同作業の場が必要となります。

名称	避難地		避難所	
	〇〇広場	〇〇中学校 (東側体育館内(避難施設))	〇〇中学校	〇〇中学校
建築物の耐震性		A級 有・無	A級 有・無	E級 有・無
施設管理者	〇〇 〇〇	〇〇 〇〇	〇〇 〇〇	〇〇 〇〇
連絡先	×××-××××	×××-××××	×××-××××	×××-××××
共用する自主防災組織	〇〇自主防災	〇〇自主防災	〇〇自主防災	〇〇自主防災

名称	避難所管理	
	〇〇ビル	〇〇株式会社
連絡先	〇〇ビル	〇〇株式会社

避難地平面図 (避難地名: 〇〇広場)



避難所平面図 (避難所名: 〇〇広場)



#### (5) 避難地や避難所の運営組織

避難地の運営組織については、あらかじめ誰が何を担当するかについて、避難地を共用する自主防災組織と協力して運営組織を決めておきましょう。避難所の運営組織については、どのような組織が必要となるか、事前に避難所を共用する自主防災組織で検討をしておき、発災後に運営組織を書き込めるようにしておきましょう。

職名	所属		役職	氏名
	〇〇自主防災	〇〇自主防災		
本部長	〇〇自主防災	〇〇自主防災	会長	〇〇 〇〇
副本部長	〇〇自主防災	〇〇自主防災	会長	〇〇 〇〇
総務班	〇〇自主防災	〇〇自主防災	班長	〇〇 〇〇
			副班長	〇〇 〇〇

#### (6) 避難所周辺の状況

発災時は、けがをしている者や避難所での生活により体調を崩す者ができます。また、避難所での生活が困難な災害時要援護者の対応も必要となります。事前に避難所周辺の医療機関や福祉避難所の情報をまとめておきましょう。

名称	名称	電話	所在地
救護所	〇〇中学校	×××-××××	〇〇町〇〇
救護所	〇〇病院	×××-××××	〇〇町〇〇
福祉避難所	〇〇老人保健施設	×××-××××	〇〇町〇〇

#### (7) 避難後に必要になるもの

**避難者リストと避難状況**

警戒宣言発令時や災害発生時に、避難地や避難所に誰がいるのかを把握することは最も重要です。避難地や避難所にいない住民は、無事なのか、知人宅にいるのか、自宅にいるのかなど安否確認を速やかに行うためにも、事前に避難者リストの様式や避難状況の様式を作成しておきましょう。

No.	氏名	性別	所在地	備考
1	〇〇 〇〇	男	〇〇町〇〇	
2	〇〇 〇〇	女	〇〇町〇〇	

組織の概要		1組	2組	3組	4組	5組	6組	合計
		世帯数	44	40	30	40	50	46
避難地・避難所にいる者	世帯数							
	人口	178	160	100	145	202	175	950
うち災害時要援護者	世帯数							
	人口							
知人宅等にいる者	世帯数							
	人口							

### 避難生活計画書作成の流れ

避難生活計画書を作成するためには、必要に応じ避難地や避難所を単位とする連絡会議を開催し情報交換するとともに、組織の状況や防災資機材などの備蓄状況について自主防災組織相互で共有します。

避難生活計画書の作成においては、避難地や避難所の運営組織に関わる部分や、避難地や避難所の使用可能場所における各自主防災組織の区割りなど、単独の自主防災組織では作成が困難であったり、自主防災組織間だけでは収集・整理しきれない部分があります。

これらについては、市町や施設管理者との情報交換や共同作業の場が必要となります。



**人間関係は？**

- 組織内各世帯の家族構成
- 高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊婦等災害時要援護者の居住状況
- 避難地に避難する世帯、人数
- 親戚等の縁故者に身を寄せる世帯、人数
- 技術、技能のある人（元消防士、元看護師、防災士等）、ボランティア活動経験者等の有無
- 利用可能な建物所有者への協力依頼 など

**防災上の危険要因は？**

- 地域内にある道路、橋梁の幅
- 非常時における道路使用の可否
- 爆発物、有毒物、可燃物等の集積場所
- 倒壊の恐れのある建物、煙突、塀、自動販売機
- ガラス等落下危険物 など

**防災上の安全要因は？**

- 井戸、貯水槽等の水源
- 可搬式ポンプ・街頭設置消火器等の資機材設置場所
- 集合所、避難路、避難地、避難所、救護所の場所
- 防災倉庫の場所 など

**イ 防災地図の整備・点検**

地域内の危険地域や防災施設などを把握したら、その状況を盛り込んだ防災地図を作成します。

防災地図は、その地域の津波や山・がけ崩れなどの危険予想地域、危険な施設・設備、幹線道路、自主防災組織本部、避難所等の各種防災上必要な施設・設備を記入したもので、地域の防災上の課題や対策を把握するのに役立ちます。

また、大きな白地図を囲み議論を交わしながら地図に書き込みをすることで、地域の防災マップができる災害図上訓練[DIG]（ディグ）（P.30 参照）を実施してもよいでしょう。作成した防災地図は、自主防災組織台帳や避難生活計画書に綴るようにしましょう。

**広域防災地図** 五千分の1～1万分の1程度の縮尺の地図に、自分達の自主防災組織の位置、広域避難地、一次避難地、津波浸水区域等の広域的な表示事項を市町の資料をもとに記載します

**自主防災地図** 1千分の1～2千5百分の1程度の縮尺の地図に、自主防災組織に属する範囲、自主防災組織本部、防災倉庫、津波避難ビル、消火栓など地域的な事項を現地調査し、記載します

**防災マップ** 付近の避難場所や病院、警察署、消防署、危険箇所などを予め調べておきましょう。



## リーダーの役割(3) 自主防災組織の活動目標の設定と計画の策定

自分の自主防災組織の現状を分析し、組織の活動目標や防災訓練、研修会等の計画の策定をすることは、自主防災組織の存在意義に直結する問題です。また、各班の班長などの意識の高揚にも役立ちますので、リーダーシップを発揮し、組織的に取り組む必要があります。

### 〔中・長期計画〕(例)

#### (目標)

- 1年目：家庭内対策の徹底・台帳の見直し
- 2年目：各班の行動の明確化
- 3年目：防災資機材の充実

#### (行動計画)

- 1年目：家庭内対策の徹底
- 4～6月：組長による家具の固定等のアンケート・台帳の見直し
- 7～8月：家庭内対策の講習会の実施
- 9～1月：家庭内の防災対策の実施状況をチェック

### 〔年間計画〕(例)

- 平成〇年〇月〇日 自主防災会打ち合わせ
- 4月 台帳見直しのための用紙配布
- 5月 家具の固定等アンケート実施
- 6月 台帳の作成
- 7月 班単位の検討会、班単位の課題の研究
- 8月 防災資機材の点検、家庭内対策講習会  
総合防災訓練打ち合わせ
- 9月 総合防災訓練
- 10月 地域防災訓練打ち合わせ
- 11月 資機材の点検
- 12月 地域防災訓練
- 1月 防災講演会
- 2月 個別訓練の実施打ち合わせ
- 3月 個別訓練

## ■ 事業・活動計画策定の流れと留意点

### ● 班別に計画を検討

1

できるだけ多くのメンバーに参加してもらって意見を出し合い、各班別で検討を行うようにする。各部門別の検討を行うことで、活動の漏れをチェックすることができる。

### ● 優先順位をつけて検討

2

各班別の意見を相互の関連などを考慮してテーマ別に整理し、項目別に優先順位をつけていく。その際、緊急性、重要性、実現可能性などの基準を立てて、それぞれに検討していくと討議が進めやすい。

### ● 時間や予算を加味して計画作成

3

テーマ別に整理されたものを、組織の現況をにらみながら、時間的制約、予算などの要素を加味して、活動計画を作成していく。

### ● 年間重点項目の決定

4

年間活動計画に特徴をもたせるために、年間ごとの重点項目(目玉事業)を決めるのもよい。

リーダーの方が自主防災組織に具体的な指導・助言ができるよう「自主防災組織自己判断・評価カルテ」(県危機管理部または県地震防災センターのHP(P.124参照))や「自主防災組織(共助)チェックリスト」(P.94参照)を活用してみましょう。

## 6 自主防災組織で行う災害時要援護者支援

地域の方と協力して災害時要援護者を支援する体制を築きましょう。

### (1) 災害時要援護者支援とは

災害が発生すると、平常時でも様々な支援を必要とする人々（災害時要援護者）にとっては、安全な場所に避難することや避難先での生活を続けることなどに大きな困難が発生します。このような人々も適切な支援があれば、災害を避け、身体や生命の安全を確保することができます。そのために、地域の人たちの思いやりと支援が求められています。

#### ポイント

災害時要援護者の支援は日ごろから顔の見える関係にある方々が連携して行うため、民生・児童委員や社会福祉協議会など福祉関係者との連携が必要です。

### (2) 災害時要援護者の把握（※「災害時要援護者台帳」（P.118）参照）

自主防災組織では「災害時要援護者台帳」を整備することになっています。いざ発災という時に、災害時要援護者の安否確認、避難支援等が確実に行えるよう、地域で予め要援護者の所在を把握しておく必要があります。

#### ポイント

災害時要援護者は避難等に時間がかかることもあります。

事前にどのような支援が必要か話し合い、迅速に支援できる体制をつくるのが大切です。

### (3) 情報伝達や避難行動、避難生活の支援

- ① 東海地震注意情報や警戒宣言、発災後の情報など、災害に関係する情報が確実に伝達されるよう配慮が必要です。例えば、聴覚障害のある人には、直接連絡する担当者を決めるなど音声以外の伝達方法が必要です。
- ② 寝たきりの高齢者など一人で避難することが困難な人は、事前に誰が避難地や避難所までの避難を支援するのか検討しておくことが大切です。
- ③ 避難地・避難所では、災害時要援護者が少しでも生活しやすい場所に配慮してください。必要に応じて災害時要援護者のための生活用品等の備蓄も必要です。  
情報を伝達する際には、視聴覚障害のある人にも確実に情報が伝わるよう、放送と掲示板の併用や声かけをするなど複数の手段を確保することが大切です。

### (4) 災害時要援護者が参加した防災訓練の実施

災害時に力を発揮するのは、日ごろからの地域のつながりです。災害時要援護者やその家族の方に、積極的に地域防災訓練に参加してもらいましょう。

### (5) 「福祉避難所」について

市町によっては、災害時要援護者のための避難所として、予め「福祉避難所」を指定している場合がありますので、利用方法や避難の手順などを確認しておきましょう。

#### ポイント

福祉避難所とは、施設がバリアフリー化された老人福祉センターや社会福祉施設など災害時要援護者に配慮した避難所です。体育館などの避難所と比べ、生活しやすく、介護など支援を受けやすい場所です。



# 第2章

## 平常時の防災活動

この章では、災害発生時に備えて、自主防災組織として平常時に実施すべき事項を説明します。被害の拡大防止は、平常時に何をしておくか大きくかかってきますので、家庭内対策や防災訓練についての理解を深めます。



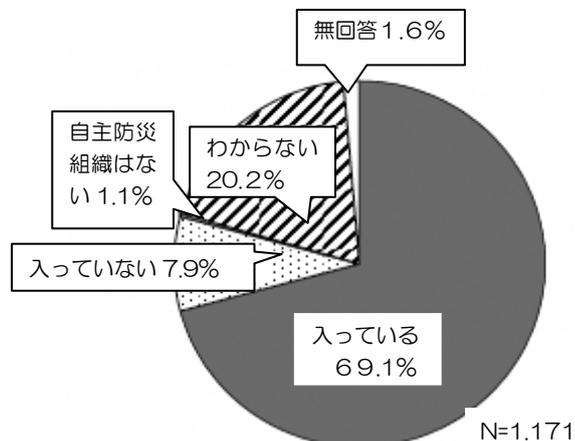
## 1 地域住民への防災知識の普及・啓発

＜平成23年度「東海地震についての県民意識調査」結果＞  
あなたのお宅は、地域の自主防災組織に入っていますか。

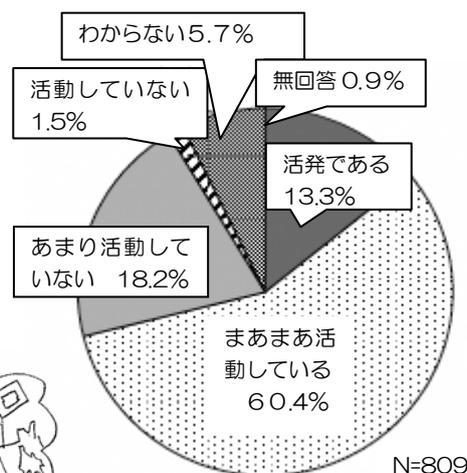
静岡県自主防災組織は、町内会(自治会)単位で結成されたものが多く、組織率はほぼ100%となっています。しかし、静岡県が平成23年度に実施した「東海地震についての県民意識調査」によると、本来ならほぼ全世帯が防災組織に加入しているにもかかわらず、「あなたのお宅は自主防災組織に入っていますか」という問いに対して、「入っている」と明確に回答した人は約70%に過ぎません。長い年月の経過とともに、住民自身が必要性を認識し、活動に参加する意識は希薄となっています。

また、住民自身の参加及び活動意識のみならず、住民からみた自主防災組織の活動も「活発である」との回答は、約13%に過ぎません。

想定される東海地震や相模トラフ沿いの地震のように、災害が激甚で広域になる場合、行政や他の者に頼ること(公助)は難しくなります。地震による災害から身を守り財産を守るためには、住民一人ひとりが災害に備えて、日ごろから十分な準備をしておくことが何よりも大切です。「自主」の名のとおり、「自分の命は自分で守る(自助)」「自分達の地域は皆で守る(共助)」という意識を持つ必要があります。



＜「入っている」と答えた人に＞  
あなたの地域の自主防災組織の活動は活発ですか



### 啓発事項の例

- ① 自主防災組織が活動すべき内容
- ② 自主防災組織の構成員の役割
- ③ 「南海トラフ巨大地震」や「東海地震」、「相模トラフ沿いの地震」などの地震の知識
- ④ 東海地震調査情報・東海地震注意情報・東海地震予知情報(警戒宣言)の内容
- ⑤ 警戒宣言発令時の対応
- ⑥ 突然地震が発生したときの対応
- ⑦ 平常時における家庭内対策の実施
- ⑧ 災害時要援護者への対応
- ⑨ 地域の特性に応じた対応 など

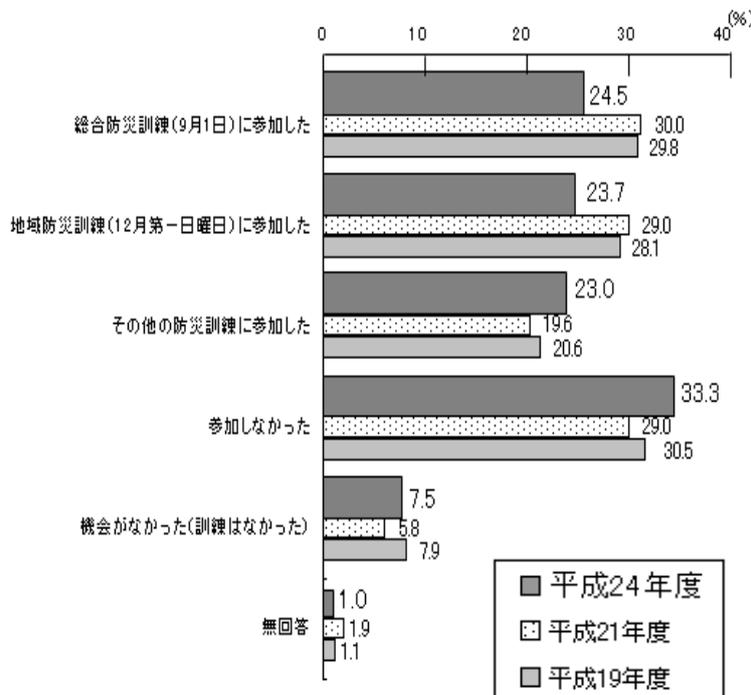


### 啓発の方法

- ① 県や市町が発行しているパンフレットや手引書の活用
- ② 県地震防災センター等のホームページの活用
- ③ 市町の防災マップの活用
- ④ 県や市町などが開催する防災講演会、出前講座、研修会への参加など

## (1) 自主防災活動への積極的な参加

自主防災組織が中心となる地域防災訓練への参加がまだまだ少ないようです。  
隣近所で声を掛け合い、訓練には皆で参加しましょう。



### ◇地震防災訓練参加率◇

●平成24年度

58.2%

●平成21年度

63.3%

●平成19年度

60.5%



### ■ 学習会や講習会・研修会の開催

パンフレットや手引書など、活字だけでは住民の顔も見えず、コミュニケーションが十分とれません。目先を変えて、また、生涯学習の一環として、自主防災組織への参加の第一歩となる学習会や講習会・研修会等の開催を検討してください。

講演会は、企画内容を狭い範囲に限定せず、いろいろな講演者に依頼し、幅広く防災に関する知識が吸収できるようにしましょう。

#### 講演会内容

地域ニーズを把握して、講演内容を決める。



#### 講演会参加の呼びかけ

講演会の日程や場所などが決まったら、住民へのPRを行って聴講者を集める。



#### 広報は色々な経路で開催方法にも工夫を

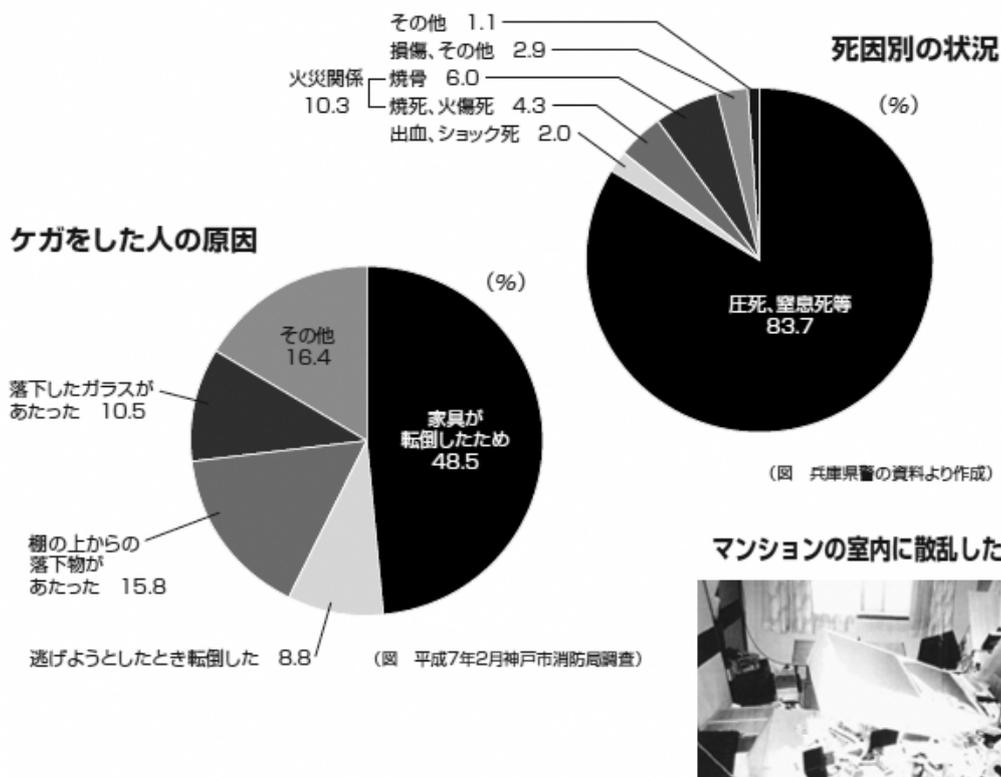
ポスターやチラシだけではなく、回覧板や町内放送、PTAなど色々な経路を利用して広報しましょう。

### ■ 地域防災人材バンクの活用

講師については、お住まいの市町に相談して紹介してもらうほか、県で公開している「地域防災人材バンク」登録者に直接依頼することもできます。県地震防災センターのHP(P.124 参照)で確認してください。

## (2) 家庭内対策の促進

阪神・淡路大震災では亡くなった方の8割以上は家屋の倒壊によるもので、ケガをした方の半数近くは家具の転倒によるものでした。また、地震発生直後は、道路の損壊や交通渋滞により、食料や飲料水等の救援物資が十分に行き渡らない避難所もありました。これらのことから、各家庭において地震に対する備えをしておくことが非常に重要となります。しかし、住民には「自分の家はだいじょうぶ」「自分だけはだいじょうぶ」といった意識があり、家庭内対策はなかなか進んでいません。阪神・淡路大震災の状況を今一度思い出し、自主防災組織を挙げてこの対策に取り組んでください。



### 促進の方法

- ① 県や市町が発行しているパンフレット及び手引書の配布
- ② 自主防災組織内で実施される研修会、講演会への参加呼びかけ など

### 指導方法

- ① 家屋の耐震診断と補強
- ② ブロック塀の点検と改善
- ③ ガラスの飛散防止
- ④ 家具等の転倒・落下防止
- ⑤ 出火防止
- ⑥ 食料・飲料水の備蓄
- ⑦ 非常持出品の準備
- ⑧ 家庭内での役割分担

### ① 家屋の耐震診断と補強

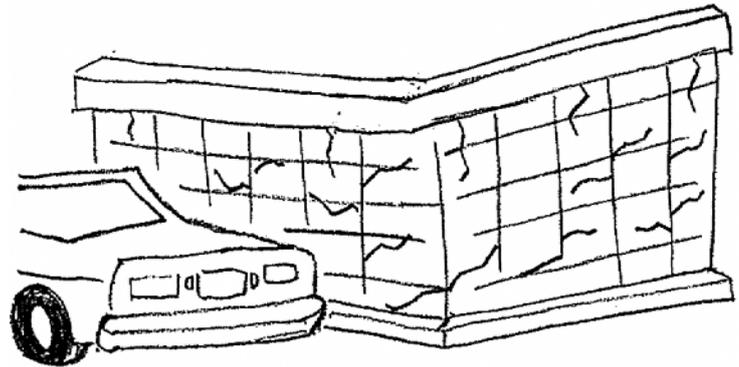
昭和56年5月以前に建築された木造住宅は、市町の建築担当課に申し込めば、無料で専門家による耐震診断が受けられます。それ以外の建物（鉄筋コンクリート造や鉄骨造等の建築物）については市町に相談するようにしましょう。

また、耐震設計や耐震補強工事に対しても補助金が受けられます。詳しくは「プロジェクト TOUKAI-0」を検索してください。（P.119 参照）



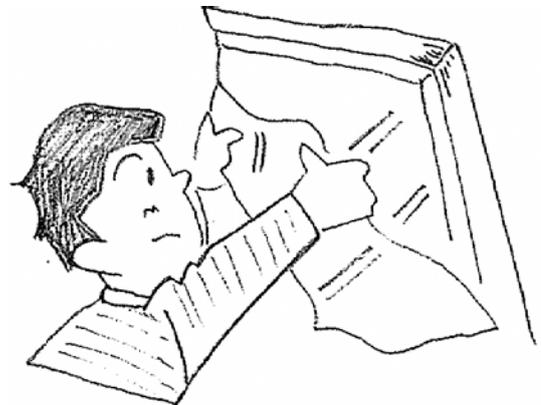
### ② ブロック塀の点検と改善

門柱やブロック塀は、見かけはしっかりしていても、基礎の根入れが無かったり、鉄筋が入っていないなど安全でないものがたくさんあります。昭和53年の宮城県沖地震ではブロック塀の倒壊により、通路を歩いていた人が被害にあっていますし、平成16年の新潟県中越地震においても、鉄筋の入っていないブロック塀や石積みが倒壊する被害がありました。また、避難路や緊急輸送路に面したブロック塀が倒壊した場合、避難が遅れたり緊急車両や緊急輸送車両の通行の妨げとなりますので、ブロック塀のある家にはぜひ点検・改善の実施を呼びかけてください。危険と判断されたものは、補強するか、柵や生け垣に取り換える必要があります。一部の市町では生け垣に取り換える費用を補助していますので確認するとよいでしょう。（P.121 参照）



### ③ ガラスの飛散防止

阪神・淡路大震災ではガラスの飛散による負傷者が出ています。強化ガラス等に取り替えたり、ガラス飛散防止フィルムを貼ることで防止できます。



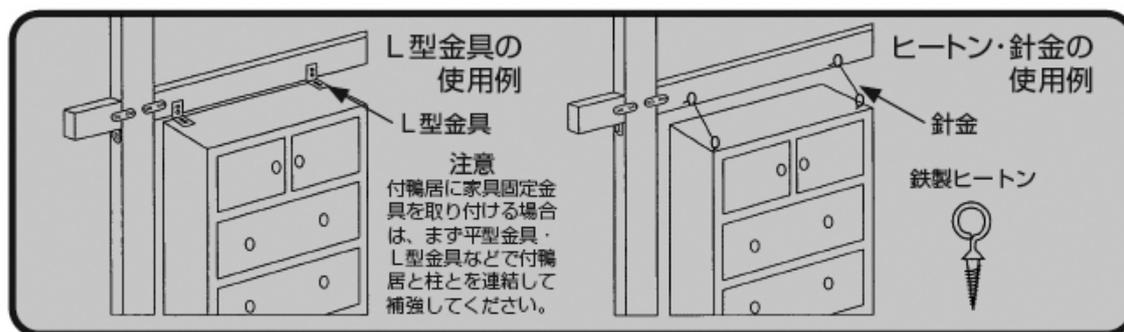
#### ④ 家具類の転倒・落下防止

どんなに建物を丈夫にしても、タンスや食器棚などが倒れてケガをしては何の意味もありません。家具はしっかり固定し、高いところに物を置かないなど、家族からケガ人を出さないようにしてください。

タンス等の家具類のほか、冷蔵庫、テレビといった電化製品などにも注意が必要です。阪神・淡路大震災では地震の揺れで「テレビが飛んだ」という報告もあります。家庭内の転倒や落下の可能性のあるもの全てについて対策を取るようになってください。

なお、市町によっては、家具固定の補助事業を実施しているところもありますので、お住いの市町の防災担当課へお問い合わせください。

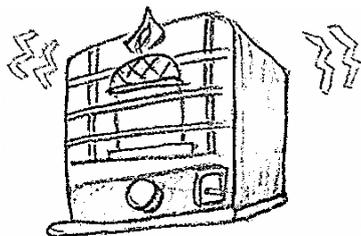
家具類のほか、電化製品の転倒・落下防止対策を！  
寝る場所は家具類のない部屋に！  
2階などに重い家具は置かない！



#### ⑤ 出火防止

日常的に消火器やバケツを用意しておくなど、出火防止対策は行われていることと思いますが、地震はいつ起こるかわかりません。冬の夕食時間などに発生すれば、ストーブやガスコンロなどの暖房や火気器具が火災の原因となります。ガスボンベが転倒しないよう固定してあるか確認したり、ストーブは耐震自動消火装置付にするなど、器具そのものの対策もしておきましょう。また、阪神・淡路大震災では、家人が避難し、誰もいなくなった家で電気の復旧による通電や配線のショートが原因と考えられる火災が発生しています。電化製品にも十分注意してください。

##### ストーブの安全対策



●必ず耐震自動消火装置付のストーブを使用すること

##### 避難時にはブレーカー遮断！

プロパンガスは、安全器具や安全装置付きガス機器での使用を！

不完全燃焼防止機能付き小型湯沸器・屋外設置式のふろがま又は給湯器・CO（一酸化炭素）警報器・マイコンメータ・ヒューズガス栓・立消え安全装置付きこんろ・ガスもれ警報器 など

## ⑥ 非常持出品の準備

避難時にすぐに取り出せる場所に保管し、家族の人数に合わせて用意してください。当面暮らせるだけの食料・飲料水・日用品・貴重品等を準備しておきましょう。

日ごろ服用している薬やかかりつけ医、介護支援員などを記載したのもも非常持出品の中に入れておきましょう。

屋外避難も想定してテントやビニールシートも！



## ⑦ 食料・飲料水の備蓄

### 「食料も水も7日分！」

大災害が発生した場合、道路や水道施設が損壊して使用できなくなることが考えられます。また行政による救援活動もすぐには行われません。各家庭において7日間程度は生活できるように、食料・飲料水の備蓄を促進させてください。食料は非常食3日分を含む7日分を、飲料水については、1人1日3リットルを7日以上備蓄するようにしてください。

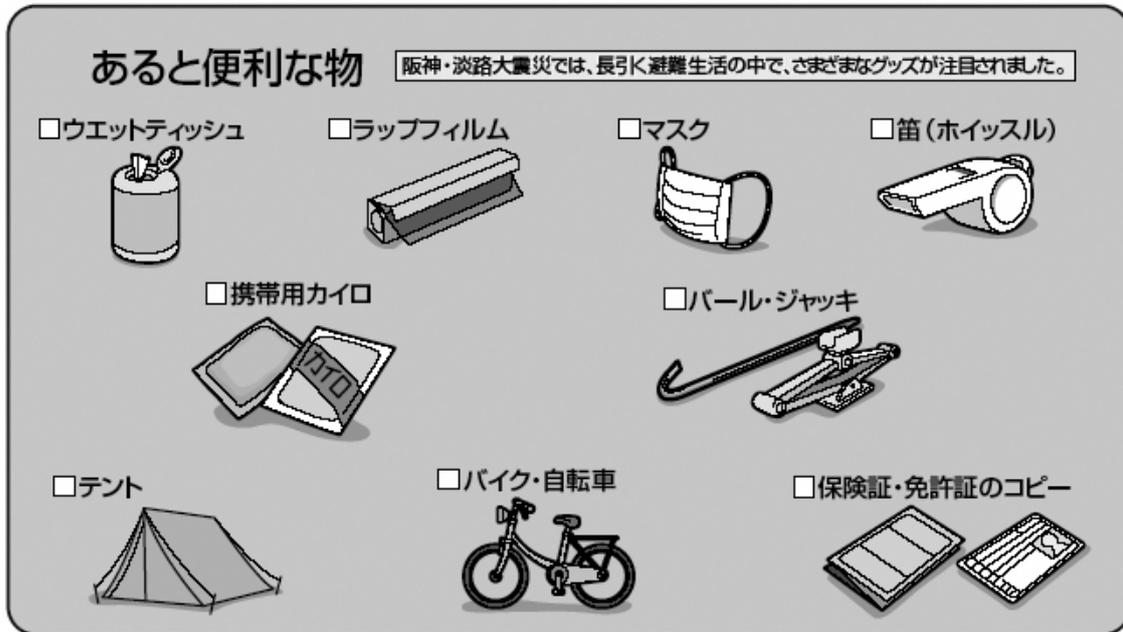
食料は非常食3日分を含む7日分、飲料水は7日以上



非常持出品として用意し、日常使用しながら順次新しいものに取り替えていきましょう。

### 夜、寝ているときも

身近な所に、懐中電灯、ラジオ、靴またはスリッパなどを置いておきましょう。  
(素足では、割れたガラスでケガをします。)



### ■ 赤ちゃんのいる家庭では

飲料水、ミルク、哺乳びん、離乳食、スプーン、着替え、オムツ、清浄綿、おぶい紐、タオル、バスタオル又はベビー毛布、ガーゼ又はハンカチ、バケツ、ビニール袋、石鹸などを用意しましょう。

### ■ 妊婦のいる家庭では

脱脂綿、ガーゼ、サラシ、T字帯、清浄綿及び新生児用品、チリ紙、ビニール風呂敷、ビニール袋、母子手帳、新聞紙、石鹸などを用意しましょう。

### ■ 生活全般に支援が必要な高齢者や障害のある人のいる家庭では

着替え、オムツ、チリ紙、ガーゼ又はハンカチ、障害者手帳、補助具等の予備、薬などを用意しましょう。

### ■ アレルギーをもつ子供がいる家庭では

災害時など、緊急に子供が一人になってしまう場合に備え、他の人にアレルギー食材などの情報を正確に伝え、適切に対応してもらえるためにアレルギー症状や対応方法などの情報を記載したカードを作っておくとよいでしょう。

赤ちゃんや体の不自由な方、アレルギーをもつ子供がいる家庭ではその人に必要な備蓄品を備えておく必要があります。

## ⑧ 家庭内の役割分担

災害発生時は、とかくハード面の備えが取りざたされていますが、家庭内で役割を決めておくことも重要です。

日ごろの防災対策や突然地震が発生した時に誰が何をするか、また、家族が離れ離れになったときにはどこに集合するかなどをあらかじめ決めておくようにしましょう。

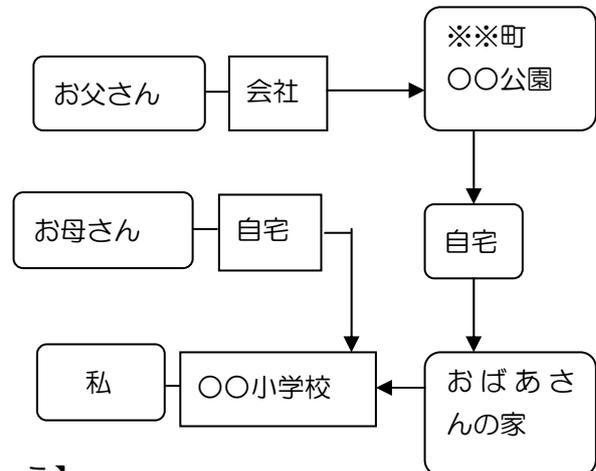
発災時、1人では多くの安全対策ができません。発災時の役割分担を決め、万全の体制を！ 家族が離れ離れになった場合の集合先を決める！

### ■ 行動表の例

#### 【地震がおきて避難が必要な場合】

お父さんは会社から\*\*町〇〇公園へ避難します。おちついたら家に帰り、お母さんと私が避難していたら、おばあさんをつれて〇〇小学校へ行きます。

お母さんは自宅から非常持出品を持って〇〇小学校へ行きます。



#### 【家庭内 DIG（ディグ）をやってみましょう】

各家庭における災害図上訓練「家庭内 DIG」があります。詳しくは、県危機管理部の HP（P.124 参照）で検索してください。

#### 【命のパスポート】

突然地震が起きても、自分と家族が無事でいられ、落ち着いて安否確認などの行動が取れるよう「命のパスポート」を御活用ください。「命のパスポート」は、名刺サイズに折り畳んだ必要最低限のマニュアルで、常に財布などに入れて持ち歩きができます。

日本語だけでなく、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語の翻訳バージョンもあります。

御希望の方は、県危機管理部（TEL054-221-3366）に問い合わせるか、または県地震防災センターのHP（P.124 参照）からダウンロードしてください。

#### 【役割を決めて点検しましょう】

役 割	担当者
台所、風呂場、暖房器具など、火気まわりの安全対策	
タンス・本棚・食器・戸棚などを倒れないようにする。	
窓ガラスなどの飛散防止対策をする。	
出入口までの避難経路や、安全な場所(部屋)を確保する。	
消火器・バケツの確認と点検	
飲料水7日分と食料7日分（内3日分は非常食）の点検と補充	
非常持出品の点検と補充	

## 2 防災訓練の実施

### (1) 防災訓練の目的

大きな災害が起こったときには、家屋や道路などの被害のほかに、人的被害も大きくなることが予想されます。

もし食事の支度時なら、火気による危険が考えられ、あたり一面火の海になる可能性もあります。ガス漏れ、電気・水道・電話が使えなくなることもあるでしょう。公的防災機関は各地で需要が多く到着が遅れるかもしれません。広い地域一帯で混乱するかもしれません。緊急事態の中では、いち早く適切な応急活動が行われることが必要とされます。

このため、日ごろから地域の特性にあった訓練をしておくことが重要です。防災に関する知識だけでは、いざというとき行動に移せないことを知るべきです。

平成7年2月に阪神・淡路大震災の被災者に神戸市消防局が行った調査概要を見ると、大震災前の「地震を想定した訓練への参加」は約8%と極めて少なく、「今後地域の防災訓練に積極的に参加する」は、約68%と高い参加意向となっています。しかし、地震が発生してからでは遅いのです。

静岡県では、防災訓練が定期的かつ組織的に行われています。より多くの人々の訓練参加を募り、知識・方法・動きなどを皆で学んで欲しいものです。



## ■ 防災訓練の実施時期は・・・

### ◇ 総合防災訓練（9月1日）（防災の日）

想定：東海地震の発生が予知されたことを想定

国・県・市町・各防災関係機関・自主防災組織が協力して実施します。東海地震注意情報発表時、警戒宣言の発令時や発災時に、各家庭や地域の自主防災組織が計画している対策を行い、防災行動を身につけることを目標とします。

### ◇ 地震防災強化月間（11月）

自主防災組織や事業所、ボランティアなど地域防災を担う団体が地震防災対策に取り組む月間とします。

### ◇ 地域防災訓練（12月の第1日曜日）（地域防災の日）

想定：突然東海地震クラスの大地震が発生したことを想定

各市町単位で、自主防災組織を中心に地震発生後の避難、消火、救護など一連の対応訓練を行います。それぞれの地域の特性を活かした訓練を実施し、防災活動を身につけることを目標とします。

### ◇ 津波避難訓練（津波対策推進旬間（3月11日の前後の10日間）中の定めの日）

想定：突然地震が発生し、津波警報が発令されたことを想定

東日本大震災の教訓を生かすため、県・沿岸21市町、各防災関係機関、自主防災組織が協力して実施します。住民に対する情報伝達、観光客等海浜利用者への避難勧告・指示、遭難者救助訓練、防潮水門閉鎖訓練等を実施し、津波防災行動を身につけることを目標とします。

### ◇ 個別訓練

情報の収集伝達、救出救助、初期消火、応急救護、DIG、HUGなど、個々の訓練を行い、それぞれの行動を身につけることを目標とします。役員が交代する時期（年度はじめ）や1月中旬（阪神・淡路大震災を記念する時期）に実施すると効果的です。

## (2) 訓練の成果をあげるために

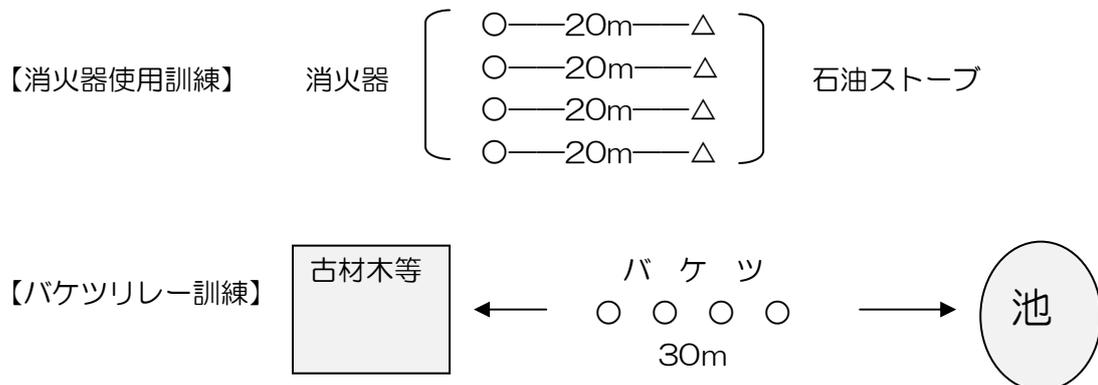
防災訓練における成果は、第1に「地震発生時に役立つか」であり、第2に「防災知識が身につくか」の2つに大別されます。訓練をしても、発生した災害に適応できなかったり、訓練の内容的な問題で住民の中に防災知識が根付かなければ、ただ単に、便宜上行っているだけになります。訓練の成果を上げるためには問題点を洗い出し、次の訓練では問題点を修正して生かす訓練にしましょう。訓練の成果を上げるためには、下記の5つが重要となりますので、ぜひ心掛けてください。

### ① 訓練実施計画をたて計画的な訓練の実施

決められた時間内で効果的に訓練するためには、その訓練の目的、実施要領等を明らかにした訓練実施計画をつくり、市町の防災訓練担当者に相談をしてください。

### 訓練実施計画（例）

訓練種別	消火訓練	目的	○月○日	〇〇防災会 午前9時から 午前11時まで
場所	〇〇公園広場			
指導者	〇〇消防署員3名			
参加者	消火班員ほか全員			
目的	1 各種消火器の性能についての知識及び取扱要領の習得 2 バケツリレー等による消火要領の習得			
実施要領	想定	石油ストーブの上に、地震によって棚上の新聞、雑誌が落下し、火災になったものとする。		
	内容	1 消火器の性能についての知識及び取扱要領を〇〇消防署の指導で行う。 2 実際の消火を下図のように石油ストーブ及び古材木、雑誌類を置き、指導者の合図により交代して行う。		
備考	参加者は、できるだけ活動しやすい服装をしてくること			



## ② 関連機関との調整

訓練の実実施計画ができた段階で、事前に防災関係機関に内容を検討してもらい、協力を依頼します。

訓練会場を確保したら、市町の防災担当や防災関係機関に早めに届け出るようにしてください。届け出の内容は、日時、責任者、訓練内容、訓練会場、目的、参加予定人数などです。

消火訓練や救出救助訓練などは危険を伴いますので、消防機関との入念な打ち合わせが不可欠となります。訓練予定日の直前に再度確認をしておくことが重要です。

## ③ 地域の特性に応じた訓練の実施

津波や山・がけ崩れの危険予想地域か、住宅密集地で延焼火災の危険予想地域かなど、その地域の特性を考えた訓練を実施しましょう。

海岸に隣接した地域	津波を想定した訓練、海水浴客も加えた訓練
急傾斜地に隣接した地域	山・がけ崩れを想定した訓練
住宅密集地	延焼火災を想定した訓練、シナリオのない訓練
観光地	観光施設利用者を加えた訓練
社会福祉施設に隣接した地域	社会福祉施設入所者を加えた訓練
事業所が混在した地域	住民と事業所の合同訓練
病院に隣接した地域	住民と病院の合同訓練



## ④ 訓練の実施を周知徹底し日時や訓練内容に変化をつける

訓練の実施を周知徹底	訓練日時を記載した回覧板やポスター・チラシもしくは広報を利用して、訓練の実施を「知らなかった」人がいないように徹底させましょう。
訓練の日時に変化をつける	いつも同じ日時に実施していると、同じ人しか参加できないので、休日や夜間など多くの人が参加できる日時にも設定してみましょう。
訓練内容に変化をつける	様々な年代の人に参加してもらうことが望ましいので、各回テーマをしばり、地域の災害を想定したイメージトレーニング、女性のみによる避難訓練、中学生や高校生等による情報伝達訓練、高齢者や子供を対象とした訓練など変化をつけてみましょう。

## ⑤ 興味を持って参加、楽しめる訓練

防災訓練の参加者は、「いつも同じ人ばかり」と思ったことはありませんか。防災訓練に参加するということは、自主防災組織の活動を理解してもらうとともに、各種資機材の操作方法を認識してもらう良いチャンスです。防災訓練の中にイベント的な事柄を取り入れるなど、少しでも参加しやすくなるような工夫をしましょう。また、外国人や身体の不自由な方等（災害時要援護者）にも積極的に参加してもらうため、平常時からコミュニケーションをとるよう心掛けてください。

## 【具体例】

- ・ 宿泊を伴う防災キャンプ、テント生活体験
- ・ バーベキューイベントを活用した非常時調理体験
- ・ 地域のイベント（運動会、盆踊り大会等）に合わせて行う訓練
- ・ 災害を想定した障害物競争、バケツリレー競争、担架競争、防災用品借り物競争
- ・ ウォークラリー
- ・ 防災ウォッチング（町あるき探検）
- ・ オリエンテーリング、ロゲイニング
- ・ 地震体験車体験
- ・ スモークハウス体験
- ・ 防災クイズ、クロスロード など

### (3) 事故防止

#### ① 危険を伴う訓練には専門家の指導を

- ・消火訓練や救出・救助訓練は消防署員など専門家の指導を受けましょう。

#### ② 事前に十分な説明を

- ・訓練を始める前には、必ず事故防止について参加者に注意をしましょう。
- ・訓練で使用する資機材については、操作方法・危険性などについて事前に十分説明しましょう。

#### ③ 服装は訓練に適したものを

- ・服装は訓練に適したものとし、軍手・ヘルメット（防災頭巾）を着用しましょう。

#### ④ 訓練中に事故が発生した場合は適切な措置を

- ・訓練中、整理・整頓に気をつけましょう。
- ・訓練中には事故防止に万全の注意を払い、万一事故が発生した場合はケガ人の救護を最優先するなど、適切な措置をしましょう。

### (4) 防災訓練災害補償制度の適用について

防災訓練中にケガをした場合、各市町では補償のために障害保険等に加入しているので、事前に計画を届け出るとともに、補償内容などを確認しておきましょう。また、レクリエーション保険などもありますので、詳しくは損害保険会社へ問い合わせてください。

#### **注意** 補償の対象となる場合

- (1) 市町又は消防機関の主催する防火防災訓練に自主防災組織、民間防火組織、町内会等が参加したとき。
- (2) 自主防災組織、民間防火組織、町内会等が自主的に行う防火防災訓練で、事前に市町防災担当課又は消防本部に「防火防災訓練届」が提出されたものなど。  
なお、詳細は市町の防災担当課等に確認すること。

### 3 地域防災訓練の方法

防災訓練では、概ね下記の訓練が代表的な訓練として実施されています。どの訓練も重要で、このすべての訓練が有機的に機能してこそ人の命を救い、災害を拡大させないこととなります。

また、大地震が発生した際、身の回りでどのような災害が発生する恐れがあるのかをあらかじめ理解しておくことはとても大切です。イメージトレーニングや図上訓練などにも積極的に取り組みましょう。

#### 代表的な防災訓練

##### (1) 災害図上訓練 [DIG] (ディグ)

参加者が大きな地図を囲みながらゲーム感覚で災害時の対応策を考える図上訓練です。



##### (2) 自主防災組織災害対応訓練[イメージ TEN]

自主防災組織の本部員の立場で、災害対応を疑似体験するイメージトレーニングです。



##### (3) 初期消火訓練

大きな地震災害で最も怖いものの1つは、火災です。

火災が発生した場合に素早く消火を行うための訓練です。



##### (4) 救出・救助、応急救護訓練

阪神・淡路大震災では、多くの人々が倒壊した家屋の下敷になって亡くなっています。この訓練では、地域住民の命にかかわる重要な活動を実践するための訓練です。



##### (5) 情報収集・伝達訓練

災害に際し、住民は恐怖と不安の真只中で情報を求めています。また、市町も地域の情報を求めています。正しく迅速に収集伝達するための訓練です。



## (6) 避難訓練

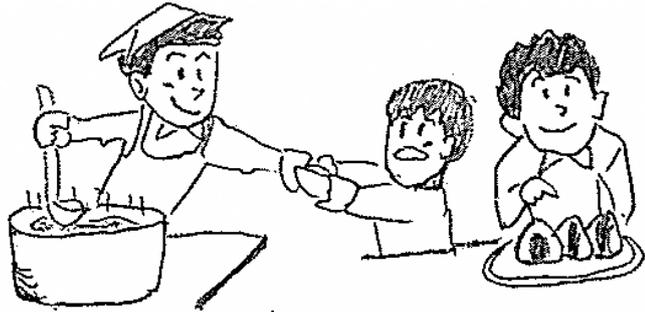
特に、津波や山がけ崩れ、延焼火災から身を守るための訓練です。

また、避難するときに、災害時要援護者への配慮を習得する訓練です。



## (7) 給食・給水訓練

大規模な災害が起これば、ライフラインがマヒし、流通機能が混乱するので食料や飲料水などの入手が困難になります。物資が供給されるまでの間は自力で対処しなければなりません。そのため、協力して、給食・給水活動をする訓練です。



## (8) 避難所運営ゲーム[HUG] (ハグ)

避難所で起きる様々なことをゲーム感覚で疑似体験するイメージトレーニングです。



## (1) 災害図上訓練「DIG」

## 災害図上訓練「DIG」とは？

参加者が地図を囲みながらゲーム感覚で災害時の対応策を考える災害図上訓練のことで、Disaster（災害）、Imagination（想像）、Game（ゲーム）の頭文字を取って名づけられました。

## DIGの特徴は？

- 参加者が大きな地図を囲み、議論を交わしながら進めていきます。
- 地図に書き込みをすることで、地域の防災マップができ上がります。
- 決まったルールがなく簡単で、経費もほとんどかかりません。
- 日ごろ気付かなかった地域の防災対策が明らかになり、参加者の防災意識が向上します。

## どのような人が必要？

## 進行役

全体の企画、  
進行、講評等

## スタッフ・補助

進行役の補佐  
する人

## プレイヤー

地図を囲む参加者

## 事前に準備するものは？

## 地図（住宅地図等）

※地図はたたみ2畳（1.8m×1.8m程度）の大きさにつなぎ合わせる。

## 透明シート

※縮尺はテーマ、参加者等に応じて決める。小・中学校区といった範囲なら、縮尺1/1,500～1/5,000程度。ただし、実際に地図を見てから決めること。

## 文房具類

※透明シートはホームセンターや写真店、梱包用品店で取り扱っている。

## 被害想定データ

※テープ 模造紙 出席者名札 ハサミ・カッター 定規 12色油性ペン ドットシール（大小多数） 付箋 白紙 色押しピン 紙粘土 ベンジン（修正液） ティッシュペーパー

## 防災関係施設配置資料

※テーマや参加者に応じて用意する。

※被害想定は県危機管理部のHP（P.124参照）や市町防災担当課で分かる。

## 準備開始！

## 地図の用意

住宅地図の場合は  
該当箇所を用意

## 参加者名簿

参加者のグループ  
分けも用意

## 会場設定

たたみ2畳程度の地図  
を載せるテーブル配置

## いよいよD I Gを開始！

1 グループ 10 名程度が適当。グループメンバーが決まったら、リーダーや記録係を決める。選び方は状況に応じて弾力的に。

参加者は名札をつけ、自己紹介などにより話しやすい雰囲気づくりをする。防災活動歴や被災体験談などを交えてもよい。

参加者がこういった立場で、どのような災害に立ち向かうのか、その役割を確認する。参加者の立場は、D I Gのテーマに応じてあらかじめ設定しておいてもよい。

また、提示する被害想定は詳細である必要はないが、資料を調べてある程度現実的なものを用意する。

用意された地図をたたみ 2 畳分につなぎ合わせる。

テーマに応じて様々な防災関係条件を書き込む。

- ① 交通施設（特に道路）、河川等の線状のもの
- ② 役所、病院、消防署、公園（避難地）などの防災施設
- ③ 危険な場所（津波や山・がけ崩れの危険予想地域など）
- ④ 住宅密集地域、古くからの住宅が多い地域
- ⑤ 災害時要援護者が多く在住する地域
- ⑥ 被害想定、表層地質図 など

### ポイント

- 条件に応じて色を使い分ける。色の使い方は一定のルールがあった方がよい。
- 広い場所は外周を囲む。
- 特に重要な場所は名称等を記載する。
- 粘土や押しピンを使って立体的に表示してもよい。
- 方位や表示凡例を記録する。
- 透明シートを複数利用すると多くの条件の書き込みが可能。
- 各地域にあった道具や方法を工夫して誰でも一目でわかるようにするとよい。
- 書き込みは全員で行う。テーブルの上に乗っても構わない。書き込みしながら状況を整理する。
- 参加者は想像力を膨らませて災害時の対策や事前の対策を考える。

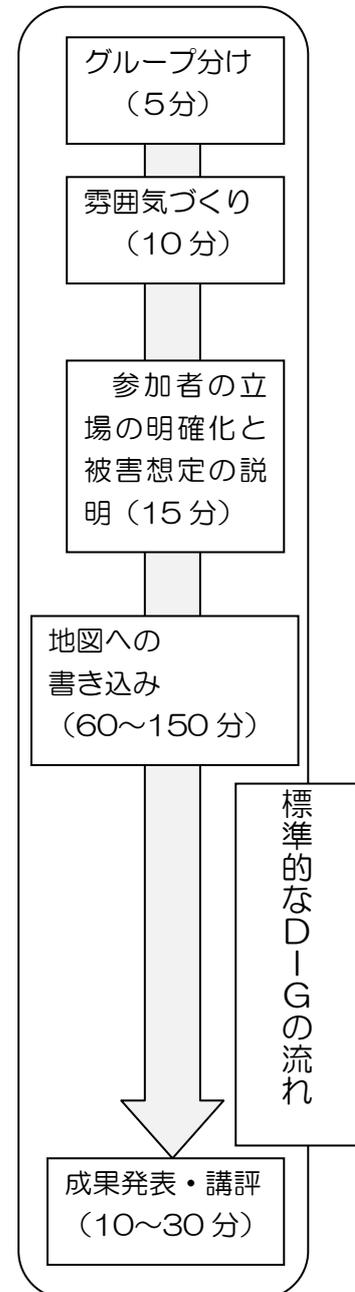
できあがった地図を見ながらテーマに応じた意見交換を行う。

参加者自らが課題を認識し、自然に議論が深まっていくのが理想的な姿であるが、初期の段階では具体的な課題を提示し、その解決策等について考える。

グループごとに話し合われた内容について発表する。

様々な意見交換により情報が共有され、参加者の考えがより深まる。

アドバイスができる立場の人がいれば、成果発表の内容や、参加者の取組等について講評してもらおうとよい。



## D I Gにより「人を知り、地域を知り、災害を知ろう！」

- 地図との対話によって、地域をより深く理解できます。
- 参加者の間に連帯感が生まれ、信頼関係が育まれます。
- 分野が異なる参加者とも連携や交流が図れます。

## (2) 自主防災組織災害対応訓練「イメージTEN」

### 自主防災組織災害対応訓練「イメージTEN」とは？

自主防災組織の役員を中心に、災害時にどう対応したらいいかを考えるイメージトレーニングです。参加者が自主防災組織の役員となった場合の疑似体験を経験することで、地域における災害対応を俯瞰的に理解することができるものです。

イメージTENの「TEN」の名称の由来は、Image Training & Exercise of Neighborhood。すなわち、近隣のための仮想訓練・仮想演習という意味ですが、付与される課題の数が10題用意されていることも「TEN」の由来でもあります。

#### 対象となる地域は？

実在の地域でも、架空の地域（地域A）でもかまいませんが、参加者が特定の地域事情を把握している場合や特定の自主防災組織の役員で行う場合は、できる限り、実在の地域を対象とします。

#### 準備（想定）するものは？

- ア イメージする地域の設定条件（設定条件を記載した地図または資料・凡例）
- イ 参加者に付与する課題（対象地域で想定する事象、被害などのシナリオ）
- ウ 対象とする自主防災組織の役員人数（架空の場合は想定人数を設定）
- エ 防災資機材の品目と数量（架空の場合は標準的な品目と数量を設定）
- オ 筆記用具、文房具類

※ 対象地域の地図については、実在の場合は適当な縮尺の地図を使用。架空の場合は、地域Aの地図を使用する。

※ ウ及びエで設定した人数と資機材等については、役員及び防災資機材の管理表を使用するとよい。

いずれも、県危機管理部または県地震防災センターのHP（P.124 参照）から入手

#### 架空の地域Aの地理的条件

- ・ 地域Aは、津波や山がけ崩れの心配のない平野に位置する0.4平方km（東西500m、南北700mの範囲）で、300世帯、1,000人が居住
- ・ 世帯の多くは一戸建て住宅だが、広い庭を有しているところはほとんどない。マンションなどの集合住宅も存在する。
- ・ 地域内を貫通する幹線道路には、小学校、商店、飲食店、会社事務所などが立地。地域の北側一帯は田畑もある。
- ・ 町内会活動や自主防災組織活動は至って標準で、地域の運動会や防災訓練は年1回開催。参加者は全世帯の半数程度

#### イメトレ開始！

参加者は役員を演じます。

イメトレを行う対象地域のイメージができれば、次に、参加者を、この地域の自主防災組織の役員になったと仮定して分担を決めます。実際の役員で行う場合は、そのまま各自の役職を充ててください。

次に、情報班、消火班など班別の人数を想定しておいてください。

### 地震発生の設定条件

次に、東海地震（大規模地震）の発生条件を決めます。  
進行役があらかじめ決めておいてもかまいませんし、その場でくじ引きなどで決めてもかまいません。

「平成〇年×月×曜日の×時に東海地震（大規模地震）が発生しました。  
地域 A は全域震度 6 強以上の強い揺れが 1 分以上続きました。  
そのときの天候は「××」です。」

### 自主防災組織の本部設置

地震の揺れも収まり、参加者は無傷で助かったという前提で始めます。  
ここで、各グループで設定した地域の自主防災組織の本部をどこに設置するか決めてもらいます。もちろん、実在の地域で行う場合は実際の場所に本部を印してもらいます。  
本部は停電により電気機器類は全く機能しておらず、通信機器もほとんど使えないという状況であることを補足してください。

### 防災資機材の確認

次に、防災資機材と防災用品が防災倉庫に保管されていることとし、これらの資機材を適宜使用できるようにします。  
架空地域 A で行う場合は、このマニュアルの P 5 にある装備基準例を参考にしてください。イメトレで付与される課題ごとに「どこに、いくつ持っていくか」イメージできるようにします。もちろん、実在の地域の情報で行う場合は、実際の防災資機材等の品目と数量をリストアップした資料を使用します。

### 課題付与！

いよいよ、ここから、設定した地域で様々な出来事が起きることとします。時系列で課題を付与し、各グループでどう対処するか考えてみるようにしてください。  
課題は、所要時間や参加者によって、適宜進行役の方が用意してください。1 時間で 5 ～ 6 題が標準です。課題当たり、7 ～ 10 分間で検討してもらいます。  
課題付与の方法は、パワーポイントでスクリーンに映すこともありますが、カードや A 5 程度の紙に記載して、上記の時間間隔ごとに配布する方法もあります。  
順次、課題を配布します。  
参加者は、課題ごとに対応策を意見交換してください。

※ 標準的な課題内容は、県危機管理部または県地震防災センターの HP（P.124 参照）から入手できます。

### 振り返り

終了時刻が来たら、途中でも終わりにします。  
最後に、各課題にどう対応したのか、あるいは、どのようなことに悩んだのか、何か疑問が生じたのか、新たな発見があったのか、演習をやった感想などを発表してもらいます。  
重要なことは、適宜、解説を加えるようにします。

### (3) 初期消火訓練

大地震が起こると、多くの場合火災が発生します。阪神・淡路大震災でも、火災により大きな被害が発生しました。特に、関東大震災のときには、東京で亡くなった方の95%が火災によると言われています。恐ろしい火災を起こさないために、各家庭での出火防止対策を積極的に行うとともに、火災発生時の初期消火方法を習得しておくことが大事です。

自主防災組織は初期消火活動を狙いとして訓練します。代表的な訓練にはバケツリレーによる消火、消火器による消火、可搬ポンプによる消火があります。

#### 【消火器を使用した訓練】

- ① オイルパンを用意
- ② オイルパンに水、ガソリン等を入れる。
- ③ 風上から点火。
- ④ 粉末消火器等で消火。



粉末消火器      オイルパン

#### オイルパンの準備

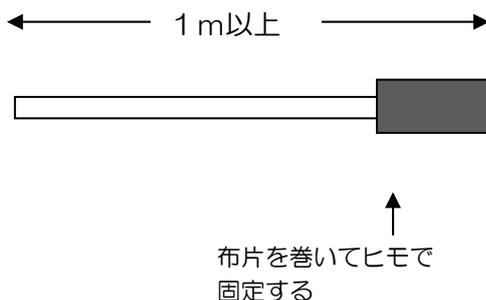
- 訓練場所は、空地など他に延焼のおそれのない場所を選ぶ。
- オイルパンは水平な場所に置く。
- オイルパンに2cm位の深さに水を入れ、その中に1～3ℓ（オイルパンの大きさにより量を調整する）の灯油又は、廃油等を入れる。寒冷期等で点火しにくい場合は助燃燃料として、0.1～0.2ℓのガソリンを入れる。

水、灯油、廃油、ガソリンはオイルパン半分以下とする（多すぎると燃料があふれだし、火面が一挙に広がるおそれがある。）

（注）オイルパンの底面積が概ね1m四方の場合

助燃燃料	0.1～0.2ℓ（ガソリン）
灯油、廃油	1～3ℓ
水	深さ2cm以上 (2ℓ～6ℓ)

#### 点火用の棒

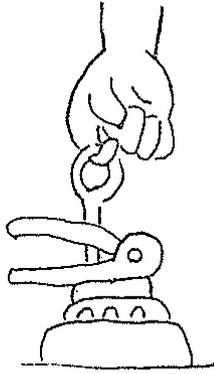


#### 注意

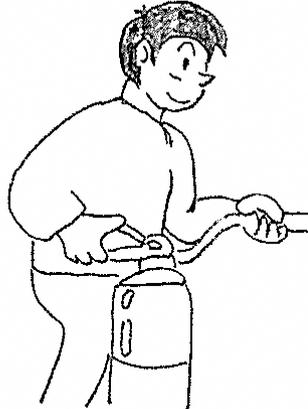
- 風下の住宅等との距離を十分とる。
- 点火は、専用の点火棒を使い、絶対に直接マッチで点火するようなことをしない。専用の点火棒がないときは左図のように作り使用する。
- 風上から点火する。
- 燃料用の油類の容器は、10m以上離し密栓する。
- オイルパンを繰り返し使用する場合は、冷却を確認し燃料を補給する。
- 見学者はオイルパンから最低10m離れる。
- 予備の消火器を用意する。
- 訓練後の廃油の処理に留意する。

## 消火器の使い方

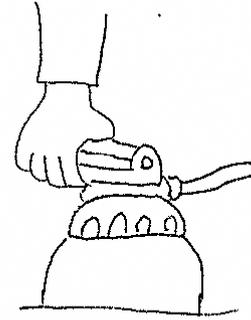
①安全ピンをはさず



②ホースをはずし、ノズルを火災に向ける



③レバーを強く握る

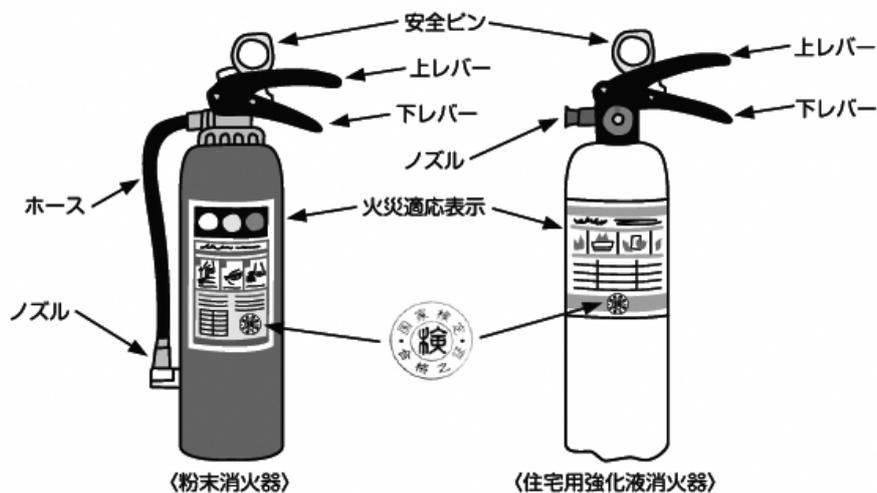


消火の要領としては、煙に惑わされず、火元を掃くようにノズルを左右に振りながら、手前の火から完全に消して前に進みます。屋外では風の影響を考えて風上から放射します。室内では自分自身の避難路を確保し、身体を低くし煙や熱気を避け火元に近付いて放射します。粉末消火器を使用した時は、燃烧物の中心まで完全に消えていないことがありますので、再燃させないためにも、水を十分かけておく必要があります。

## 消火器の種類

消火器には、火災の適応表示がありますので、火災の種類に適した消火器を選びましょう。

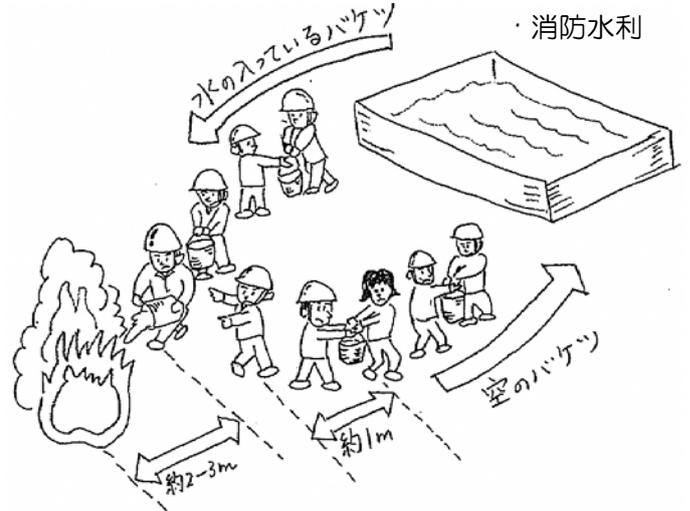
普通火災	白色	木材、紙、布などが燃える火災用
油火災	黄色	灯油、ガソリンなどが燃える火災用
電気火災	青色	電気設備などが燃える火災用



【バケツリレーでの消火訓練】

- ① バケツリレーのチームを作る（20人程度、水の入っているバケツ班とカラのバケツ班）。
- ② 火災の状況を示す（可燃物に風上から着火）
- ③ 人は背中あわせに2列に並びバケツを中継（1列10人、バケツ7個位）
- ④ バケツを持って風上から近寄り、安全距離2～3mをみて注水位置を決める。
- ⑤ 火の勢いを抑えるように注水

- 注意
- ・バケツの取手部を両手で持つ者と、バケツの柄を両手で持つ者で、ぶつかり合わないようにして手渡す。
  - ・この場合可燃物にはオイルパンは使用しない。
  - ・見学者は火元から10m以上離す。
  - ・予備として消火器を用意する。



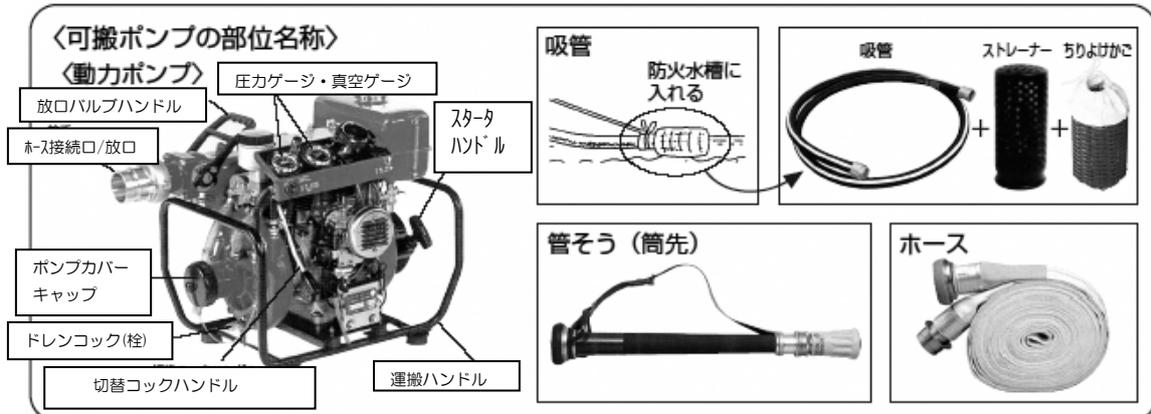
バケツの取手部を両手で持つ者と、バケツの柄を両手で持つ者で、ぶつかり合わないようにして手渡す。

【可搬ポンプでの消火訓練】

<可搬ポンプを使用する場合の体制>



- ・消火員（筒先）2名 予備員1名 機関員1名（動力ポンプ操作）
- ・連絡員1名（指揮者の指示を連絡） ・指揮者1名（放水の合図等）



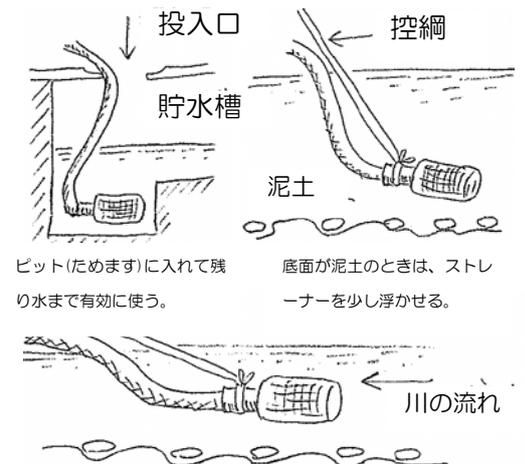
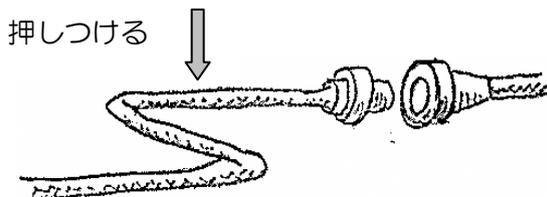
### 〈C1級ポンプの標準的な能力〉

- 消火範囲 水源から 120～140m
- 連続運転時間 40～45分
- 吸水高(深さ) 吸管 6m (実用は 5m とみる)
- 放水量 420ℓ/分 (ノズル口径 17mm ポンプ圧 5kg/m<sup>2</sup> のとき)

※ したがって 25 分間放水する場合は、約 10 t の水利が必要となります。

### 〔作業方法〕

- ① 動力ポンプを固定する。
- ② ポンプカバーをはずして吸管を動力ポンプへつける。
- ③ 吸管を防火水槽などへ入れる。
- ④ 動力ポンプの接手へホースをつける。
- ⑤ 1本のホースで足りない場合はもう1本のホースを継ぎ足す。



- ⑥ 筒先をホースの先端につける。
- ⑦ 中間部分のホースが曲がっていないか確認。特に動力ポンプの接手は角度が変更されるので、ホースと接手はまっすぐに伸ばす。
- ⑧ 筒先 2名、指揮者 1名、機関員 1名、予備員 1名、連絡員 1名配置につく。
- ⑨ 指揮者の合図(号令)で機関員がポンプを作動させる。
- ⑩ 燃料コックレバーを開ける。
- ⑪ 放口バルブが閉まっていることを確認
- ⑫ エンジンをつける。
- ⑬ 真空ポンプ操作を行う。
- ⑭ 機関員はスロットルを調節しながら連絡員に合図し、放口バルブハンドルを少しずつ開けて送水。

### 注意

- ・ 水利をあらかじめ確認しておく。(耐震性貯水槽、防火井戸、防火水槽、プール、河川など)
- ・ 原則として屋外側から放水を行う。
- ・ 訓練にあたっては、消防署員、消防団員、地域防災指導員などの指導を受けること。

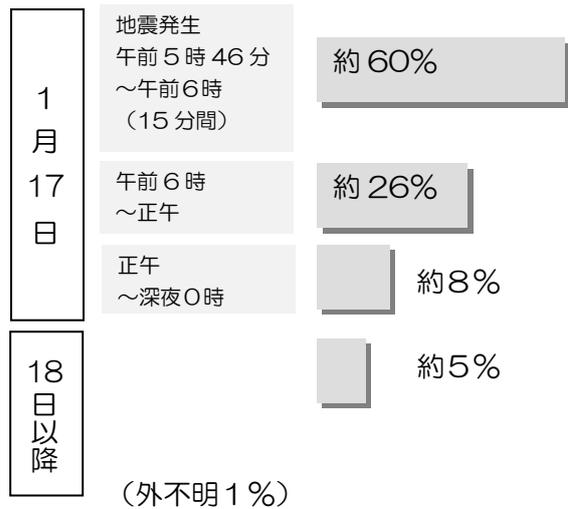
(4) 救出・救助、応急救護訓練

■ 救出・救助訓練

倒壊家屋からの救出訓練は、かなり技術的、専門的な要素があるため、自主防災組織として対応可能な救出訓練を実施します。消防署員、消防団員、大工、とび職人など手慣れた人を中心に、事前に家屋の造りや救出の仕方について指導してもらいましょう。いざというときは、近隣住民による救出チームを編成し、できるだけ早く救出しなければなりません。

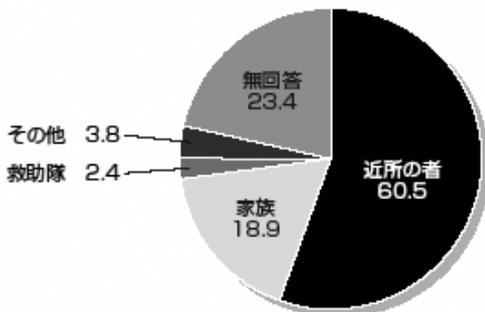
右図に示したように、阪神・淡路大震災では発生から15分間に約60%の人が亡くなり、発生から6時間で約86%の人が亡くなっています。一方、救出されたほとんどが発生から72時間（3日間）以内に救出されましたが、この時間を過ぎると生存率はかなり低下します。また、神戸市消防局の神戸市民への聞き取り調査では、救出救助を行った人の約61%が近所の人となっています。長時間におよび内臓等を圧迫されていた場合（「クラッシュ症候群」（P.40参照））は、救出されても生存率がかなり低下することから、自主防災組織による素早い行動が必要になります。このため、救出・救助訓練を実施し、住民や事業所の知識を高め、基礎的な技能を身につけてもらう必要があります。

死亡時間別死者数  
（阪神・淡路大震災の死者の分析）

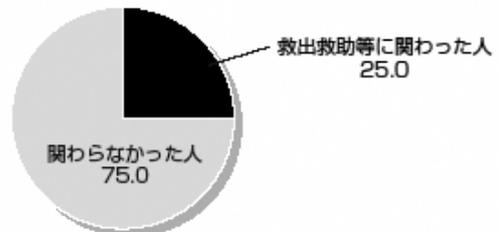


（以上、兵庫県警の資料により作成）

阪神・淡路大震災で救出・救助に当たったのは



避難所の神戸市民840人の聞き取り調査(%)  
（平成7年2月神戸市消防局調査）



自主防災組織では、地震発生直後に家屋等（ブロック塀を含む）が倒壊したと設定して、下敷きになった人を鉄パイプや角材、ジャッキなどを使用して救出し、搬送する訓練をします。

### 【建物の屋根を破壊して救出・救助】

廃材やベニヤを利用して、倒壊した建物の屋根の部分をつくる。

- ① 幅4m、高さ3m程の屋根をつくる。
- ② 中に生存者のいることを示す（人形等を入れておく）。
- ③ 救出にあたっては、倒壊建物の中にいる人に声をかけ、安心感を与える。
- ④ ジャッキなどを使って持ち上げる。ない場合は、おのやバールで屋根を壊す。

瓦 ぶ き：大バールやおので瓦を引き剥がし、おのを使い野地板をたる木にそって切断  
トタンぶき：鉄板の接続部分近くにバールを入れて引き剥がし、野地板をたる木にそって切断  
スレートぶき：おのの背部で叩き割って除去し、野地板をたる木にそって切断

### 【倒壊家屋からの救出・救助】

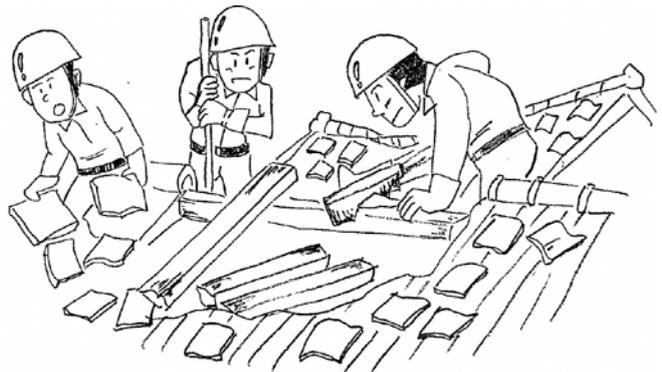
廃材を利用して倒壊した建物をつくる。

- ① 中に生存者のいることを示す（人形等を入れておく）。
- ② 救出にあたっては、挟まれている人に声をかけ、安心感を与えるようにする。
- ③ 木材・バール（木材の太さは10cm以上）をテコにして、あるいはジャッキ（パンタグラフ型が使いやすい）で間をつくる。
- ④ 間隙が崩れないように角材（長さ40～50cm）で補強し救出する。

### 注意事項

救出訓練の準備及び実施にあたっては事故が生じないように十分留意すること

- ① 参加者の服装（ヘルメット、釘を踏み抜かないような靴、軍手など）に留意する。
- ② チェーンソーを使用した訓練にあたっては、見学者等が十分距離をおく、切る角材等は地面にしっかり台を置き固定する、指導者が監視するなど、安全に十分注意すること
- ③ 廃材等が使われることが多いため、すり傷などに備え救急箱を用意すること  
なお、釘等でけがの可能性があるので無理に倒壊家屋から引き出さないようにすること
- ④ 訓練にあたっては、消防署等の専門機関の指導を受けてください。

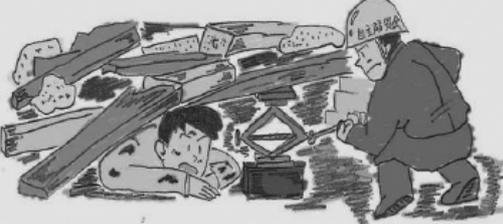


## 【必要な知識】

## 怖い!クラッシュ症候群

**倒壊した建物などに長時間はさまれていた人の命を奪う!**

建物や家具の下敷きからせっかく救助されたのに、やがて亡くなってしまう方がいます。その原因のひとつがクラッシュ症候群。長時間、はさまれていたために血流が遮断され、それが原因で、突然、心臓が止まってしまう症状です。水を飲ませながら救出し、はさまれていた状態と時間を腕や衣服などに書いて、できるだけ早く血液透析のできる病院に搬送することが大切です。(救護所には搬送しないこと)



長時間、足などが圧迫されて血液の流れが遮断されていると、周辺の筋肉の細胞の膜が破壊されます。救助され、圧迫から解放されて、血流がもどると、血液から壊れた細胞膜を通じて細胞に水分が取り込まれてしまいます。その結果、体が脱水状態となり急性腎不全を引き起こします。

対応は?

水分をたくさん取らせることが必要です。とくに2時間以上はさまれていた人は要注意です。

対応は?

壊れた筋肉細胞からは血液にカリウムなどが流れ出し、高カリウム血症を引き起こし、心臓を止めてしまいます。

すばやい血液透析が必要です。

**※救出・救助訓練やトリアージ訓練に必要な知識です。**

## クラッシュ症候群の可能性のある人に対して行うこと

- ① 水分を摂らせる。
- ② 挟まれていた状況と時間が医師に分かるよう服などに記録する。
- ③ 長時間挟まれていた場合は、救護所ではなく直接医療機関（透析のできる）へ搬送し、クラッシュ症候群の疑いがあることを告げる。
- ④ 挟まれていた部分（四肢）より心臓に近い側を縛る（知識や経験がない場合はしない）。

## ■ 応急救護訓練

応急救護や手当の訓練をするにあたっては、いくつかの負傷の状況を想定して実施することになります。

応急手当とは、医療機関で診療を受けるまでのとりあえずの処理のことですが、間違った方法ではかえって容体を悪化させたり、命に関わることにもなりかねませんので、正しい手当方法を覚えましょう。

救護訓練では専門的な知識を要するので、消防署などの関連機関から救護の専門家に参加してもらい、指導を受けるようにします。

自主防災組織の救護班は、住民参加の訓練とは別に、日本赤十字社や消防機関などが行う救命講習や応急手当指導員講習などを受講して、より専門的な訓練を受けるようにしておきたいものです。

### 【骨折に対する応急手当】

#### ① 骨折の部位を確認します。

- どこが痛いか聞きます。
- 痛がっているところを確認します。
- 出血がないか見ます。

#### 【ポイント】

- 骨折の疑いのある時は、骨折しているものとして手当をします。
- 確認する場合は、痛がっているところを動かさないようにします。
- 患部を冷やし、心臓より高くして安静にします。
- 骨折の症状には、痛み・はれ・変形などのほか、骨が飛び出していることもあります。この場合、飛び出した骨にさわらない。元に戻さない。(救護所や病院で申告)



#### ② 骨折しているところを固定します。

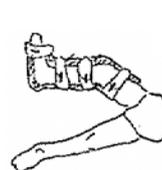
- 協力者がいれば、骨折しているところを支えてもらいます。
- 副木を当てます。
- 骨折部を三角巾などで固定します。

#### 【ポイント】

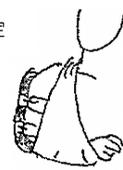
- 副木は、骨折部の上下の関節が固定できる長さのものを用意します。
- 固定するときは、傷病者に知らせってから固定します。
- ショックに注意します。



腕の固定

雑誌を利用した  
前腕部の固定

足の固定

三角巾などで  
腕をつるす

#### ③ 副木がない場合は、身近なものを利用します。

副木の代用としては、十分な硬さと適当な長さ及び幅をもつものが使用できます。例えば身近にあるボール紙、新聞紙、雑誌、板、戸板、棒、毛布、かさ、野球のバット、鉛筆、定規、しゃもじ、掃除機の延長用パイプなどです。

## 【熱傷（やけど）に対する応急処置】

## ① 熱傷の程度を調べます。

○熱傷の深さ（皮膚の状態）は？

- 赤くなっている（Ⅰ度） ●水疱か、水疱が破れた状態（Ⅱ度）
- 白っぽくなっている（Ⅲ度）

## 【ポイント】

熱傷の程度が次の場合は「重症の熱傷」であり、直ちに専門医による処置を受ける必要があります。（可能であれば救急車で搬送）

- Ⅱ度の熱傷で、体表面積の30%以上の熱傷の人
  - 顔の熱傷で、Ⅲ度の熱傷又は鼻毛が焦げたり痰が黒色になっている人（気道熱傷）
- ※気道熱傷は高温のガスや蒸気を吸い込んだ場合もあり外見だけでは分からないことがあります。

- Ⅲ度の熱傷で、体表面積の10%以上の熱傷の人
- ※老人や乳幼児は熱傷の広さが狭いときでも、重症となる場合があります。

○熱傷の広さは？



簡単な方法として  
手掌法があります。

傷病者の片手の手のひらの面積を1%と考えて、熱傷の面積を調べるものです。

## ② 比較的軽い熱傷（Ⅰ度や狭い面積のⅡ度の熱傷の場合）

○できるだけ早く、きれいな冷水で15分以上痛みがなくなるまで冷やします。

○十分に冷やしてから、きれいなガーゼを当て、三角巾や包帯などをします。

## 【ポイント】

- 靴下など衣類を着ている場合は、衣類ごと冷やします。
- Ⅰ度で広い範囲の熱傷の場合は、体が冷えすぎないように注意します。
- 水疱を破らないようにします
- 薬品を塗ってはいけません。



## ③ 重症の熱傷

○広い範囲の熱傷の場合は、きれいなシーツなどで体を包みます。

（包んだ後、低体温症となることがあるので、毛布などで保温する場合があります。）

○Ⅲ度の狭い範囲の熱傷の場合は、きれいなガーゼやタオルなどで患部を覆います。

## 【ポイント】

- 重症の熱傷の時は、冷やすことよりも、早く医師の診察を受けるようにします。



## ④ 化学薬品による熱傷の場合

○衣類や靴などをすぐに取り除きます。

○体に付いた薬品を水道水などで20分以上洗い流します。

（薬品の種類によっては水で洗ってはいけない場合があります。）

○目に入った場合は、水道水などで20分以上洗い流します。

## 【ポイント】

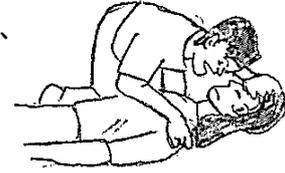
- 薬品を洗い流す場合は、ブラシなどでこすってはいけません。
- 化学薬品に限らず、目の熱傷の場合は、絶対に目をこすってはいけません。



## 【心肺蘇生法】

## ① 意識を調べる

耳もとで「大丈夫ですか」と呼びかけながら、両肩を軽くたたき、反応があるかないかを見る。



## ② 助けを呼ぶ

意識がなければ大きな声で「あなたAEDを持ってきて」「あなた救急車を呼んで」と助けを求める。(注)大規模災害時には救急車は期待できない。

## ③ 気道の確保

片手を額に当て、もう一方の手の人差し指と中指の2本をあご先にあて、これを持ち上げ、気道を確保する。

## ④ 呼吸の確認

傷病者の口に耳を近づけて呼吸の有無を調べる。

- ・ 呼吸をしているか？
- ・ 正常な呼吸か？

体の動きがあるか？ これらの確認は10秒以内に調べる。



## ⑤ 胸骨圧迫（心臓マッサージ）

圧迫位置の確認・・・胸の真ん中を圧迫する。

腕をまっすぐに伸ばし、胸を5cm圧迫する。

胸骨圧迫（心臓マッサージ）30回と人工呼吸2回のサイクルを繰り返す。

口対口人工呼吸をすることに抵抗がある場合は、胸骨圧迫のみ行う。（1分間に100回のペース）



## ⑦ 人工呼吸の開始（口対口人工呼吸が可能な場合）

※一般市民は省略してかまわない

気道を確保したまま、額に当てた手の親指と人差し指で鼻をつまむ。大きく口をあげ、傷病者の口を覆い、空気が漏れないようにして息をゆっくりと2回吹き込む。

その後、胸部圧迫（心臓マッサージ）30回を交互に繰り返す。



## ⑥ 胸部圧迫（心臓マッサージ）の継続

通常の場合、救急車が到着するまで続ける。

AEDが使用できる場合は電気ショックを与える。

意識が戻らない場合は20分程度胸骨圧迫とAEDを繰り返す。

### 【AED（自動体外式除細動器）を活用した救命】

AEDとは、心室細動などの不整脈をおこし、突然心停止に陥った心臓に電気ショックを与えて、正常な動きを取り戻すための救命器具です。

電気ショックが1分遅れる毎に救命率が約10%ずつ低下すると言われています。いかに早くAEDを使用するかが救命のポイントとも言えます。

国内では、救命現場に居合わせた一般市民がAEDを使用することは、医師法に違反しないこととされています。

講習を受けていない人でも使うことはできますが、大切な人を守るためにも、消防署等で行われている講習を受けることをお勧めします。

AEDは、音声メッセージとランプで実施すべきことを指示してくれますので、それに従ってください。

- ① 電源を入れる。
- ② 胸とわき腹にパッドを貼る。
- ③ 自動で解析する。
- ④ 「ショックが必要です」というメッセージが流れたらショックボタンを押す。  
(周囲の人は離れる)



わかりやすい説明図や音声ガイドで使用できるAED

### 【止血の仕方】

一般に、体内の血液の20%が急速に失われると出血性ショックという重い状態になり、30%を失うと生命に危険を及ぼすといわれています。そのため、多量の出血がある場合は、迅速な止血処置が必要となります。

#### 1 直接圧迫止血法

- ① 出血部位を圧迫し、包帯をします。
- ② きれいなガーゼやハンカチなどを傷口に当て、手で圧迫します。
- ③ 大きな血管からの出血で、片手で圧迫しても血が止まらない場合は、両手で体重を乗せながら圧迫止血します。

#### 【ポイント】

- 止血の手当を行う時は、感染防止のためビニール・ゴム手袋などを自分の手にかぶせ、血液に触れないように注意します。なければビニールの買い物袋でも良いです



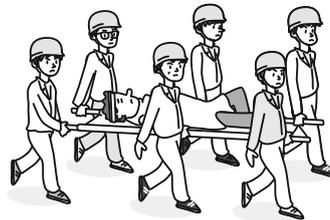
### 【負傷者の搬送方法】

地震などの災害が発生した場合、高齢者や身体が不自由な人(災害時要援護者)などは、自分だけで救護所や安全な場所に移動・避難することは困難です。また、負傷して動けない人も出てきます。

そこで、いざという時にこうした自力避難が困難な人を安全な場所に搬送することができるよう、応急担架のつくり方と搬送要領をふだんから訓練しておくことが大切です。

搬送は出来るだけ患者に動揺を与えないこと、そして運び終わるまで患者を観察し続けるようにしてください。

担架で搬送する場合、搬送する人の負担を軽減し、かつ、より安全に搬送するためには、担架の4カ所の持ち手のほか、左右の中間に1～2人ずつ補助員が入り、計6～8人で搬送するようにしてください。



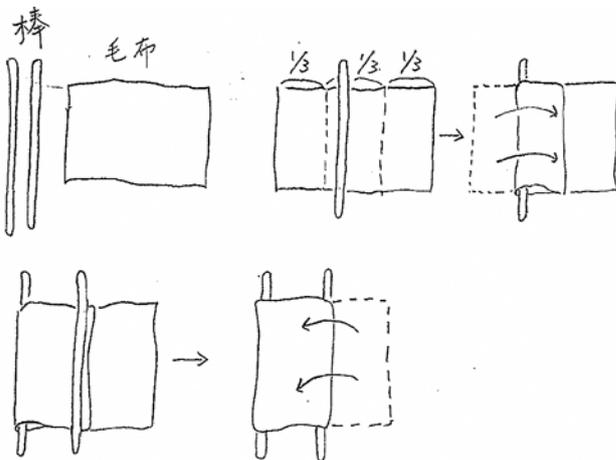
#### ① 毛布等を利用した応急担架

##### ○ 使用資機材

- ・棒（竹・木・鉄、パイプ等）（180～200cm）2本
- ・毛布

##### ○ つくり方

- ・毛布を地上に広げて置く。
- ・毛布の3分の1よりも中心側に棒を置き、その棒を包むように毛布を折り返す。  
（傷病者の身長に適応する毛布を縦・横に使い分ける）
- ・折り返される毛布の端にもう1本の棒を置き、その棒を折り込むように残りの毛布を折り返す。



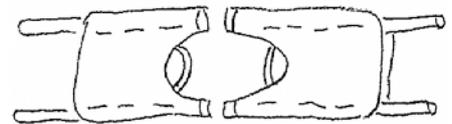
#### ② Tシャツ等を利用する方法

##### ○ 使用資機材

- ・棒（竹・木・鉄パイプ等）
- ・Tシャツ、セーター、ジャンパー等、2～3着

##### ○ つくり方

丈夫なTシャツ等を地上に置き、2本の棒を腕の部分に通して使用する。長さにより3着使用する。



#### ③ いすを利用する方法



※長距離の搬送は困難です。

④ 資機材なしで搬送する場合

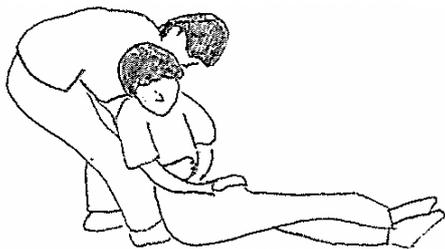
(注) 例示する搬送方法は、緊急に移動しなければならない事態が発生した場合など、極めて短い距離を搬送する方法です。

〈1名で搬送する方法〉

○背部から後方に移動する方法

[ポイント]

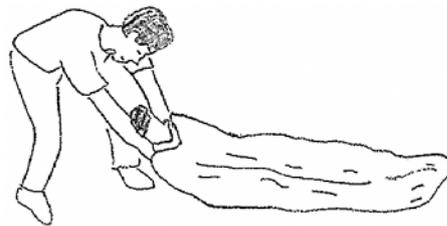
- ・おしりをつり上げるようにして移動させる。



○毛布、シーツを利用する方法

傷病者の胸腹部を圧迫することが多いので注意する。

- ・傷病者の状態、けがの部位により、もっとも適切な方法を選ぶ。



○背負って搬送する方法

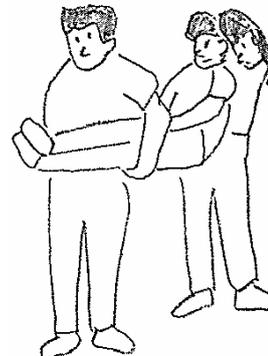
[ポイント]

- ・傷病者の両腕を交差又は平行にさせて両手を持って搬送する。



〈2名で搬送する方法〉

○傷病者の前後を抱えて搬送する方法



○横抱きで搬送する方法

[ポイント]

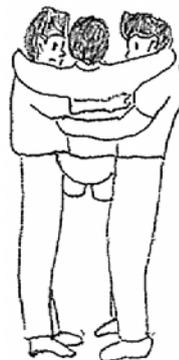
- ・乳幼児や小柄な人は横抱きにして搬送する。



○手を組んで搬送する方法

[ポイント]

傷病者の頸が前に倒れるおそれがあるので気道の確保に注意する。2名がお互いに歩調を合わせ、搬送に際して傷病者に動揺を与えないようにする。



## (5) 情報収集・伝達訓練

災害に際し、住民は恐怖と不安の中で情報を求めてきます。また、市町も地域の情報を求めています。不確かな情報やデマなどで住民が混乱しないように、自主防災組織がいち早く周囲の状況をつかみ、正確な情報を伝えることが大切です。そのためにも普段から情報の収集や伝達方法を整理し、確認しておきましょう。

### ■ 情報収集訓練

自主防災組織が、地域内の避難の状況、発災にともなう被害状況(死傷者、建物、交通路等の破壊の程度)、火災発生状況、生活情報等を収集し、正確・迅速に市町対策本部に報告する手順を訓練します。

#### ① 情報班長は情報班員に被災状況収集の指示を出す。

班長の指示がなくても各班員が情報収集を行うこと  
あらかじめ徹底しておくこと。

#### ② 情報班員が被災状況を現場で収集

情報班員は「いつ、何(誰)が、どこで、どうして、どのように」になっているのか、メモをとる。

#### ③ 情報班員に伝達を依頼

可能な限りメモをとるようにし、口頭だけの伝達はなるべく避ける。推測や不正確な伝達はしないこと。

#### ④ 情報班員は情報班長または自主防災組織本部へ収集した情報を伝える。

#### ⑤ 情報班長または自主防災組織本部は、この情報を記録、整理して市町対策本部に電話等で報告



### 情報収集訓練で大切なことは

- 1 時機に適した報告・・・第1報は詳しいことまでに及ばなくても、概要だけでもいいので報告し、確認情報は第2報以降にするなど時機に適した報告が大切。(バイク団体などの協力があると効果的)
- 2 事実の確認・・・災害時には、噂やデマが流れがち。情報は出来るだけ確認すること。
- 3 情報の一元化・・・市町の対策本部等に報告する場合には、自主防災組織で報告担当者を決めておき、互いに矛盾する報告がなされないよう、チェックする体制をつくる。
- 4 「異常なし」も重要な情報。定期的に報告。
- 5 無線など通信機器に慣れる。また、通話は簡潔に。(アマチュア無線団体などの協力があると効果的)

### ■ 情報伝達訓練

市町対策本部などの防災関係機関からの情報や指示事項、ラジオやテレビから得た情報を正確・迅速に住民に伝達する要領を訓練します。

#### ① 自主防災組織本部に口頭とメモで情報を示す。



同時通報無線・サイレン・半鐘・広報車・有線放送などで伝達



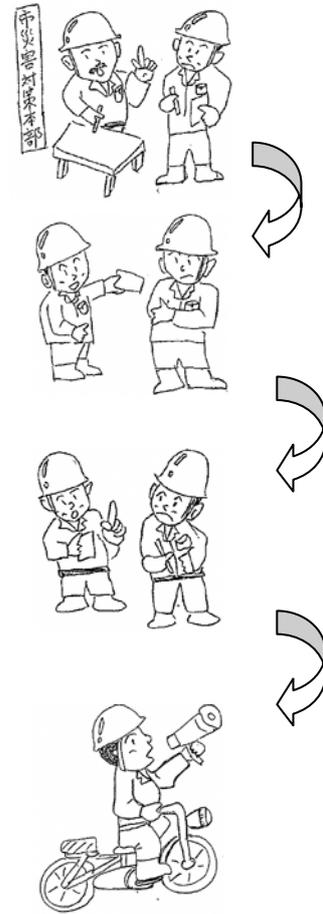
#### ② 自主防災組織本部の情報班長はわかりやすい伝達文にして伝達にあたる情報班員にわたす。

口頭だけでなくメモを渡してまちがえないように。



#### ③ 情報班員は地域分担して、拡声器などで伝達する。

口頭だけでなく、チラシや掲示板などに掲示することが望ましい。

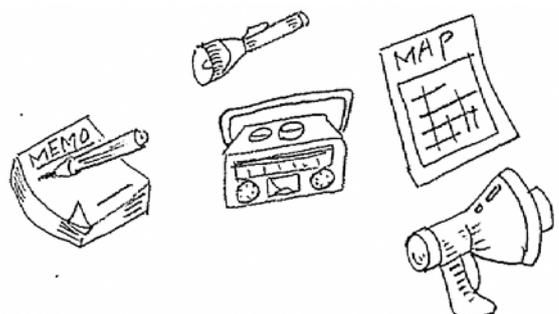


### 情報伝達訓練で大切なことは

- 1 伝達は簡単な言葉で。難しい言葉を避ける。
- 2 口頭だけでなくメモ程度の文書を渡しておく。
- 3 情報の伝達日時と責任者（担当者）を記載する。
- 4 情報を正確に伝達するために、口頭の場合は受信者に内容を復唱させる。
- 5 「いつ、どこで、誰が、何を」主語と述語及び5W1Hを明確にする。
- 6 流言には数字がからむことが多い。数字の伝達には特に注意する。
- 7 各世帯への情報伝達を正確かつ能率的に行うため、あらかじめ町内の伝達経路を定めておく。
- 8 視聴覚等に障害のある方、日本語が不自由な外国人への情報の伝達については十分配慮する。

### 知ってください！

知覚に障害のある方や日本語が不自由な外国人の方は、口頭による情報伝達では必要な情報が十分に伝わりません。また、視覚に障害のある方は、掲示板やチラシなどの情報を受け取ることは困難です。情報伝達する人を事前に決めておく、放送と掲示板を必ず併用するなど、確実に情報が伝わるよう配慮することが大切です。



## (6) 避難訓練

突然災害が起きたり、警戒宣言が発令されたときに、避難経路や避難地などが周知されていれば、すばやく安全に避難することができます。また、避難方法だけでなく、率先避難者としての誘導方法や一人で避難することが困難な人の避難の手助けなどを習得することも大切です。訓練は突然発災時と警戒宣言時の行動に区分して行うことが理想です。

### ■ 突然発災時の火災からの避難訓練の場合

① 情報班から「〇〇による避難勧告」を伝達



② 各人の避難に当たっては火災発生防止の処置を行うとともに安全な服装で当座の生活必需品を携行し最寄りの集合所または一次避難地に集合



③ 集合者の掌握、集まったら迅速に人員を確認、不明な場合は手分けして安否確認



④ 延焼火災の状況に応じて一次避難地から広域避難地へ

(注) 延焼火災の状況によっては直接広域避難地へ避難することもある。

- ・ 情報班による避難勧告の伝達
- ・ 避難誘導班員による率先避難の開始、住民の呼びかけ
- ・ 避難者の人数、災害時要援護者の状況を把握
- ・ 広域避難地への避難のためのグループを作り、誘導員、情報員などの役割を示す。
- ・ リーダーは避難すべき避難地、避難経路を適切に選び伝達
- ・ 災害時要援護者を中心にして避難者がはぐれないようロープにつかまって避難
- ・ 途中、ラジオなどから災害情報などを入手
- ・ 広域避難地に到着したら、出発時に確認した人員がそろっているかどうか確認



この訓練は夜間にも行ってみましょう。

■ 警戒宣言時の避難行動

① 情報班により警戒宣言発令の伝達



② 津波、山・がけ崩れ危険予想地域等「避難対象地区」の住民は、個人ごとにあらかじめ決められた避難地に直接避難



③ 各人の避難にあたっては火災発生防止の処置を行うとともに安全な服装で当座の生活必需品を携行



④ 避難にあたっては避難経路の安全の確認を行い、特に交通事故防止に努める。

注：高齢者等災害時要援護者の避難にあたってはあらかじめ担当者、避難具等を決め、安全な避難方法を研究しておく。



⑤ 避難地に集まったら迅速に人員を確認、不明な場合手分けして安否確認

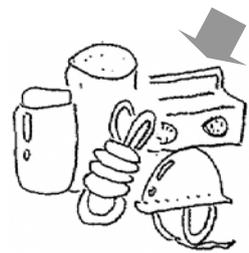


⑥ 避難状況を市町対策本部に報告

訓練では各人の避難地到着に要する時間を計測。これは避難地の再検討の資料となる。

東海地震注意情報発表時には、警戒宣言発令時の本部設営に向けての準備(役員等の所在確認、連絡体制の確保、防災資機材、備蓄食料の点検・確認等)や住民等に注意情報の発表を周知、冷静な行動の呼び掛け等を実施します。

また、避難対象地区内の災害時要援護者の避難行動等を実施します。



## ■ 津波からの避難訓練の場合

① 大地震が発生したと仮定し、避難誘導班や情報班から津波避難訓練開始を告知



② 避難誘導班員は自らが率先避難者となって、急いで避難するよう住民に呼びかける。



③ 参加住民は非常用持ち出し品（貴重品のみ）を持参して、できる限り迅速に避難する。



④ 避難にあたっては、避難経路の安全確認を行い、自分の地域における津波到達予想時間までに指定の避難地（津波避難施設）まで避難できるかどうか検証する。

（注）津波到達予想時間は県第4次地震被害想定を基に、お住まいの市町で把握できる。

（注）災害時要援護者の避難にあたっては、予め避難支援方法を研究しておく。



⑤ 避難地（津波避難施設）では集合者の掌握、人数確認を行う。役員等訓練主催関係者は地震発生からどのくらいの時間で住民が避難できたか検証する。

（注）不明者・不在者がいても安否確認のために避難地（津波避難施設）から出ないこと



⑥ 避難地（津波避難施設）で長時間滞在しなければならないことを想定し、避難先で必要なものを皆で確認する。

- ・ 1分以上大きな揺れが続いたら、津波警報等の発令を待たずに自主的に早期避難することをすべての地域住民に周知、啓発しておくこと
- ・ 市町が指定した津波避難施設ごとに、避難対象住民の名簿や人数を把握しておくことよい。
- ・ 避難誘導班員や他の役員は、自らが率先避難者となり、周囲の住民に避難を呼びかけながら避難する。
- ・ 避難地（津波避難施設）の門扉や入口は24時間365日開錠できる状態であること
- ・ 災害時要援護者の避難支援方法については、日頃から、個々に検討しておく。
- ・ 夜間に地震が発生した際に津波避難することも想定しておく。
- ・ 実際の東海地震では、建物の倒壊をはじめ、ブロック塀や電柱の転倒、液状化や地割れなどにより、普段とは大きく異なる状況下で迅速な避難を要することを認識しておく。そのため、避難経路の検証も重要である。
- ・ 非常持ち出し品は、迅速な避難ができるよう貴重品のみにすること
- ・ 沿岸部にいるすべての人が迅速に避難できるよう、日頃から、地域の各地に海拔や避難先、避難方向等を示す表示（標識の設置）を行っておくことが望ましい。
- ・ 津波警報等は短時間には解除されないため、避難地（津波避難施設）では、多数の人が長時間滞在することになる。したがって、水・食料や仮設トイレ、防寒具等の備えが必要であるが、各避難地（津波避難施設）ごとに非常用品が備蓄されているかどうか把握し、必要な数量を準備しておく必要がある。
- ・ 地震発生後、津波到達予想時間までに避難できない人がいる場合は、新たな避難地（津波避難施設）の指定や対策を市町とともに検討する。

## (7) 給食・給水訓練

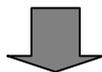
救助物資を必要とする人数を町内会の班別に集約し、各班のリーダーが常に給食・給水のシステムにしたがって配給できれば、混乱も減少し、皆が公平に救援物資を入手することが可能になります。各班のリーダーは、常に班の人数を把握し、避難所本部に報告・協力することが給食・給水活動の大事なポイントです。

## 【用意するもの】

釜・飯ごう・大鍋・米・みそ・割りばし・うちわ・まき・ガスコンロ等

## ① 給食・給水班を構成する。

衛生に留意（手を洗う、三角きんをかぶる）し、生活班を中心として、中高生なども加える。



## ② テントを張り、テーブルを用意する。



## ③ おにぎり・みそ汁などを作ってみる。



## ① 釜や飯ごう・大鍋などを使用した炊き出しの方法を覚える

- 被災後の衛生状態の悪い中で、大勢の人に配給することを考え、手や調理器具の洗浄をしっかりと行う。
- ガスや電気を使う調理とは勝手が違うので、燃料の確保、水加減、火加減などの習得が必要。



## ② 公的機関などからの救援物資の配給計画を立てる

- 救援物資の受入れと配給をスムーズに行えるよう、配給計画を作成する。
- 町内会などの班単位の代表者に配給し、混乱を防ぐ。



## ③ 給水拠点や給水方法を決めておく

- 事前に給水車による給水拠点を決めておく。
- 給水車からの給水方法を訓練しておく。
- 地域内の井戸などの飲料水を確保できる場所も調査しておく。

## ④ 災害時要援護者やアレルギー保持者への配慮を忘れない

- 災害時要援護者に配給が届かないおそれがありますので気をつけてください。
- 避難生活が長期になる場合、メニューへの配慮も必要です。
- 食物アレルギーのある人への配慮も必要です。

## (8) 避難所運営ゲーム「HUG」

### 避難所運営ゲーム「HUG」とは？

東海地震等の大規模災害が起きると、自宅が被災して住めなくなった多数の人が避難所に集まり、しばらくの間、避難所での集団生活を余儀なくされます。

避難所の運営は、市町・施設管理者・自主防災組織が連携して行うこととなっていますが、自主防災組織にとって、数多くの不慣れな業務を手際よくこなすことはとても困難です。

そこで、平成20年に静岡県が考案した避難所運営ゲーム「HUG」（静岡県が「避難所HUG」の商標登録及び著作権を保有）を実施することをお勧めします。HUGによって避難所運営の疑似体験ができ、いざという時のために大変効果が期待できます。

HUGは「避難所」「運営」「ゲーム」の頭文字を組み合わせたアルファベットの略語ですが、HUGという英語は「抱きしめる」という意味もあることから、避難者をやさしく受け入れるというイメージをも表しています。

ゲーム型の図上訓練として、仮想避難世帯の情報が書かれたカードを、避難所に指定された小中学校の体育館や教室、グラウンドに見立てた間取り図に配置しながら、時系列で様々な対応策を検討し、皆で意見交換するものです。

#### どのような人が必要？

##### 進行役

企画、進行、講評

##### 補助スタッフ

進行役の補佐

##### プレイヤー

参加者

#### 事前に準備するものは？

避難所に見立てた間取り図（用紙・台紙）、セロハンテープ、筆記用具、メモ用紙、避難世帯カード（イベントカード含む）、グループ分け名簿  
できればホワイトボード、簡単自己紹介用紙（アイスプレイングシート）

#### 準備開始！

会場設営（DVDやパワーポイントが投影できる設備があるとよい）  
参加者のグループ分け（1グループ6～10人） → 参加者名簿作成  
各グループごとにツールセットを配備

#### いよいよHUGを開始！

- ① 進行役による概要説明、手順説明  
（注）避難世帯カードは進行役の指示があるまで、参加者が勝手に見たり、順番を変えたりしないように注意する。
- ② 各グループごとに、避難所に見立てた間取り図を完成させる  
（注）間取り図の中には教室図も含まれているが、実際の避難所の中には教室は使用できないところもあるが、HUGではあくまでゲーム（仮想）上のものであることを参加者に理解してもらおうとよい。

- ③ 各グループごとに自己紹介、アイスブレイキングシートを使っての雰囲気づくり
- ④ ゲーム（想定する災害）の設定条件の説明、情報共有化
- ⑤ 避難世帯カード（イベントカード含む）1番から15番まで一度に読み上げて、入所のイメージづくりを行うとともに、受付場所や体育館内の通路の配置を決める
- ⑥ イベントカードの情報などを掲示するホワイトボードや記録用メモ用紙を用意
- ⑦ 16番以降のカードを次々と読み上げて、各グループごとに入所や対応策を検討  
 （注）カードの読み上げは、進行役が行っても、各グループごと読み手を決めて行ってもよい。手順説明の際に進行役がいずれかを決めておく。ただし、各グループごとに読み手を決めて行う場合は、グループによって進度に格差が発生する可能性がある。
- ⑧ カードがすべて終了するか、あらかじめ決めておいた時間が到来した時点で、入所や対応策の検討を終了
- ⑨ 全員で意見交換や質疑応答などの反省を行い、進行役が総括  
 （参考）入所方法や対応策に問題があったグループについては、積極的に他のグループの事例や進行役のアドバイスを聞くなどして、よりよい方策を習得することが望ましい。

#### 標準的な所要時間は？

- |     |        |                |
|-----|--------|----------------|
| ①   | 20～30分 | } 全体で 2時間～2時間半 |
| ②～③ | 10分程度  |                |
| ④～⑥ | 15分程度  |                |
| ⑦   | 60分程度  |                |
| ⑧～⑨ | 15～30分 |                |

#### HUGセットの販売

HUGで使用する避難世帯カードや避難所の見取り図、進行マニュアル（DVD）などのツールセットは、県作業所連合会販売施設「みんなのお店『わ』」（TEL 054-272-3730）にて、1セット（4組）6,700円で販売しています。



## 4 協働（コラボレーション）による自主防災組織の活性化 （他の組織や団体等との連携）

自主防災組織は、自分たちの地域は自分たちで守ろうと自主的に結成されるものですが、他の自主防災組織（同じ避難所単位等）と活動上の情報交換をし、災害が起きた場合の協力体制を確立しておくことは重要です。

大きい災害ほど、被害は一地域に限らないので、相互に情報を伝達し合い、助け合わなければなりません。

また、自主防災組織は、防災関係機関や地域防災指導員の指導や助言、助力を必要とする面もあります。各種訓練の実施や日常活動を効果的に進めるために、防災関係機関や消防団、防災士、災害ボランティア、学校、事業所、民生・児童委員や福祉団体等の協力が欠かせません。日ごろからよく話し合っておくなど十分連携をとるようにしてください。

### 地域防災指導員

現在、静岡県では自主防災組織に対する指導や情報提供を行う人材として、「地域防災指導員」が活躍しています。地域防災指導員は、市町から選任された防災リーダーで、災害図上訓練[DIG]（ディグ）をはじめとする実践的な訓練などを指導し、防災活動の普及・促進を図っています。



### 他の地域の自主防災組織とは

災害時には避難地や避難所が一緒になる場合があります。組織同士で日ごろからコミュニケーションを取り、災害時に協力して混乱が起こらないようにすることが重要です。定期的な会合の計画を立て、共通の認識が持てるように心掛けてください。

- ・近隣自主防災組織との定期的な会合
- ・災害時の応援協力体制の確立
- ・合同訓練(講演会等の催し物)の開催
- ・避難地の運営体制の構築(分担)→避難生活計画書の作成
- ・保有する資機材情報の提供

### 消防団とは

日ごろから火災予防や初期消火訓練を行っている消防団は、災害時には自主防災組織にとって大変重要な存在となります。したがって、消火訓練はもとより救出・救助や避難地や避難所での活動においても、消防団と密接な連携を取ることが必要です。

- ・消防団の防水訓練への参加
- ・可搬ポンプの使用方法などの指導
- ・消防団の保有する資機材情報の提供
- ・災害時の救出・救助、誘導などの協力

### 地域の事業所とは

地域内にどんな事業所があるか把握しておくことは非常に重要です。平日の昼間発災した場合など、事業所から保有する資機材の提供や従業員による救出・救助活動への協力など災害時に応援を得られれば、非常に役立つ存在となります。したがって、定期的な防災訓練への参加を呼び掛けたり、事業所が実施する防災訓練に協力するなど日ごろから密接な連携をとることが必要となります。

- ・災害時(訓練時)の協力体制の構築
- ・訓練時の事業所の参加
- ・事業所が保有する資機材の提供
- ・救出・救助、災害時要援護者の避難などへの従業員の協力
- ・災害時要援護者の避難施設としての施設の開放
- ・外国人労働者への防災知識の普及

### 学校(教員)とは

学校の多くは避難所となっており、学校の教職員も避難所運営の支援に関わるようになります。実際に避難した際に混乱しないように、他の自主防災組織と学校との間で、避難所の設置や運営について話し合っておくことが必要となります。

- ・避難所運営についての体制の確立
- ・学校施設の状況や保有する資機材の確認

### その他の人材・団体とは

地域内には、その他にも、防災士、災害ボランティアをはじめ、医師(医療機関)、民生・児童委員、福祉団体、女性の会、女性防火クラブ、青年団、日赤奉仕団といった、防災活動に携わることが可能な人材や団体などが存在します。このような団体などと連携を取り協力体制を整えておくことが必要となります。

- ・炊き出し訓練などへの協力
- ・災害時要援護者への支援
- ・ボランティアの受入調整

# 第3章

## 地震が発生した場合

この章では、東海地震など大規模な地震が発生した場合に、自主防災組織がどのような活動をするべきかについて説明します。



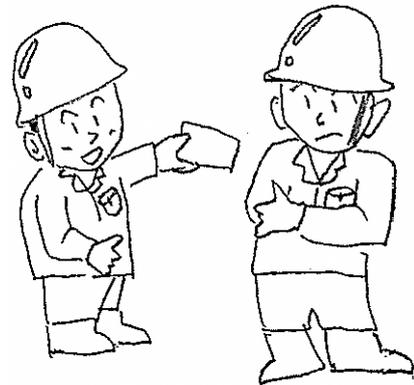
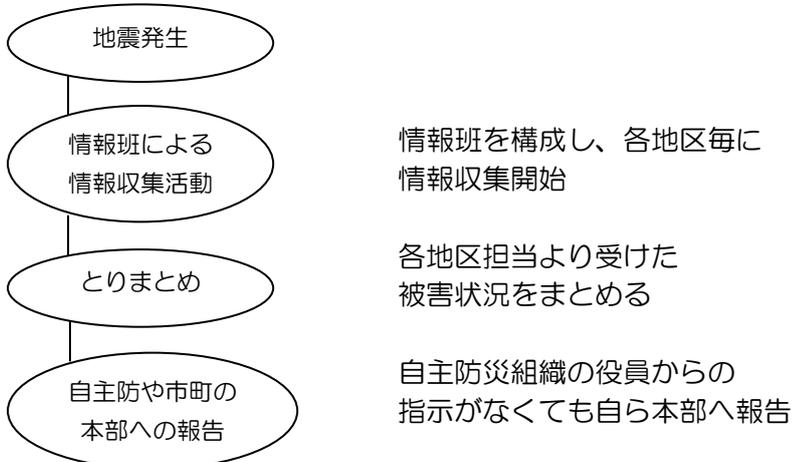
## 1 突然地震が発生した場合の時間的な経過と自主防災活動

経過時間	状況	各個人の行動	自主防災活動
0:00	地震発生	地震の揺れに注意し、身を守る 素早く火の始末 玄関をあける	
0:01～ 0:03	揺れがおさまった  電気・水道・電話 などのライフラインの停止	<b>津波、山・がけ崩れの危険が予想される地域は即避難</b> 火元の確認（早めにガスの元栓を閉め、電気のスイッチ・ブレーカーを切る） <b>火が出ても落ち着いて初期消火</b> ・家族の安全確認 ・靴を履く <b>家の中の危険物に注意</b>	・要避難地区の場合は、隣近所の皆で避難を呼びかける。
0:03～ 0:05	身の回りの状況確認	・みんな無事か <b>隣近所に声をかける</b> ・近所に火は出していないか <b>大声で知らせる</b> <b>消火器や貯水槽の利用</b> <b>漏電、ガス漏れ、余震に注意</b>	・隣近所で助け合い 見つからない人はいないか？ けが人はいないか？ ・災害時要援護者は大丈夫か？
0:05～ 0:10	隣近所の状況確認	ラジオや同報無線により情報確認 <b>車で逃げるな！</b> <b>ブロック塀、割れたガラスなどに注意！</b>	・情報班による地域内の被害情報収集
0:10～ 数時間	火災発見 家屋の倒壊発見 負傷者発見  情報混乱	・みんなで消火活動！ ・みんなで救出活動！  ・家族の安否確認 ・情報が少なくても落ち着いて行動する。（デマに注意）	・消火班による初期消火活動（バケツリレー・可搬ポンプ等） ・救出・救助班による救出活動 ・負傷者の応急救護、救護所への搬送 ・災害時要援護者の避難の支援 ・市町等からの情報を住民へ正しく伝達 <b>地域の事業所等の協力を得る</b> <b>困難な場合は消防署、市町等へ支援要請</b> <b>無理はしない</b> （被害状況によっては消防車等が到着しない場合がある）
～数日	避難生活	・自主防災組織に協力して秩序ある避難生活を <b>壊れた家には入らない</b> <b>助け合いの心を持とう</b> <b>がまんも大切</b> 備蓄品の有効利用	・避難所運営 避難所運営マニュアルや避難生活計画書に基づいた秩序ある避難所運営 災害時要援護者に対する配慮 災害ボランティアとの共助

## 2 災害応急活動に関する情報の収集及び伝達

地域内の被害状況（死傷者や建物、道路等の被災状況等）や火災発生の状況を迅速にとりまとめ、自主防災組織本部及び市町の災害対策本部に報告するようにしましょう。

- ・情報収集を迅速に行うため、事前に調査区域を分けて担当者を決め、地域内の被害状況等、必要な情報を収集します。
- ・被害報告を受けた情報班長は、自主防災組織本部及び市町災害対策本部に報告します。「被害なし」という報告も災害の全体像をつかむための重要な被害情報になりますので忘れずに報告するようにしてください。
- ・同報無線や市町の広報車、テレビ、ラジオで正確な情報を確認し、地域内の各家庭に伝えて混乱が起こらないようにしましょう。



## 3 被災者の救出活動

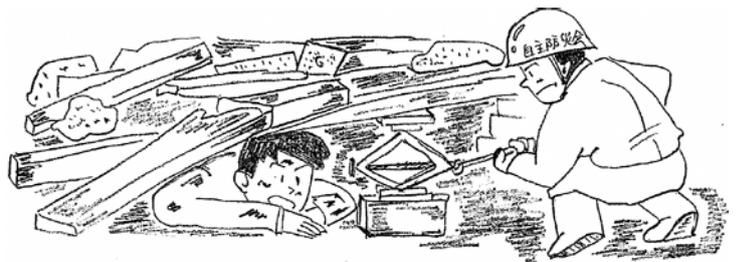
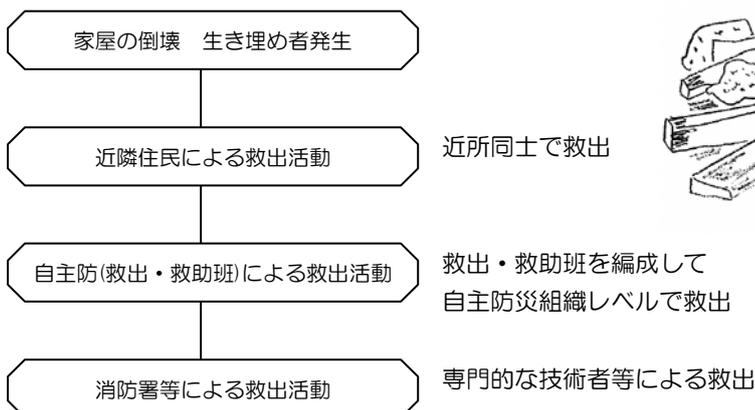
大地震発生時には家屋の倒壊などにより多数の生き埋め者が発生することが予想されます。しかし、消防等の防災関係機関だけでは十分な対応が出来ません。地域の自主防災組織が協力して救出・救助にあたるのが求められます。

### ①自分の安全を確認したら、家族隣人の救出

- ・負傷者等の居場所の情報を集める。大きな声で叫び反応を見る。
- ・居場所がわかったら救出のための人を集める。人が見える場合は5～10人、見えない時は20人位がよい。
- ・ノコギリ、ハンマー、バール、ジャッキ、ロープなどの資機材で救出

### ②自主防災組織による救出

- ・特技者によるチェンソー、可搬ウインチ、エンジンカッターなどを利用した救出
- ・被災者の埋没位置、数などを的確に把握しておくこと

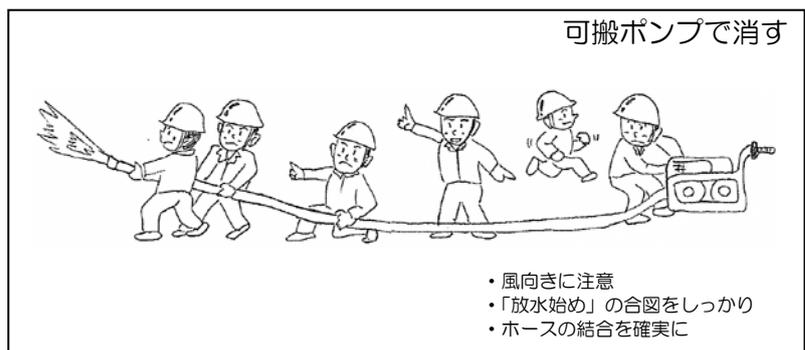
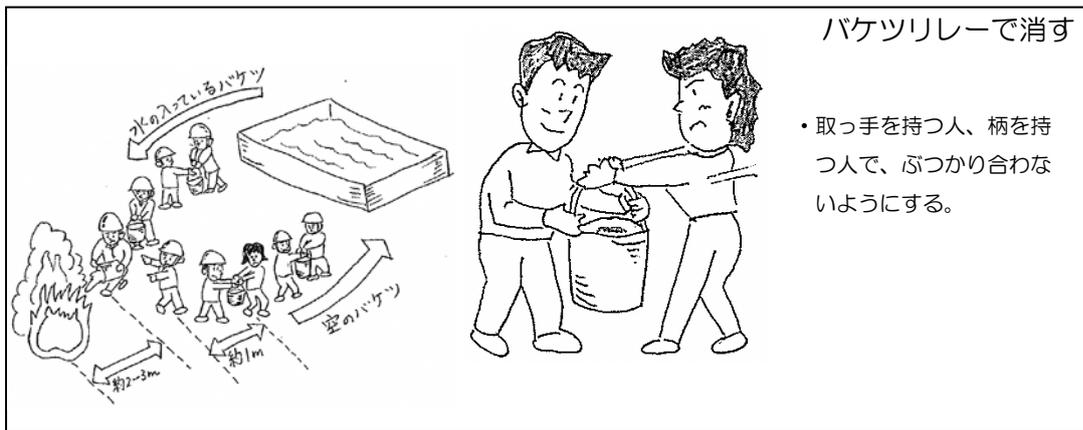
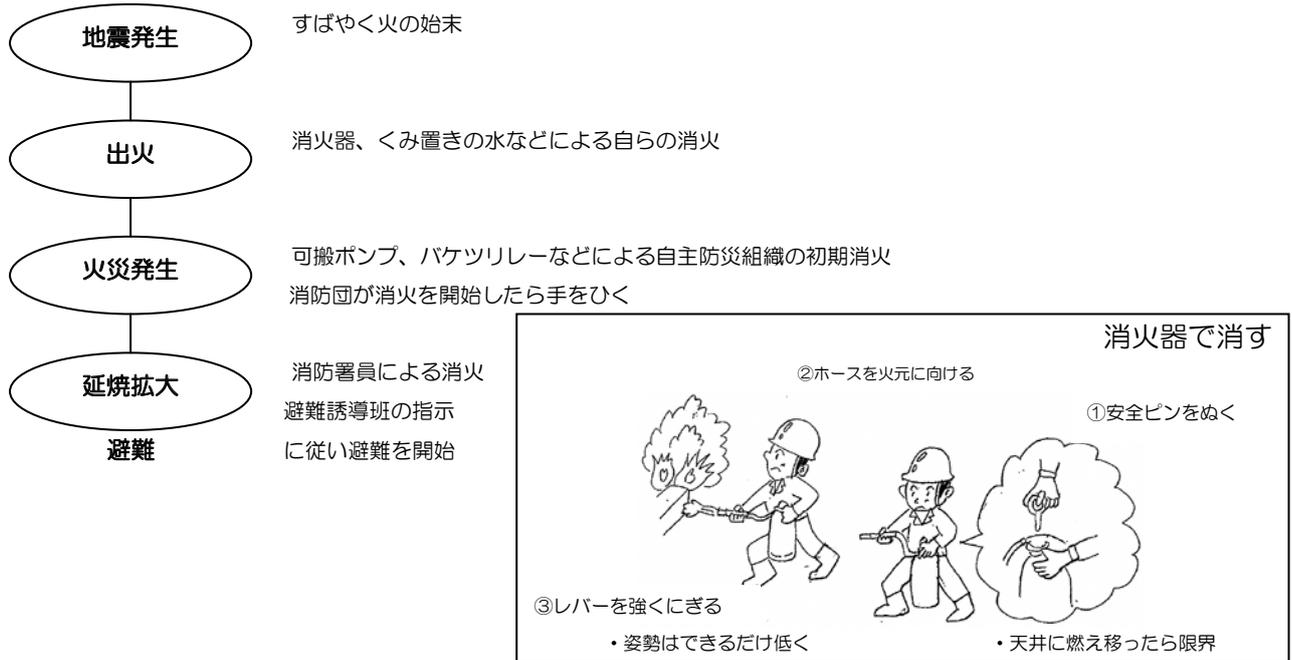


救出作業は危険を伴う場合がありますので、二次災害に十分注意しましょう。

## 4 消火活動

地震による火災発生を防ぐためには、各家庭における出火防止対策が一番大切ですが、いざ火災が発生したら地域の自主防災組織が協力して初期消火活動にあたるようにしましょう。

ただし、地域で行う初期消火活動はあくまで火災の延焼を防止することが目的ですので、決して無理はしないように注意してください。自分や家族だけで消火できない場合、近所の人々に呼びかけ、消防団員や消防署員が到着したらその指示に従うようにしましょう。



## 5 医療救護活動

大規模な地震が発生した時には大量の負傷者が出ますが、すぐに医者による治療が受けられるとは限りません。負傷者を発見した場合はまず応急手当を行い、重傷患者や中等傷患者は救護所等の医療救護施設に搬送するようにしてください。医療救護施設が設置される場所は事前に市町に確認しておきましょう。

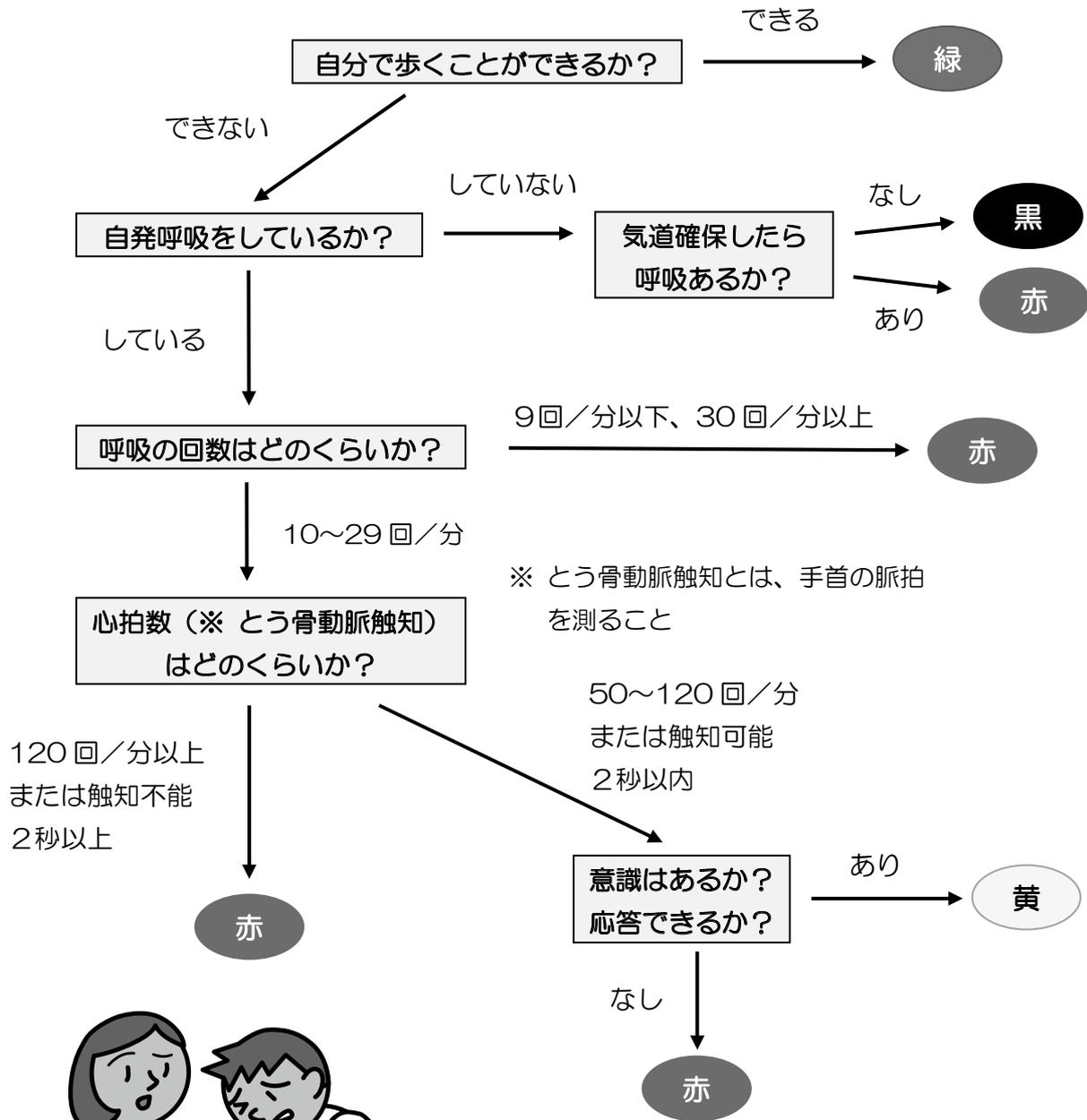


(解説)

トリアージとは、大規模災害時など限られた人的、物的状況下で最大多数の負傷者に最善の医療を施すため、患者の重症度により治療優先度を定めることです。以前は医師が行うとされていましたが、現在は「スタート式トリアージ」という自主防災組織でもできるトリアージがあります。

■ START（スタート）式トリアージによる判別の流れ

医学的な診断ができない状況で自主防災組織がトリアージを行う場合、患者の外見上の状態のみで判別します。

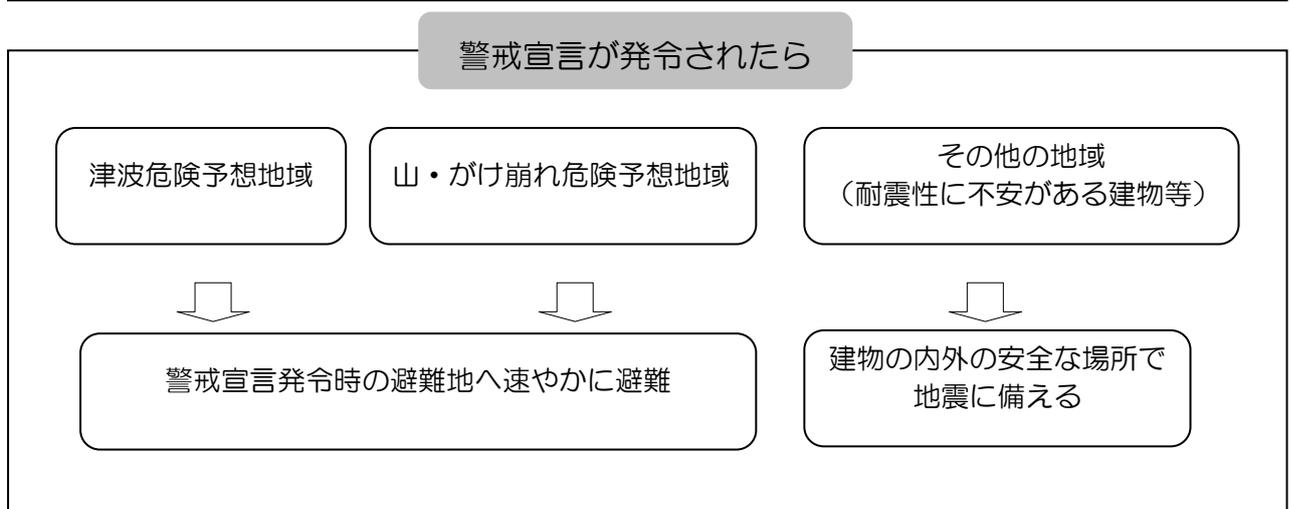
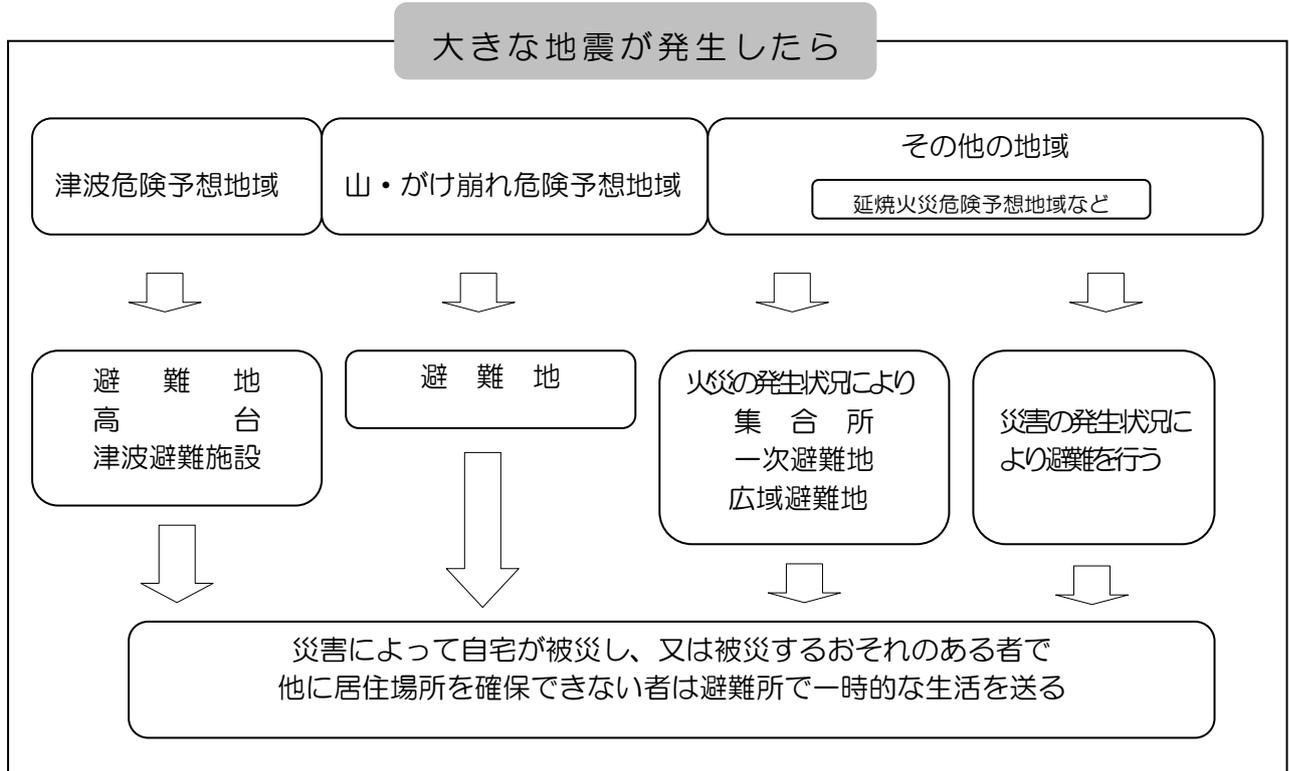


## 6 避難行動

地域の危険性によって避難の方法が異なります。自分の地域ではどのような避難行動が必要なのか、よく理解しておくことが大切です。(下図参照)

情報の食い違いによる誤った避難行動は危険ですので、必ず正確な情報に基づいて行動するようにしましょう。また、自力で避難することが困難な災害時要援護者について事前に把握しておき、自主防災組織の中で担当を決めておくなど、逃げ遅れのないように皆で協力することが大切です。

なお、避難する必要のない人は避難地に行かないようにします。



※ 避難地・・・津波や山・がけ崩れの危険予想地域の住民等の避難のために市町が指定した避難先

集合所・・・火災時の最初の避難先又は一次避難地へ移動する際の最寄りの集合場所

一次避難地・・・火災時に広域避難地に到達するまでの中継拠点

広域避難地・・・火災拡大時の最終避難先

## 7 避難所生活 避難所は自宅が被災して住むことができなくなった人のための施設です。

避難所生活は災害による精神的な不安や日常生活の不便、共同生活による不自由などから暗いイメージとなりがちです。

自主防災組織を中心に、避難住民がお互いに助け合い協力して秩序ある避難生活が営まれるように努めてください。特に高齢者や障害のある人などの災害時要援護者へのあたたかい配慮が必要です。また、避難所では災害ボランティアの支援が考えられます。受け入れ体制の整備も平常時の訓練に取り入れ、その場になったとき混乱しないように心掛けましょう。

あらかじめ避難生活計画書を作成しておきましょう。

- 市町担当、施設管理者、自主防災組織で避難所の運営組織（運営本部）をつくる。
- 運営本部に、総務、被災者管理、情報、食料・物資、施設管理、保健・衛生等の各班長をおく。
- その下に各自主防災組織ごとに班編成を行い、班ごとの役割を決める。
- 運営本部会議を1日1～2回開催し、情報の収集・伝達、役割等を再確認する。

### ● 建物への立ち入りは・・・

地震発生後、必要に応じて応急危険度判定士の判定を受け、建物の安全を確認した上、利用することができます。

（参考）

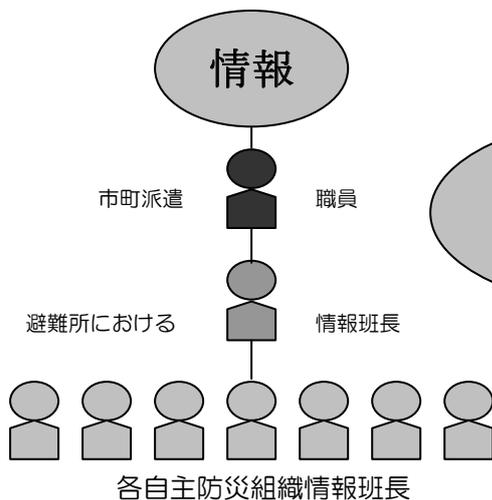
県と県内全ての市町では、公共施設の耐震性能ランク（Ia、Ib、II、III）を公表しており、また県及び一部の市町では、建物玄関などの見やすい位置に耐震性能ランクを表示しています。

耐震性能ランクがもっとも高いIaの建物は、地震後も継続して使用できるため、応急危険度判定士の判定を受けなくても使用できます。また、Ib以下の建物は、応急危険度判定士の判定を受けて安全が確認されるまでは、使用は原則禁止されます。

ただし、Iaの建物であっても、場合によって亀裂が入ったり、照明や看板などの落下物の危険は残るため、目視による安全確認を行い、必要な場合は応急危険度判定士の判定を受けてください。

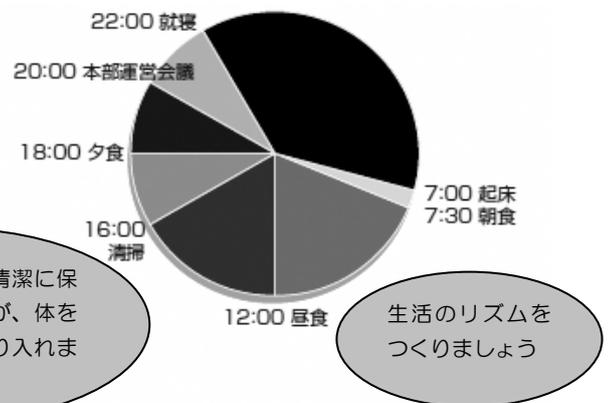
### ● 情報は・・・

- 市町からの情報は、避難所に派遣された市町職員が受け、情報班長に伝えます。
- 情報班長は、各自主防災組織の情報班長に伝えます。
- 各情報班長は、その連絡を住民に伝達します。
- ラジオなどから直接入る情報にも注意します。
- 避難者リストを作ります。



### ● 生活時間は・・・

- 生活区域、生活上のルールを決めます。
- 生活の時間も決めておきましょう。



### ● 男女共同参画の視点

- 女性や子どもの視点を取り入れましょう。

### ●ゴミは…

- 生ゴミは場所を決めて出しましょう。
- その他のゴミは、分別して出しましょう。



### ●トイレは…

- トイレはキレイに使用し、清掃もきちんとやりましょう。

### ●親戚・知人宅への避難

- 親戚・知人宅への避難者は、避難先を変更した場合、被災者管理班を通じて、運営本部へすみやかに連絡しましょう。



### ●安否確認、掲示板・伝言板の設置

- 被災を免れた人は自宅に「黄色いハンカチ」を掲げて無事であることを表示しましょう。
- 各避難所ごとに安否を確認しましょう。
- 情報については掲示板を設けておきます。
- 避難者リストを利用しましょう。
- 視聴覚に障害のある人のために、情報を伝える人を予め決めたり、掲示板と放送を併用するなど、災害時要援護者に確実に情報が伝わるよう配慮が必要です。



### ●食事、水は…

- 原則として、食事はそれぞれの非常持ち出しの食料でまかさないです。その際、火は使いません。
- 不足する場合は、共同で炊き出しを行います
- 地震発生後は断水になる恐れがあるのでポリタンク等に水をためておき、大事に使用してください。
- 食事や給水はリーダーの指示に従い、順序よく行ってください。
- 高齢者など災害時要援護者に確実に食事が行き渡るように配慮が必要です。

### ●プライバシーは…

- お互いのプライバシーを保護するため、家族単位で区分けしてむやみに他人の場所へ立ち入らないようにしましょう。
- 更衣室等も設けます。

### ●災害時要援護者への支援

- 介護は家族が行うものとします。家族がいない人などはあらかじめ災害時要援護者台帳に登録しておきましょう。介護者の方は、あらかじめ届け出てください。



### ●緊急輸送

- 緊急時のため、各自主防災組織から車両を1台ずつ用意するなど輸送対策を決めておきましょう。

### ●ペットへの対応

- 飼育者の把握、飼育場所の指定、排泄物の後始末の徹底をしましょう。

- 介護者が不足する場合は、各自主防災組織の人材台帳を活用し、適任者（看護師等）に交替で介護をお願いします。また、手話、ガイドヘルパー等のボランティアの受入れに配慮しましょう。

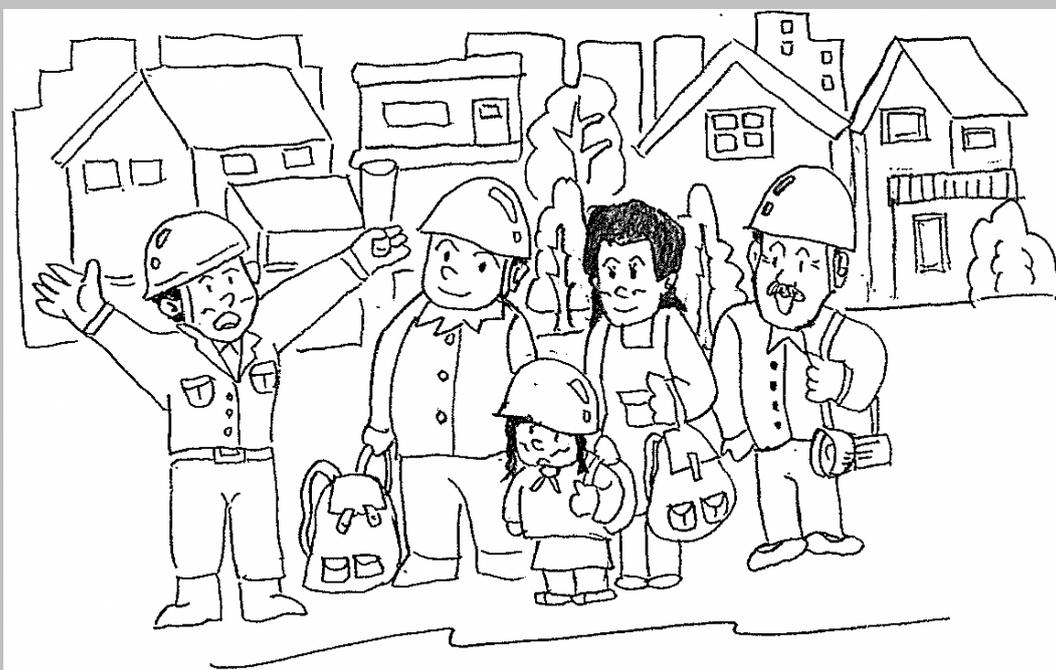


# 第4章

## 東海地震注意情報が発表された場合

### 警戒宣言が発令された場合

この章では、東海地震注意情報が発表された場合や、警戒宣言が発令された場合の社会状況や自主防災組織の対応について説明します。



# 1 地震予知と警戒宣言

## (1) 地震予知

一般的に、「地震予知は非常に困難」とされていますが、予想される東海地震のように、陸地を含む一定の地域で周期的に繰り返し起こっている大地震は、予知の可能性があるとされています。

東海地震の予知は、気象庁などの国の機関が中心となり、歪計などの観測機器を使って24時間監視を行い、観測データの変化をとらえ、それが直ちに東海地震の発生に結びつくかどうかを判定しようとするものです。

現在、県内には、地震予知観測のため約400の観測施設が設置されています。

### 地震予知に使われる観測データ

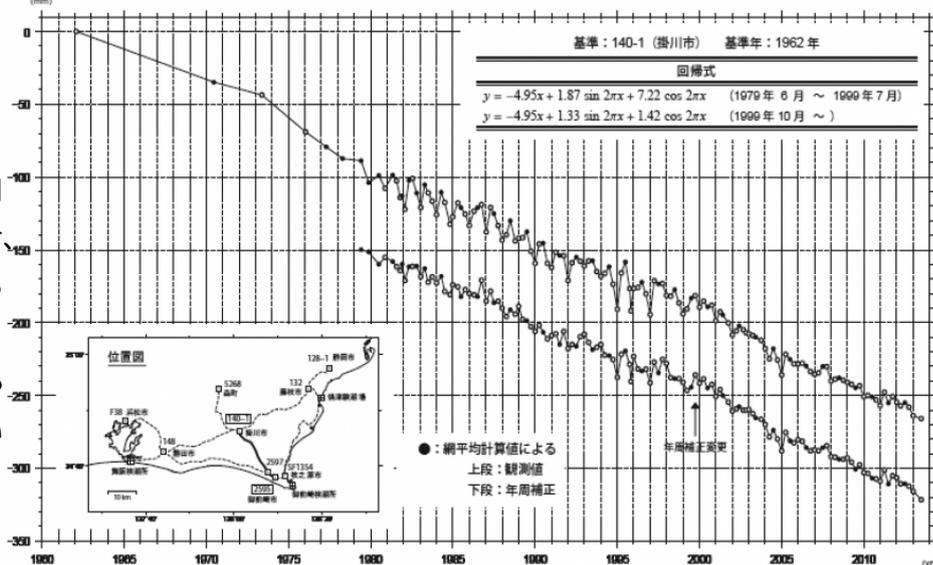
#### 例 1

#### 【水準点の経年変化】

御前崎市にある水準点は、掛川市内にある水準点を基準にした場合、季節的な上下運動を繰り返しながら沈下をしています。

沈下が停止し、次に隆起に転じる時、地震が起こると考えられています。

水準点 2595 (御前崎市) の経年変化



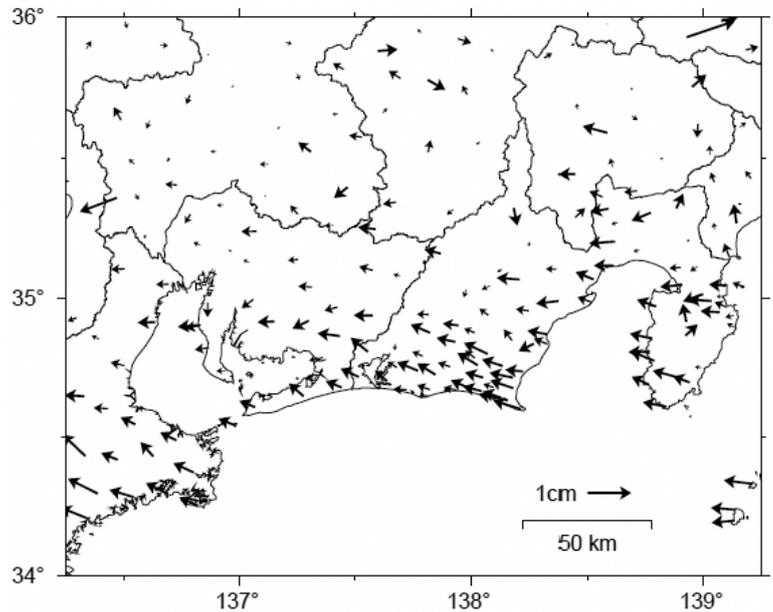
(参考) 東海地震予知観測を行うための歪計の配置図



## 例2

## 【GPSによる地殻変動】

GPS(Global Positioning System)とは、人工衛星からの電波を受けて自分の位置を求めるための装置で、一般ではカーナビゲーションなどに利用されています。2台以上の装置を用いてデータ処理することにより、地殻変動を観測し、現在ではミリメートルの精度で精密かつ連続的に観測できるようになりました。右図の矢印が地面の動いた方向と大きさを表しています。



## (2) 東海地震調査情報・東海地震注意情報・東海地震予知情報

科学技術の進歩により、警戒宣言の前に、観測データの変化の推移について説明できると考えられ、東海地震の前兆現象の可能性が高まったことを示す情報が、気象庁から次の3つに区分して発表されます。

## 東海地震調査情報

観測データに異常が表れているが、前兆現象かどうか直ちに評価できない場合に発表されます。

(東海地震の発生のおそれなくなったときや、東海地震とは直接関係ないと判断されたときにも発表されます。)

## 東海地震注意情報

前兆現象の可能性が高まったと認められた場合に発表されます。これを受け、準備行動を始めます。

(※判定会開催は、この情報の中で報じられます。)

## 東海地震予知情報

東海地震が発生するおそれがある場合に発表されます。この発表と同時に、内閣総理大臣から警戒宣言が発令されます。

(※東海地震注意情報と東海地震予知情報は、解除する場合にも発表されます。)

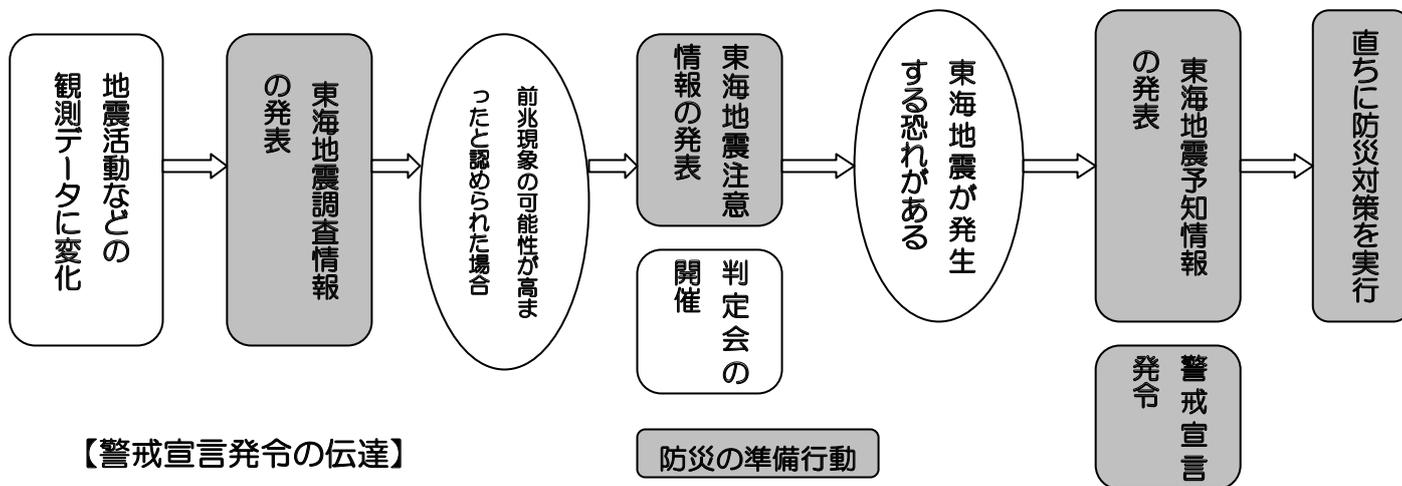
## (3) 警戒宣言の発令

観測データの異常が増大し、東海地震の発生のおそれがある場合に、気象庁長官からの報告を受けて、内閣総理大臣は、静岡県を含む「地震防災対策強化地域」に対して、「警戒宣言」を発令します。このとき、同時に気象庁では東海地震予知情報を発表します。

## 警戒宣言とは

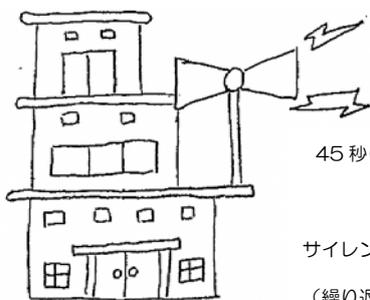
「警戒宣言」とは「2～3日以内（または数時間以内）にマグニチュード8程度の大地震(東海地震)が発生し、静岡県全域が震度6弱以上の地震の揺れに襲われる」という警告であり、「大規模な地震の発生に備えて、安全の確保や準備を行ってください」という指示です。

■ 警戒宣言が発令されるまで



【警戒宣言発令の伝達】

防災の準備行動



市町役場・消防署

45秒(鳴) 15秒(休) 45秒(鳴)

サイレン 45秒(鳴)→15秒(休)  
(繰り返し)



5点連打(繰り返し)

(4) 東海地震注意情報及び警戒宣言が発令されたときの社会状況

	東海地震注意情報の発表時	警戒宣言発令時
電気・ガス・水道	使用可能 (水道水は溜めておく)	使用できるが出来るだけ使わない
電話	使用可能 (ただし、利用者が急増すると通話規制がとられる)	使用可能 (利用者が急増し、通信規制がかかる可能性大)
バス	原則として平常どおり運行	最寄りの安全なバス停等まで走行し、運行中止
鉄道	原則として平常どおり運行	最寄りの安全な駅等まで運行し停車
道路	平常どおり運行可	避難路などを確保するため、 幹線道路などで交通規制(車は徐行運転)
百貨店	部分的または段階的に営業中止	営業中止 (ただし、一定の耐震性がある店舗は営業継続可)
コンビニ等	平常どおり営業	一定の耐震性が確保されている店舗は営業継続
銀行	平常どおり営業	営業中止 (ただし、一部のATMは営業継続)
病院等	原則として外来診療制限 (急患を除く)	外来診療中止 (急患を除く)
学校・幼稚園	児童等の安全を考慮し、帰宅または保護者に引き渡す (特別支援学校等では、より前の時点で帰宅等)	閉校、閉園 (一部の教職員は待機)

## 2 東海地震注意情報発表時の対応

東海地震注意情報が発表された場合、自主防災組織としては次のような行動が考えられます。

### ① 警戒宣言発令時の本部設営に向けての準備

- ア 役員等の所在を確認します。
- イ 連絡体制を確保します。
- ウ 防災資機材、備蓄食料の点検確認をします。

### ② 住民等に注意情報発表を周知

テレビ・ラジオ等により東海地震注意情報や生活関連情報を聴取し、冷静な行動の呼びかけを実施します。

### ③ 避難対象地区内の災害時要援護者の避難行動の実施

津波や山・がけ崩れ危険予想地域では、お年寄りや身体の不自由な方等（災害時要援護者）、警戒宣言発令時の迅速・円滑な避難が困難な者への事前避難を実施します。

## 3 警戒宣言発令時の対応

警戒宣言が発令された場合、自主防災組織としては、次のような行動が考えられます。

### ① 自主防災組織本部の設営

活動拠点として、自主防災組織の本部を設営します。

### ② 情報の収集・伝達

- ア 情報班による情報収集・伝達体制を確認します。
- イ 市町からの警戒宣言及び東海地震予知情報等が、正確に全家庭に伝達されているか確認、巡察します。
- ウ 避難地にすでに避難している人もいますので、応急対策の実施状況について、必要に応じ市町へ報告します。

### ③ 初期消火の準備

防災倉庫の可搬ポンプ等の初期消火資機材の点検を行い、準備態勢を整えます。

#### ④ 防災用資機材等の配備・活用

防災倉庫等に保管中の防災用資機材を点検し、必要な場所に配備するとともに、担当要員を確認します。

#### ⑤ 家庭内対策の徹底

次の事項について、情報班員が巡察して、各家庭へ呼びかけ確認します。

- ア 家具の転倒防止  
家具類の固定状況を確認します。
- イ 落下物の除去  
タンス、食器戸棚、本棚等の上部の整理及び窓ガラスにガムテープを貼る等安全対策を施す。
- ウ 出火防止  
火気危険物の除去、消火器の確認及び水のくみおき等出火の防止対策を講ずるとともに、火はできる限り使わないようにします。
- エ 備蓄食料・飲料水の確認  
備蓄食料及び飲料水を確認します。

#### ⑥ 避難活動

- ア 避難行動
  - (ア) 津波、山・がけ崩れ等危険予想地域の住民に対して市町長の避難勧告又は指示を伝達し、危険予想地域外のあらかじめ定められた避難地へ避難させます。避難状況を情報班が確認後、本部長がチェックし、市町に報告します。
  - (イ) 避難対象地区外であっても、家屋の耐震強度が不十分な場合等は、付近の安全な空地等への避難をすすめてください。
- イ 避難生活
  - (ア) 「避難生活計画書」に従い行動します。
  - (イ) 避難生活に必要な天幕、テント、ビニールシート等の準備をします。医療救護活動及び防疫、清掃等の活動に必要な資機材を準備します。
  - (ウ) 食品、飲料水等の生活必需品に不足が生じた場合は、市町等と連絡を取り、その確保に努めてください。

#### ⑦ 社会秩序の維持

- ア ラジオ、テレビ、同時通報用無線等による正確な情報の収集・伝達に努め、流言飛語の発生を防止して、社会秩序を乱すことがないように努めてください。
- イ 生活物資買い占め等の混乱が生じないように、住民に対して呼びかけをして、物資の公平で円滑な供給に協力してください。

# 第5章

## 静岡県で想定されている地震

この章では、東海地震を含む南海トラフ巨大地震や相模トラフ沿いの地震の発生のしくみや予想される被害について説明します。



# 1 東海地震・東南海地震・南海地震

## (1) 周期的に起こる大地震

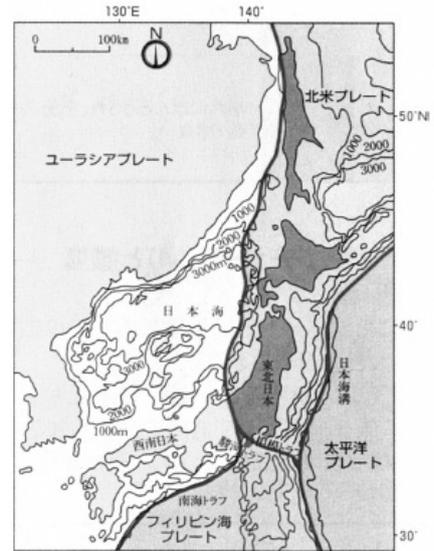
日本列島の太平洋岸では、プレートの潜り込みによる地震が一定の周期で繰り返し起こっています。特にフィリピン海プレートが潜り込む駿河トラフ・南海トラフ沿いの海域（東海から四国にかけての海域）では、100年から150年の周期で、しかもほぼ同じ場所で、同じ規模の大地震が繰り返し起こっています。

1854年の安政東海地震の後、東海地方より西側では1944年（昭和19年）の東南海地震や1946年（昭和21年）の南海地震が発生し、この時、地震のエネルギーが放出され、次の地震は2030～2040年代以降と考えられています。

しかし、駿河湾から御前崎沖では未だ地震が発生しておらず、地震のエネルギーが蓄積されていると考えられており、地震活動の空白域とよばれ、近い将来、東海地震の発生が予想されているのです。

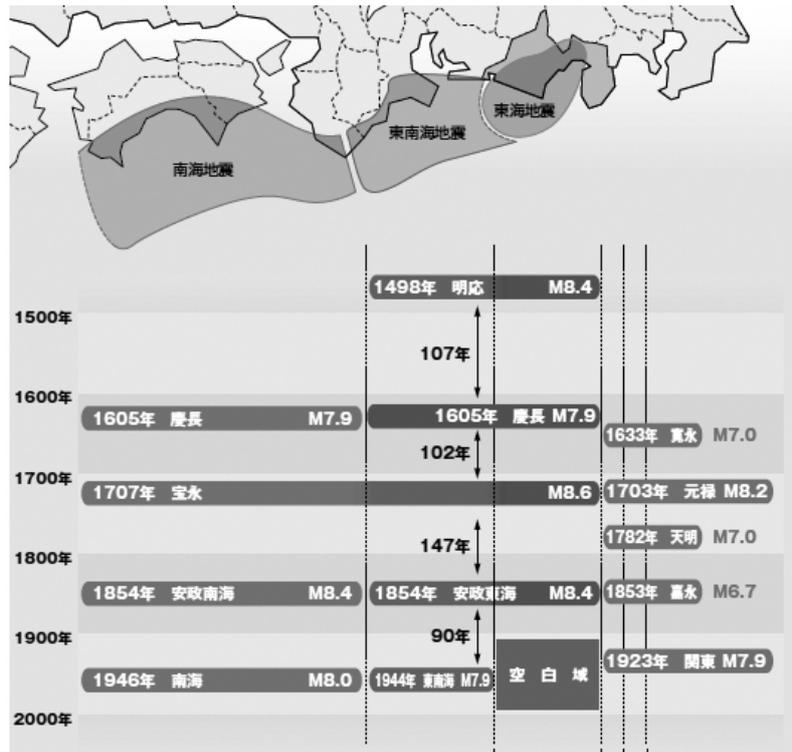
また、相模トラフ沿いの地域（神奈川県西部の地域）では、歴史の記録によると1633年の寛永地震以降ほぼ一定の周期で、マグニチュード7程度の地震が起こっています。

日本列島付近のプレート



(瀬野徹三氏による)

### ■ 太平洋岸で起こった過去の大地震



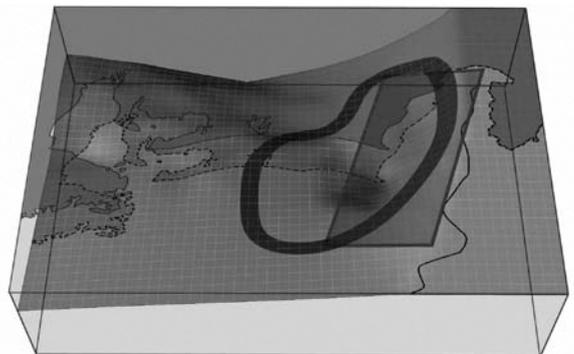
## (2) 東海地震の切迫性

1976年（昭和51年）8月に、静岡県を中心とした東海地域で、「大地震が明日起こっても不思議ではない」という東海地震説が発表されました。

この地震説の発表は、静岡県を中心とした東海地域で大きな社会問題となり、県や市町をはじめ各家庭でも、東海地震対策が最も急がれる重要な課題となりました。

幸いにして、この説の発表以来大地震が起こることもなく現在に至っていますが、「日一日と東海地震の発生が近づいている」というのが、地震学者の一致した意見です。仮に東海地震が単独で起きない場合は、東南海地震や南海地震と連動して、今後2030～2040年代に起きる可能性が高まっています。

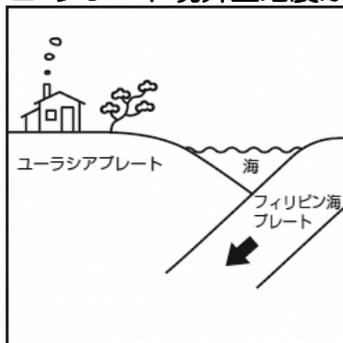
### 東海地震の想定震源域



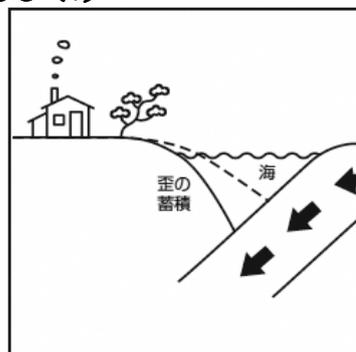
## (3) 東海地震が発生するしくみ

予想される東海地震はプレート境界で起こるので「プレート境界型地震（海溝型地震）」と呼ばれています。

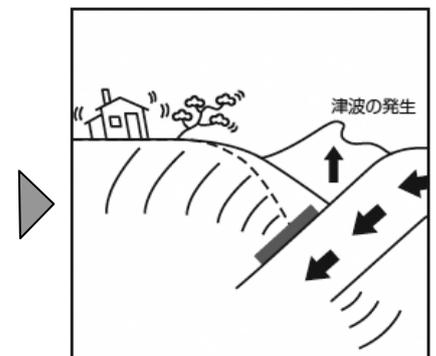
### ■ プレート境界型地震が発生するしくみ



①海底を作っているフィリピン海プレートが年数 cm の割合でユーラシアプレートの方へ移動し、その下へ潜り込む。



②ユーラシアプレートの先端部が引きずり込まれ、歪が蓄積する。



③歪がその限界に達した時、ユーラシアプレートが跳ね上がり、地震が発生する。その際、津波も発生する。

### 東南海・南海地震について

遠州灘西部から四国沖までの南海トラフ沿いの地域は、歴史的に見て、概ね100年から150年の間隔で海溝型巨大地震が発生しています。このうち、遠州灘西部から熊野灘で発生する地震が東南海地震、四国沖で発生する地震が南海地震と呼ばれ、今世紀前半にも巨大な地震が発生する状況にあることが懸念されています。

平成15年12月には、東南海・南海地震が発生した場合に著しい災害が発生するおそれがある地域として「東南海・南海地震防災対策推進地域」が指定され、静岡県内では18市町が指定されています。

また、東日本大震災の教訓を受け、東海・東南海・南海地震が同時に発生し、かつ、数千年に一度という最大の規模の地震となる「南海トラフ地震」の被害想定が、平成24年8月に国から公表されました。

## 2 静岡県第4次地震被害想定

### (1) 想定概要

静岡県では、より効果的な地震対策を進めるために、東海地震を含む駿河トラフ・南海トラフ沿いの地震や相模トラフ沿いの地震についての被害想定を公表しています。

#### 被害想定目的

東日本大震災等の教訓を生かし、レベル1・レベル2の地震・津波を想定し、今後の地震・津波対策の基礎資料として活用

レベル1の地震・津波； 発生頻度が比較的高く（駿河・南海トラフでは約100～150年に1回）、発生すれば大きな被害をもたらす地震・津波  
 レベル2の地震・津波； 発生頻度は極めて低いが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波

#### 想定対象地震

区分	駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震	相模トラフ沿いで発生する地震
レベル1の地震・津波	東海地震 東海・東南海地震 東海・東南海・南海地震 (マグニチュード8.0～8.7)	大正型関東地震 (マグニチュード8.0程度)
レベル2の地震・津波	南海トラフ巨大地震 (マグニチュード9程度)	元禄型関東地震 (マグニチュード8.2程度)

#### 想定前提条件等

区分	前提条件等
建物数	約142万棟（うち住宅約118万棟）
人口	約376.5万人（平成22年国勢調査）
想定シーン	「冬・深夜」、「夏・昼」、「冬・夕方」
風速	平均風速よりやや強い風（5m/秒）
地震予知	駿河・南海トラフ沿いで発生する地震については、「予知なし」・「予知あり」
地盤モデル	ボーリングデータ等を活用し、精緻化
地形モデル	2級河川の測量成果等を活用し、精緻化
堤防データ	施設台帳等を活用し、精緻化
想定手法	国の想定手法等最新の科学的知見を採用
建物被害・人的被害	市町村単位で推計
津波避難行動	早期避難率の相違を考慮 津波避難ビルの活用を考慮

## (2) 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震

## ■ レベル1の地震・津波

地震動 …県中部～西部で震度7～6強の地域が増加

震度7の地域 344km<sup>2</sup> (3次想定 131 km<sup>2</sup>)

震度6強の地域 2,042km<sup>2</sup> (3次想定 1,459 km<sup>2</sup>)

津波 …駿河湾沿岸で浸水深2m以上の地域が増加

浸水深1cm以上 28.8km<sup>2</sup> (3次想定 37.9 km<sup>2</sup>)

浸水深2m以上 9.0km<sup>2</sup> (3次想定 6.2 km<sup>2</sup>)

建物被害 …県中部～西部を中心に被害が発生

全壊・焼失棟数 約26万棟 (3次想定 大破 約19万棟)

うち地震動・液状化 約17万棟 (3次想定 大破 約13万棟)

\*冬・夕、地震予知なしの場合

人的被害 …駿河湾沿岸で津波による死者数が大幅に増加

死者数 約16,000人 (3次想定 5,851人)

うち津波 約9,000人 (3次想定 227人)

\*冬・深夜、早期避難率低、地震予知なしの場合

## □ レベル2の地震・津波

地震動 …基本、陸側、東側のケースにより震度分布が変動

震度7の地域 344～732km<sup>2</sup>

震度6強の地域 1,276～2,042km<sup>2</sup>

\*基本ケース、陸側ケース、東側ケース

津波 …レベル1の津波の約5倍、県土の約2%が浸水

浸水深1cm以上 158.1km<sup>2</sup> (国想定 150.5 km<sup>2</sup>)

浸水深2m以上 68.5km<sup>2</sup> (国想定 66.5 km<sup>2</sup>)

\*津波ケース①

建物被害 …最悪の場合、県内建物の約2割が全壊・焼失

全壊・焼失棟数 約30万棟 (国想定 約32万棟)

うち地震動・液状化 約19万棟 (国想定 約21万棟)

\*東側ケース、冬・夕、予知なしの場合 (国想定は基本ケース)

人的被害 …津波到達時間が早く、津波による被害が甚大

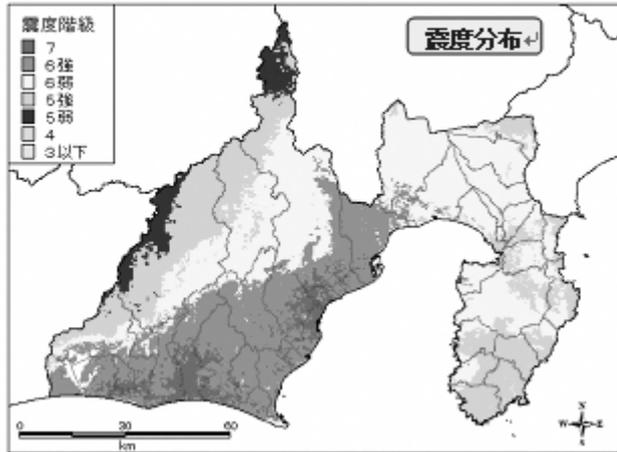
死者数 約105,000人 (国想定 約109,000人)

うち津波 約96,000人 (国想定 約95,000人)

\*陸側ケース、冬・深夜、早期避難率低、予知なしの場合

駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震

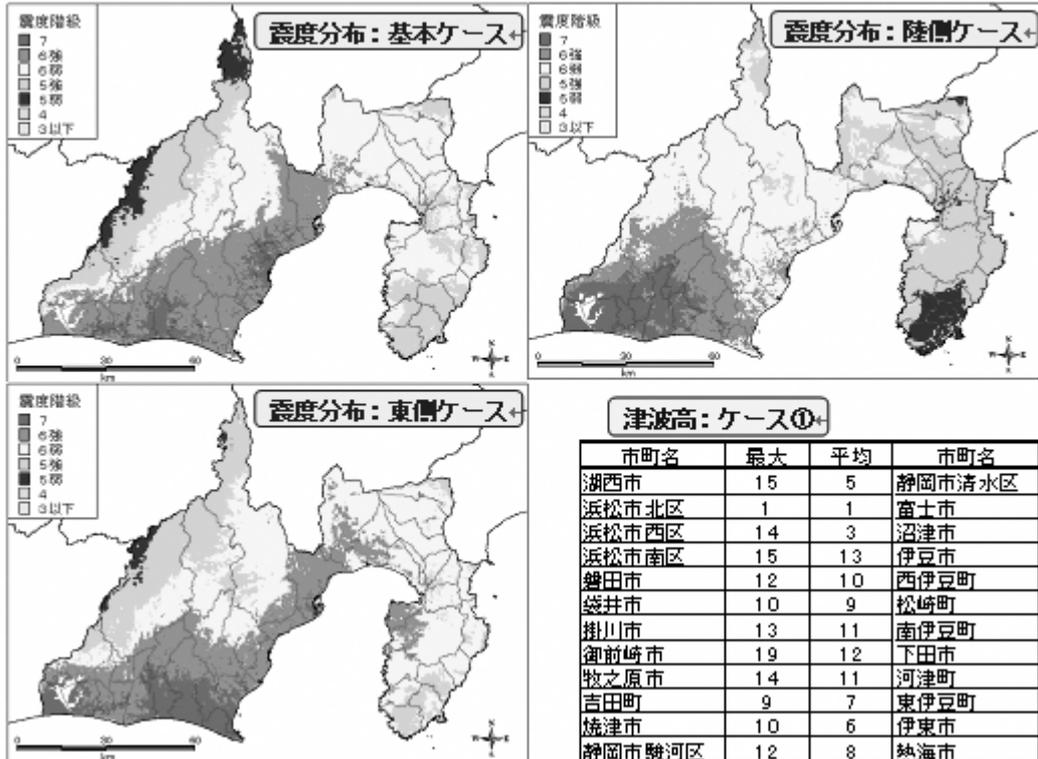
■ レベル1の地震・津波



津波高<sup>+</sup> (単位:T.P.+m)

市町名	最大	平均
湖西市	8	3
浜松市北区	1	1
浜松市西区	7	2
浜松市南区	7	8
磐田市	8	3
袋井市	3	3
掛川市	8	3
御前崎市	11	8
牧之原市	11	8
吉田町	3	4
焼津市	8	4
静岡市駿河区	7	3
静岡市清水区	7	4
富士市	3	3
沼津市	8	4
伊豆市	7	3
西伊豆町	7	3
松崎町	8	3
南伊豆町	7	3
下田市	9	4
河津町	4	3
東伊豆町	3	3
伊東市	3	2
熱海市	2	2

□ レベル2の地震・津波



## (3) 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震による被害

## ① 市町別最大全壊・焼失棟数

(棟)

市町名	揺れ	液状化	人工 造成地	津波	山・崖崩れ	火災	合計	全壊棟数(合計)が最大となるケース		
								地震動 ケース	季節・ 時間帯	
県計	約 191,000	約 1,800	約 17,000	約 28,000	約 2,700	約 66,000	約 304,000	L2東側	冬・夕	
賀茂	下田市	約 90	約 40	-	約 3,500	約 90	-	約 3,700	L2東側	-
	東伊豆町	約 40	-	-	約 500	約 20	-	約 600	L2東側	-
	河津町	約 10	約 60	-	約 400	約 30	-	約 500	L2東側	-
	南伊豆町	約 20	約 20	-	約 1,500	約 30	-	約 1,500	L2東側	-
	松崎町	約 300	約 30	-	約 1,500	約 90	-	約 1,700	L2東側	-
	西伊豆町	約 200	約 60	-	約 2,700	約 100	-	約 3,000	L2東側	-
東部	沼津市	約 1,600	約 100	-	約 4,000	約 100	約 400	約 6,000	L2東側	冬・夕
	熱海市	約 50	約 10	-	約 30	約 60	-	約 200	L2東側	-
	三島市	約 200	約 100	-	-	約 10	約 10	約 400	L2東側	冬・夕
	富士宮市	約 2,900	約 10	-	-	約 70	約 1,000	約 4,000	L2東側	冬・夕
	伊東市	約 200	約 200	-	約 200	約 30	約 10	約 600	L2東側	冬・夕
	富士市	約 3,800	約 20	約 10	約 10	約 40	約 2,300	約 6,200	L2東側	冬・夕
	御殿場市	約 600	-	-	-	-	約 20	約 600	L2東側	冬・夕
	裾野市	約 200	-	-	-	-	約 50	約 300	L2東側	冬・夕
	伊豆市	約 400	約 20	-	約 1,000	約 100	約 10	約 1,500	L2東側	冬・夕
	伊豆の国市	約 200	約 100	-	-	約 40	約 10	約 300	L2東側	冬・夕
	函南町	約 30	約 60	-	-	約 20	-	約 100	L2東側	-
	清水町	約 70	約 60	-	-	約 10	-	約 100	L2東側	-
	長泉町	約 100	-	-	-	-	約 10	約 200	L2東側	冬・夕
	小山町	約 50	-	-	-	約 40	-	約 100	L2東側	-
中部	静岡市葵区	約 15,000	約 100	約 1,600	-	約 500	約 13,000	約 30,000	L2基本	冬・夕
	静岡市駿河区	約 12,000	約 70	約 900	約 200	約 90	約 10,000	約 24,000	L2基本	冬・夕
	静岡市清水区	約 20,000	約 200	約 2,500	約 2,800	約 200	約 14,000	約 39,000	L2東側	冬・夕
	島田市	約 7,500	約 10	約 400	-	約 100	約 800	約 8,800	L2基本	冬・夕
	焼津市	約 11,000	約 80	約 2,400	約 800	約 40	約 3,500	約 18,000	L2基本	冬・夕
	藤枝市	約 15,000	約 40	約 1,400	-	約 200	約 2,500	約 19,000	L2基本	冬・夕
	牧之原市	約 6,900	約 10	約 500	約 3,900	約 60	約 1,100	約 11,000	L2東側	冬・夕
	吉田町	約 1,800	約 30	約 80	約 1,200	-	約 600	約 3,600	L2東側	冬・夕
	川根本町	約 70	-	-	-	約 80	-	約 200	L2陸側	-
	西部	浜松市中区	約 33,000	約 40	約 3,700	約 40	約 60	約 8,600	約 45,000	L2陸側
浜松市東区		約 16,000	約 30	約 1,700	-	約 10	約 2,500	約 21,000	L2陸側	冬・夕
浜松市西区		約 17,000	約 50	約 1,400	約 1,800	約 30	約 2,700	約 22,000	L2陸側	冬・夕
浜松市南区		約 12,000	約 50	約 600	約 800	-	約 1,300	約 15,000	L2陸側	冬・夕
浜松市北区		約 13,000	約 10	約 400	-	約 90	約 1,200	約 15,000	L2陸側	冬・夕
浜松市浜北区		約 11,000	約 10	約 200	-	約 10	約 1,600	約 13,000	L2陸側	冬・夕
浜松市天竜区		約 3,000	約 20	約 10	-	約 300	約 200	約 3,600	L2陸側	冬・夕
磐田市		約 20,000	約 50	約 2,600	約 100	約 30	約 4,100	約 27,000	L2陸側	冬・夕
掛川市		約 17,000	約 30	約 2,000	約 30	約 80	約 2,100	約 21,000	L2東側	冬・夕
袋井市		約 12,000	約 40	約 1,900	-	約 30	約 800	約 15,000	L2東側	冬・夕
湖西市		約 11,000	約 50	約 1,300	約 2,000	約 40	約 1,400	約 15,000	L2陸側	冬・夕
御前崎市		約 6,000	-	約 200	約 700	約 30	約 300	約 7,100	L2東側	冬・夕
菊川市		約 8,100	約 10	約 500	-	約 30	約 200	約 8,900	L2東側	冬・夕
森町		約 3,400	約 10	約 100	-	約 60	約 500	約 4,100	L2陸側	冬・夕

注1) レベル1、レベル2を対象として、各市町にとって最も被害が大きいケースを採用したものを。

注2) 「全壊棟数(合計)が最大となるケース」を示しているが、各セルの値はそのケースに限らず、被害要因ごとに見た場合の全ケースの最大値を示している。

注3) 県計の欄は各市町の最大値の合計ではない。

## ② 市町別の最大死者数（早期避難率低の場合）

(人)

市町名	建物倒壊 (うち屋内収容 物移動・転倒、 屋内落下物)		津波	山・崖崩れ	火災	ブロック塀 の転倒、屋 外落下物	合計	死者数(合計)が最大となるケース		
								地震動 ケース	季節・ 時間帯	
県計	約 7,800	約 700	約 96,000	約 200	約 3,300	約 20	約 105,000	L2陸側	冬・深夜	
賀茂	下田市	約 10	約 5,100	約 10	-	-	約 5,100	L2東側	冬・深夜	
	東伊豆町	-	約 800	-	-	-	約 800	L2東側	冬・深夜	
	河津町	-	約 900	-	-	-	約 900	L2東側	冬・深夜	
	南伊豆町	-	約 2,700	-	-	-	約 2,700	L2東側	冬・深夜	
	松崎町	約 10	約 3,100	約 10	-	-	約 3,100	L2東側	冬・夕	
	西伊豆町	約 10	約 4,300	約 10	-	-	約 4,300	L2東側	冬・深夜	
東部	沼津市	約 20	約 10	約 13,000	約 10	-	約 13,000	L2東側	冬・深夜	
	熱海市	-	約 60	約 10	-	-	約 60	L2東側	冬・深夜	
	三島市	-	-	-	-	-	-	-	-	
	富士宮市	約 40	約 10	-	約 10	-	約 40	L2東側	冬・深夜	
	伊東市	約 10	-	約 200	-	-	約 200	L2東側	冬・深夜	
	富士市	約 50	約 10	約 90	-	-	約 100	L2東側	冬・深夜	
	御殿場市	約 10	-	-	-	-	約 10	L2東側	冬・深夜	
	裾野市	-	-	-	-	-	-	-	-	
	伊豆市	約 10	-	約 1,400	約 10	-	約 1,400	L2東側	冬・深夜	
	伊豆の国市	-	-	-	-	-	約 10	L2東側	冬・深夜	
	函南町	-	-	-	-	-	-	-	-	
	清水町	-	-	-	-	-	-	-	-	
	長泉町	-	-	-	-	-	-	-	-	
小山町	-	-	-	-	-	-	-	-		
中部	静岡市葵区	約 600	約 60	-	約 50	約 500	約 1,100	L2基本	冬・夕	
	静岡市駿河区	約 400	約 60	約 1,600	約 10	約 400	約 2,200	L2基本	冬・深夜	
	静岡市清水区	約 700	約 80	約 11,000	約 20	約 500	約 10	約 12,000	L2東側	冬・深夜
	島田市	約 100	約 20	-	約 10	約 10	-	約 200	L2基本	冬・深夜
	焼津市	約 500	約 60	約 11,000	-	約 200	-	約 11,000	L2基本	冬・深夜
	藤枝市	約 300	約 50	-	約 20	約 50	-	約 400	L2基本	冬・深夜
	牧之原市	約 300	約 20	約 13,000	約 10	約 70	-	約 14,000	L2東側	冬・深夜
	吉田町	約 60	約 10	約 4,500	-	約 10	-	約 4,500	L2東側	冬・深夜
川根本町	-	-	-	約 10	-	-	約 10	L2陸側	冬・深夜	
西部	浜松市中区	約 2,000	約 100	約 100	約 10	約 1,900	-	約 3,600	L2陸側	冬・夕
	浜松市東区	約 800	約 70	-	-	約 300	-	約 1,000	L2陸側	冬・深夜
	浜松市西区	約 900	約 70	約 10,000	-	約 400	-	約 11,000	L2陸側	冬・深夜
	浜松市南区	約 600	約 50	約 6,500	-	約 70	-	約 7,100	L2陸側	冬・深夜
	浜松市北区	約 400	約 50	約 10	約 10	約 70	-	約 500	L2陸側	冬・深夜
	浜松市浜北区	約 500	約 50	-	-	約 100	-	約 600	L2陸側	冬・深夜
	浜松市天竜区	約 50	約 10	-	約 30	-	-	約 80	L2陸側	冬・深夜
	磐田市	約 800	約 90	約 1,200	-	約 300	-	約 1,900	L2陸側	冬・深夜
	掛川市	約 600	約 60	約 100	約 10	約 100	-	約 800	L2東側	冬・深夜
	袋井市	約 600	約 50	約 10	-	約 70	-	約 600	L2東側	冬・深夜
	湖西市	約 500	約 40	約 4,300	-	約 200	-	約 5,000	L2陸側	冬・深夜
	御前崎市	約 200	約 20	約 2,000	-	約 20	-	約 2,100	L2東側	夏・昼
	菊川市	約 300	約 30	-	-	約 20	-	約 400	L2東側	冬・深夜
	森町	約 100	約 10	-	約 10	約 20	-	約 100	L2東側	冬・深夜

注1) レベル1、レベル2を対象として、各市町にとって最も被害が大きいケースを採用したものの。

注2) 「死者数(合計)が最大となるケース」を示しているが、各セルの値はそのケースに限らず、被害要因ごとに見た場合の全ケースの最大値を示している。

注3) 県計の欄は各市町の最大値の合計ではない。

## ③ 市町別の最大死者数（早期避難率高+呼びかけ）

(人)

市町名	建物倒壊 (うち屋内収容 物移動・転倒、 屋内落下物)		津波	山・崖崩れ	火災	ブロック塀 の転倒、屋 外落下物	合計	死者数(合計)が最大となるケース	
								地震動 ケース	季節・ 時間帯
県計	約 7,800	約 700	約 66,000	約 200	約 3,300	約 20	約 75,000	L2陸側	冬・深夜
賀茂	下田市	約 10	-	約 2,000	約 10	-	約 2,000	L2東側	冬・深夜
	東伊豆町	-	-	約 300	-	-	約 300	L2東側	冬・深夜
	河津町	-	-	約 300	-	-	約 300	L2東側	冬・深夜
	南伊豆町	-	-	約 2,000	-	-	約 2,000	L2東側	冬・深夜
	松崎町	約 10	-	約 2,900	約 10	-	約 2,900	L2東側	冬・深夜
	西伊豆町	約 10	-	約 4,300	約 10	-	約 4,300	L2東側	冬・深夜
	沼津市	約 20	約 10	約 8,200	約 10	-	約 8,300	L2東側	冬・深夜
東部	熱海市	-	-	-	約 10	-	約 10	L2東側	冬・深夜
	三島市	-	-	-	-	-	-	-	-
	富士宮市	約 40	約 10	-	約 10	-	約 40	L2東側	冬・深夜
	伊東市	約 10	-	約 10	-	-	約 20	L2東側	冬・深夜
	富士市	約 50	約 10	約 30	-	-	約 90	L2東側	冬・深夜
	御殿場市	約 10	-	-	-	-	約 10	L2東側	冬・深夜
	裾野市	-	-	-	-	-	-	-	-
	伊豆市	約 10	-	約 1,400	約 10	-	約 1,400	L2東側	冬・深夜
	伊豆の国市	-	-	-	-	-	約 10	L2東側	冬・深夜
	函南町	-	-	-	-	-	-	-	-
	清水町	-	-	-	-	-	-	-	-
	長泉町	-	-	-	-	-	-	-	-
	小山町	-	-	-	-	-	-	-	-
	中部	静岡市葵区	約 600	約 60	-	約 50	約 500	約 1,100	L2基本
静岡市駿河区		約 400	約 60	約 1,200	約 10	約 400	約 1,800	L2基本	冬・深夜
静岡市清水区		約 700	約 80	約 6,700	約 20	約 500	約 7,500	L2東側	冬・深夜
島田市		約 100	約 20	-	約 10	約 10	約 200	L2基本	冬・深夜
焼津市		約 500	約 60	約 11,000	-	約 200	約 11,000	L2基本	冬・深夜
藤枝市		約 300	約 50	-	約 20	約 50	約 400	L2基本	冬・深夜
牧之原市		約 300	約 20	約 10,000	約 10	約 70	約 10,000	L2東側	冬・深夜
吉田町		約 60	約 10	約 4,000	-	約 10	約 4,000	L2東側	冬・深夜
川根本町		-	-	-	約 10	-	約 10	L2陸側	冬・深夜
西部		浜松市中区	約 2,000	約 100	約 100	約 10	約 1,900	約 3,600	L2陸側
	浜松市東区	約 800	約 70	-	-	約 300	約 1,000	L2陸側	冬・深夜
	浜松市西区	約 900	約 70	約 6,200	-	約 400	約 7,300	L2陸側	冬・深夜
	浜松市南区	約 600	約 50	約 3,400	-	約 70	約 4,000	L2陸側	冬・深夜
	浜松市北区	約 400	約 50	-	約 10	約 70	約 500	L2陸側	冬・深夜
	浜松市浜北区	約 500	約 50	-	-	約 100	約 600	L2陸側	冬・深夜
	浜松市天竜区	約 50	約 10	-	約 30	-	約 80	L2陸側	冬・深夜
	磐田市	約 800	約 90	約 400	-	約 300	約 1,300	L2陸側	冬・深夜
	掛川市	約 600	約 60	約 30	約 10	約 100	約 700	L2東側	冬・深夜
	袋井市	約 600	約 50	約 10	-	約 70	約 600	L2東側	冬・深夜
	湖西市	約 500	約 40	約 1,800	-	約 200	約 2,500	L2陸側	冬・深夜
	御前崎市	約 200	約 20	約 900	-	約 20	約 1,000	L2東側	夏・昼
	菊川市	約 300	約 30	-	-	約 20	約 400	L2東側	冬・深夜
	森町	約 100	約 10	-	約 10	約 20	約 100	L2東側	冬・深夜

注1) レベル1、レベル2を対象として、各市町にとって最も被害が大きいケースを採用したものを。

注2) 「死者数(合計)が最大となるケース」を示しているが、各セルの値はそのケースに限らず、被害要因ごとに見た場合の全ケースの最大値を示している。

注3) 県計の欄は各市町の最大値の合計ではない。

## (4) 相模トラフ沿いで発生する地震

## ■ レベル1の地震・津波

地震動 …対象地震の変更により震度7～6強の地域が増加

震度7の地域 42km<sup>2</sup> (3次想定 0.3 km<sup>2</sup>)

震度6強の地域 343km<sup>2</sup> (3次想定 15 km<sup>2</sup>)

津波 …伊豆半島東海岸を中心に浸水域が発生

浸水深1cm以上 7.4km<sup>2</sup>

浸水深2m以上 1.1km<sup>2</sup>

建物被害 …県東部を中心に被害が発生

全壊・焼失棟数 約1.4万棟 (3次想定 大破 約1.0万棟)

うち地震動・液状化 約1.1万棟 (3次想定 大破 約0.5万棟)

\*冬・夕の場合

人的被害 …津波によるものを中心に人的被害が増加

死者数 約3,000人 (3次想定 264人)

うち津波 約2,900人 (3次想定 ー人)

\*冬・深夜、早期避難率低の場合

## □ レベル2の地震・津波

地震動 …レベル1の地震より震度7～6強の地域が増加

震度7の地域 109km<sup>2</sup>

震度6強の地域 450km<sup>2</sup>

津波 …レベル1の津波より浸水面積が増加

浸水深1cm以上 21.1km<sup>2</sup>

浸水深2m以上 4.3km<sup>2</sup>

建物被害 …地震動によるものを中心に被害が拡大

全壊・焼失棟数 約2.7万棟

うち地震動・液状化 約2.0万棟

\*冬・夕の場合

人的被害 …津波によるものを中心に被害が拡大

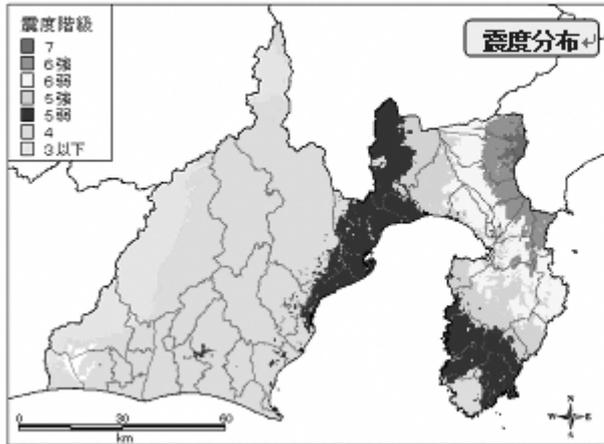
死者数 約6,000人

うち津波 約5,700人

\*冬・深夜、早期避難率低の場合

相模トラフ沿いで発生する地震

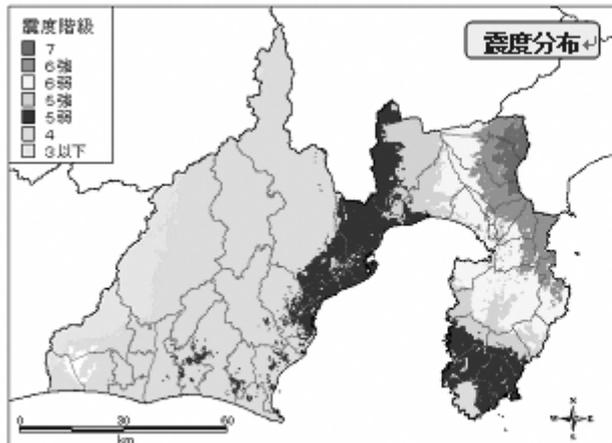
■ レベル1の地震・津波



津波高 (単位: TP+mm)

市町名	最大	平均
静岡市	7	5
伊東市	7	4
東伊豆町	4	3
河津町	4	3
下田市	5	3
南伊豆町	4	2
松崎町	2	2
西伊豆町	2	2
伊豆市	2	2
沼津市	4	2
富士市	2	2
静岡市清水区	2	2
静岡市駿河区	2	2
焼津市	2	2
吉田町	2	2
牧之原市	3	2
裾野市	3	2
掛川市	2	2
袋井市	2	2
磐田市	2	1
浜松市南区	2	2
浜松市西区	2	1
浜松市北区	1	1
湖西市	2	1

□ レベル2の地震・津波



津波高 (単位: TP+mm)

市町名	最大	平均
静岡市	9	8
伊東市	8	5
東伊豆町	8	4
河津町	8	5
下田市	10	5
南伊豆町	9	4
松崎町	4	3
西伊豆町	3	2
伊豆市	3	2
沼津市	5	2
富士市	4	2
静岡市清水区	4	2
静岡市駿河区	5	4
焼津市	4	2
吉田町	4	3
牧之原市	5	4
裾野市	8	4
掛川市	4	4
袋井市	4	3
磐田市	3	2
浜松市南区	3	3
浜松市西区	3	2
浜松市北区	1	1
湖西市	4	2

## (5) 相模トラフ沿いで発生する地震による被害

## ① 市町別最大全壊・焼失棟数

(棟)

市町名	揺れ	液状化	人工造成地	津波	山・崖崩れ	火災	合計	全壊棟数(合計)が最大となるケース		
								地震動・津波 ケース	季節・ 時間帯	
県計	約 19,000	約 1,000	約 80	約 2,400	約 600	約 3,700	約 27,000	L2元禄	冬・夕	
賀茂	下田市	-	約 40	-	約 300	約 10	-	約 300	L2元禄	-
	東伊豆町	約 10	-	-	約 60	約 10	-	約 80	L2元禄	-
	河津町	-	約 50	-	約 70	約 10	-	約 100	L2元禄	-
	南伊豆町	-	-	-	約 200	-	-	約 200	L2元禄	-
	松崎町	-	約 20	-	約 10	-	-	約 30	L2元禄	-
	西伊豆町	-	約 40	-	-	約 10	-	約 50	L2元禄	-
東部	沼津市	約 900	約 90	-	約 20	約 90	約 90	約 1,200	L2元禄	冬・夕
	熱海市	約 2,900	約 10	約 10	約 800	約 100	約 500	約 4,300	L2元禄	冬・夕
	三島市	約 1,400	約 100	-	-	約 10	約 1,200	約 2,700	L2元禄	冬・夕
	富士宮市	約 10	-	-	-	-	-	約 10	L2元禄	-
	伊東市	約 2,500	約 200	-	約 1,000	約 50	約 300	約 4,000	L2元禄	冬・夕
	富士市	約 30	約 10	-	-	約 10	約 10	約 60	L2元禄	冬・夕
	御殿場市	約 6,200	-	約 50	-	-	約 900	約 7,100	L2元禄	冬・夕
	裾野市	約 1,100	-	約 20	-	約 10	約 400	約 1,600	L2元禄	冬・夕
	伊豆市	約 100	約 20	-	-	約 100	-	約 300	L2元禄	-
	伊豆の国市	約 400	約 100	-	-	約 50	約 10	約 600	L2元禄	冬・夕
	函南町	約 300	約 60	-	-	約 20	約 10	約 400	L2元禄	冬・夕
	清水町	約 200	約 60	-	-	約 10	約 40	約 300	L2元禄	冬・夕
	長泉町	約 400	-	-	-	-	約 100	約 500	L2元禄	冬・夕
	小山町	約 2,400	-	-	-	約 70	約 100	約 2,600	L2元禄	冬・夕
中部	静岡市葵区	-	約 60	-	-	約 10	-	約 80	L2元禄	-
	静岡市駿河区	-	約 30	-	約 10	-	-	約 40	L2元禄	-
	静岡市清水区	-	約 80	-	約 30	約 10	-	約 100	L2元禄	-
	島田市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	焼津市	-	約 20	-	約 10	-	-	約 30	L2元禄	-
	藤枝市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	牧之原市	-	-	-	約 20	-	-	約 20	L2元禄	-
	吉田町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	川根本町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	浜松市中区	-	-	-	-	-	-	-	-	-
西部	浜松市東区	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	浜松市西区	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	浜松市南区	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	浜松市北区	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	浜松市浜北区	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	浜松市天竜区	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	磐田市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	掛川市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	袋井市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	湖西市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	御前崎市	-	-	-	-	-	-	-	-	-
菊川市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
森町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

注1) レベル1、レベル2を対象として、各市町にとって最も被害が大きいケースを採用したもの。

注2) 「全壊棟数(合計)が最大となるケース」を示しているが、各セルの値はそのケースに限らず、被害要因ごとに見た場合の全ケースの最大値を示している。

注3) 県計の欄は各市町の最大値の合計ではない。

## ② 市町別の最大死者数（早期避難率低の場合）

(人)

市町名	建物倒壊		津波	山・崖崩れ	火災	ブロック塀 の転倒、屋 外落下物	合計	死者数(合計)が最大となるケース	
	(うち屋内収容 物移動・転倒、 屋内落下物)							地震動・津波 ケース	季節・ 時間帯
県計	約 200	約 70	約 5,700	約 50	約 20	-	約 6,000	L2元禄	冬・深夜
賀茂	下田市	-	約 600	-	-	-	約 600	L2元禄	冬・深夜
	東伊豆町	-	約 50	-	-	-	約 50	L2元禄	冬・深夜
	河津町	-	約 40	-	-	-	約 40	L2元禄	冬・深夜
	南伊豆町	-	約 200	-	-	-	約 200	L2元禄	冬・深夜
	松崎町	-	-	-	-	-	-	-	-
	西伊豆町	-	-	-	-	-	-	-	-
東部	沼津市	約 10	約 30	約 10	-	-	約 40	L2元禄	冬・深夜
	熱海市	約 60	約 10	約 1,800	約 10	約 10	約 1,900	L2元禄	冬・深夜
	三島市	約 10	-	-	-	-	約 20	L2元禄	冬・深夜
	富士宮市	-	-	-	-	-	-	-	-
	伊東市	約 30	-	約 2,800	-	-	約 2,800	L2元禄	冬・深夜
	富士市	-	-	-	-	-	-	-	-
	御殿場市	約 60	約 30	-	-	約 10	約 60	L2元禄	冬・深夜
	裾野市	約 10	-	-	-	-	約 10	L2元禄	冬・深夜
	伊豆市	-	-	-	約 10	-	約 10	L2元禄	冬・深夜
	伊豆の国市	-	-	-	-	-	約 10	L2元禄	冬・深夜
	函南町	-	-	-	-	-	約 10	L2元禄	冬・深夜
	清水町	-	-	-	-	-	-	-	-
	長泉町	-	-	-	-	-	-	-	-
小山町	約 50	約 10	-	約 10	-	約 50	L2元禄	冬・深夜	
中部	静岡市葵区	-	-	-	-	-	-	-	-
	静岡市駿河区	-	約 10	-	-	-	約 10	L2元禄	冬・深夜
	静岡市清水区	-	約 100	-	-	-	約 100	L2元禄	冬・深夜
	島田市	-	-	-	-	-	-	-	-
	焼津市	-	約 10	-	-	-	約 10	L2元禄	冬・深夜
	藤枝市	-	-	-	-	-	-	-	-
	牧之原市	-	約 30	-	-	-	約 30	L2元禄	冬・深夜
	吉田町	-	-	-	-	-	-	-	-
川根本町	-	-	-	-	-	-	-	-	
西部	浜松市中区	-	-	-	-	-	-	-	-
	浜松市東区	-	-	-	-	-	-	-	-
	浜松市西区	-	-	-	-	-	-	-	-
	浜松市南区	-	-	-	-	-	-	-	-
	浜松市北区	-	-	-	-	-	-	-	-
	浜松市浜北区	-	-	-	-	-	-	-	-
	浜松市天竜区	-	-	-	-	-	-	-	-
	磐田市	-	-	-	-	-	-	-	-
	掛川市	-	-	-	-	-	-	-	-
	袋井市	-	-	-	-	-	-	-	-
	湖西市	-	-	-	-	-	-	-	-
	御前崎市	-	約 40	-	-	-	約 40	L2元禄	夏・昼
	菊川市	-	-	-	-	-	-	-	-
	森町	-	-	-	-	-	-	-	-

注1) レベル1、レベル2を対象として、各市町にとって最も被害が大ききケースを採用したものの。

注2) 「死者数(合計)が最大となるケース」を示しているが、各セルの値はそのケースに限らず、被害要因ごとに見た場合の全ケースの最大値を示している。(例えば、市町別の被害合計が最大となるのが深夜の場合であっても、火災は夕方が最大となる場合には火災の欄には夕方の数値を示している。)

注3) 県計の欄は各市町の最大値の合計ではない。

## ③ 市町別の最大死者数（早期避難率高＋呼びかけ）

(人)

市町名	建物倒壊		津波	山・崖崩れ	火災	ブロック塀 の転倒、屋 外落下物	合計	死者数(合計)が最大となるケース	
	(うち屋内収容 物移動・転倒、 屋内落下物)							地震動・津波 ケース	季節・ 時間帯
県計	約 200	約 70	約 4,700	約 50	約 20	-	約 5,000	L2元禄	冬・深夜
賀茂	下田市	-	約 100	-	-	-	約 100	L2元禄	冬・深夜
	東伊豆町	-	約 30	-	-	-	約 30	L2元禄	冬・深夜
	河津町	-	約 10	-	-	-	約 10	L2元禄	冬・深夜
	南伊豆町	-	-	-	-	-	-	-	-
	松崎町	-	-	-	-	-	-	-	-
	西伊豆町	-	-	-	-	-	-	-	-
東部	沼津市	約 10	約 10	約 10	-	-	約 30	L2元禄	冬・深夜
	熱海市	約 60	約 10	約 1,800	約 10	約 10	約 1,900	L2元禄	冬・深夜
	三島市	約 10	-	-	-	-	約 20	L2元禄	冬・深夜
	富士宮市	-	-	-	-	-	-	-	-
	伊東市	約 30	-	約 2,600	-	-	約 2,700	L2元禄	冬・深夜
	富士市	-	-	-	-	-	-	-	-
	御殿場市	約 60	約 30	-	-	約 10	約 60	L2元禄	冬・深夜
	裾野市	約 10	-	-	-	-	約 10	L2元禄	冬・深夜
	伊豆市	-	-	-	約 10	-	約 10	L2元禄	冬・深夜
	伊豆の国市	-	-	-	-	-	約 10	L2元禄	冬・深夜
	函南町	-	-	-	-	-	約 10	L2元禄	冬・深夜
	清水町	-	-	-	-	-	-	-	-
	長泉町	-	-	-	-	-	-	-	-
小山町	約 50	約 10	-	約 10	-	約 50	L2元禄	冬・深夜	
中部	静岡市葵区	-	-	-	-	-	-	-	-
	静岡市駿河区	-	-	-	-	-	-	-	-
	静岡市清水区	-	-	約 40	-	-	約 40	L2元禄	冬・深夜
	島田市	-	-	-	-	-	-	-	-
	焼津市	-	-	-	-	-	-	-	-
	藤枝市	-	-	-	-	-	-	-	-
	牧之原市	-	-	約 20	-	-	約 20	L2元禄	冬・深夜
	吉田町	-	-	-	-	-	-	-	-
川根本町	-	-	-	-	-	-	-	-	
西部	浜松市中区	-	-	-	-	-	-	-	-
	浜松市東区	-	-	-	-	-	-	-	-
	浜松市西区	-	-	-	-	-	-	-	-
	浜松市南区	-	-	-	-	-	-	-	-
	浜松市北区	-	-	-	-	-	-	-	-
	浜松市浜北区	-	-	-	-	-	-	-	-
	浜松市天竜区	-	-	-	-	-	-	-	-
	磐田市	-	-	-	-	-	-	-	-
	掛川市	-	-	-	-	-	-	-	-
	袋井市	-	-	-	-	-	-	-	-
	湖西市	-	-	-	-	-	-	-	-
	御前崎市	-	-	-	-	-	-	-	-
	菊川市	-	-	-	-	-	-	-	-
	森町	-	-	-	-	-	-	-	-

注1) レベル1、レベル2を対象として、各市町にとって最も被害が大ききケースを採用したものの。

注2) 「死者数(合計)が最大となるケース」を示しているが、各セルの値はそのケースに限らず、被害要因ごとに見た場合の全ケースの最大値を示している。(例えば、市町別の被害合計が最大となるのが深夜の場合であっても、火災は夕方が最大となる場合には火災の欄には夕方の数値を示している。)

注3) 県計の欄は各市町の最大値の合計ではない。

## (6) 被害・対応シナリオ — 最大クラスの場合を中心に —

巨大な地震が発生した場合の県内における被害やそれに対する対応について時系列形式で整理することにより、災害対策を行う上で重要な視点やタイミング、及び課題を明らかにし、地震・津波対策の基礎資料として活用するものです。

①全体シナリオ	
②自然現象、建築物被害、火災等のシナリオ	
<b>地震予知</b> ④地震予知状況下に実施する地震防災応急対策シナリオ	
③県災害対策本部のシナリオ	
⑤ライフラインのシナリオ	
⑥避難対応シナリオ	
⑦救出救助・医療救護対応シナリオ	
⑧遺体の収容・身元確認・安置・埋火葬の対応シナリオ	
⑨住宅対応シナリオ	
⑩広域受援シナリオ	
⑪交通・緊急物資確保対応シナリオ	
⑫し尿・ごみ・がれき対応シナリオ	
⑬経済影響シナリオ	
⑭県民シナリオ	
<b>噴火発生</b> ⑮連続災害としての富士山火山災害対応シナリオ	
<b>事故発生</b> ⑯複合災害としての原子力災害対応シナリオ	

**【新たな津波被害想定】**

- 最大で約11mの津波が押し寄せる。  
(最大クラスの場合は津波高がさらに高くなる)
- 浸水域が大幅に増える。
- 津波到達時間は非常に早い可能性がある。

**【超広域災害】**

- 県内では震度7の地域がより多く発生する。
- 甚大な被害は東海地方～九州地方に及び、全国からの応援の不足や分散が発生する可能性がある。
- 進出経路途絶等による遅延の恐れがある。

災害対応拠点施設が甚大な被害を受ける可能性

- 連絡の取れない拠点到県職員を派遣

十分な被害情報が入らない可能性が増大

- ハリによる重点的な情報収集

津波浸水範囲の拡大により初動対応等がより困難

- 病院や避難所等への供給を確保

応援要員や資機材不足し、復旧に要する期間が長期化

- 同業者協会等の応援を受ける

津波被害の拡大に伴い、避難所避難者がより多く発生

- 自主防組織を中心に避難誘導等を実施

緊急活動による支援の手が行き届かない地域の発生

- 自主防組織が市町に協力して、避難所を運営

津波被害を受けた地域では、救出活動が困難な可能性

- 警察、消防、自衛隊等による救出活動

被災地外からの応援が分散する可能性

- 近隣住民が中心となって、救出活動を実施

大規模な遺体安置施設が必要となる可能性

- 使用可能な施設を順次開設

火葬場の手配等が進まず安置期間が長期化する可能性

- 広域火葬等の支援、業者等への要請を行う

市街地の浸水、ライフラインの復旧困難

- 仮設住宅等の応急住宅対策を実施

応急仮設住宅等の必要戸数の増大

- 応急仮設住宅や災害公営住宅を確保

被害把握が困難な地域の発生

- 被害を推定して支援要請し、全国に発信

応援要員や資機材の制約から復旧までに長期間の受援

- 応援職員を市町のニーズに即してマッチング

沿岸部を中心に多くの区間で不通

- 航空機や船舶等により緊急輸送を実施

応援不足等により道路啓開が遅れ、物資等が不足

- 緊急輸送ルートへの確保に努め、輸送分担等を調整

下水処理場等の被害がより多くなる可能性

- 仮設トイレの設置、トイレ等への支援要請

がれきの最終処分等が遅延する恐れ

- 県外での広域処理や県への事務委任

津波による直接的被害が増大

- 給付金の交付、雇用の維持確保

輸送ルート、サプライチェーンの復旧の長期化

- 事業の場の確保や資金の貸付等産業基盤の再建支援

津波による住宅の被害、避難所の不足

- 避難先等への備蓄

ガソリン等の不足により、物流等が困難な地域の発生

- 家庭内等の備蓄強化（飲料水3日→7日）

**【連続災害対応・複合災害対応】**

- 情報伝達遅れ、道路被害や車両確保困難による避難実施の遅れ、避難所等の不足、移動や輸送支障による応援の遅れや物資不足の発生、インフラやライフラインの復旧の遅れ、中長期にわたる立ち入り禁止 等



# 資料

- 1 静岡県に被害をもたらした主な地震
- 2 気象庁震度階級関連解説表
- 3 津波警報、注意報について
- 4 気象庁が発表する噴火警戒レベルと警報
- 5 気象等の予報及び警報の種類と発表基準
- 6 自主防災組織活動チェックリスト
- 7 資機材チェックリスト
- 8 自主防災活動各種マニュアル
- 9 各種台帳様式
- 10 プロジェクト「<sup>トウカイ</sup>TOUKAI（東海・倒壊）<sup>ゼロ</sup>ー〇」
- 11 ブロック塀の点検方法
- 12 災害用伝言ダイヤル
- 13 静岡県地震防災センターの御案内



# 1 静岡県に被害をもたらした地震・国内で起きた主な地震

西暦	日本歴	マグニチュード	地震名又は地域	被害状況
1498	明応7	8.4	東海道全般	津波。伊勢大湊で流出家屋 1,000 棟、死者 5,000 人。志太郡地方で流出死 26,000 人。
1605	慶長9	7.9	慶長地震	津波。浜名湖付近の橋本で 100 棟中 80 棟流出し、死者多し。
1703	元禄 16	8.2	元禄地震	倒壊家屋 8,000 棟以上、死者 2,300 人以上。津波。
1707	宝永4	8.4	宝永地震	倒壊家屋 60,000 棟以上、死者 20,000 人。袋井全滅。津波。御前崎で地盤隆起。
1854	嘉永7	8.4	安政東海地震	倒壊焼失家屋約 30,000 棟。死者 20,000~3,000 人。津波。御前崎で地盤隆起。
1923	大正 12	7.9	関東大震災	死者 99,331 人、行方不明 43,476 人、全壊家屋 128,266 棟、半壊 126,233 棟、津波。
1930	昭和5	7.3	北伊豆地震	死者 272 人、全壊家屋 2,165 棟。山崩れ、がけ崩れ多し。
1944	昭和 19	7.9	東南海地震	死者・不明者 1,223 人、全壊家屋 17,599 棟、半壊 36,520 棟、流出家屋 3,129 棟。
1945	昭和 20	6.8	三河地震	死者 2,306 人、全壊家屋 7,221 棟、半壊 16,555 棟、非住居全壊 9,187 棟、津波。
1946	昭和 21	8.0	南海地震	死者 1,330 人、全壊家屋 11,591 棟、半壊 23,487 棟、流出 1,451 棟、焼失 2,598 棟。
1974	昭和 49	6.9	伊豆半島沖地震	死者・行方不明者 38 人、全壊家屋 134 棟、半壊 240 棟、御前崎に小津波。
1978	昭和 53	7.0	伊豆大島近海地震	死者 25 人、全壊家屋 96 棟、半壊 616 棟、道路損壊 1,141 ヶ所、がけ崩れ 191 ヶ所。
1980	昭和 55	6.7	伊豆半島東方沖	全壊家屋 1 棟、一部損壊 17 棟。
1983	昭和 58	7.7	日本海中部地震	※死者 104 人、建物全壊 934 棟、半壊 2,115 棟、流出 52 棟、船沈没 255 隻。
1993	平成5	7.8	北海道南西沖地震	※津波、死者 202 人、不明者 28 人、負傷者 323 人。
1995	平成7	7.3	兵庫県南部地震 (阪神・淡路大震災)	※死者 6,434 人、不明 3、負傷者 43,792 人、全壊 104,906 棟。
2004	平成 16	6.8	新潟県中越地震	※死者 67 人、負傷者 4,805 人、全壊 3,175 棟。
2007	平成 19	6.8	新潟県中越沖地震	※死者 15 人、負傷者 2,345 人、全壊 1,319 棟。
2008	平成 20	7.2	岩手・宮城内陸地震	※死者 13 人、負傷者 450 人、全壊 28 棟。
2009	平成 21 年8月 21 日	6.5	駿河湾を震源とする地震	死者 1 人、負傷者 311 人、建物半壊 6 棟。一部損壊 8,666 棟、東名高速上り線の法面の崩落。
2011	平成 23 年3月 11 日	9.0	東北地方太平洋沖地震 (東日本大震災)	本県では負傷者 4 人、建物一部損壊 2 棟。 ※死者・行方不明者約 1 万 8 千人、全壊約 1 2 万棟。
2011	平成 23 年3月 15 日	6.4	東部を震源とする地震	死者なし、負傷者 50 人。 建物一部損壊 521 棟。
2011	平成 23 年8月 1 日	6.2	駿河湾を震源とする地震	死者なし、負傷者 13 人、建物一部損壊 28 棟。

■ は、東海地震の震源域付近（駿河湾から御前崎沖）を震源地とする地震

※印は、本県に被害は出ていないが、参考までに全体の被害状況を掲載

資料：理科年表より（新潟県中越地震、新潟県中越沖地震、岩手・宮城内陸地震においては消防庁資料を参考とした）

## 2 気象庁震度階級関連解説表

計測震度	階級	人間	屋内の状況	屋外の状況
0.5	0	人は揺れを感じない。		
	1	屋内にいる人の一部がわずかな揺れを感じる。		
1.5	2	屋内にいる人の多くが、揺れを感じる。	電灯などのつり下げ物がわずかに揺れる。	
2.5	3	眠っている人の一部が目覚ます。	棚にある食器類が、音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
3.5	4	屋内にいる人のほとんど揺れを感じる。恐怖感を覚える人もいる。	つり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。歩いている人も揺れを感じる。自転車を運転していて、揺れに気づく人がいる。
4.5	5弱	かなりの恐怖感があり、一部の人は身の安全をを図ろうとする。眠っているほとんどの人が目を覚ます。	つり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の多くが揺れ、家具が移動することがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。補強されていないブロック塀が崩れることがある。道路に被害が生じることがある。
5.0	5強	非常に恐怖を感じる。多くの人が行動に支障を感じる。	棚になる食器類、書棚のほんの多くが落ちる。テレビが台から落ちることがある。タンスなどの重い家具が倒れることがある。一部の戸が外れる。	補強されていないブロック塀の多くが崩れる。据付が不十分な自動販売機が倒れることがある。多くの墓石が倒れる。自転車の運転が困難となり、停止する自動車が多い。
5.5	6弱	立っていることが困難になる。	固定しない重い家具の多くが移動、転倒する。開かなくなるドアが多い。	かなりの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。
6.0	6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない重い家具のほとんどが移動、転倒する。戸が外れて飛び出すことがある。	多くの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
6.5	7	揺れにほんろうされ、自分の意思で行動できない。	ほとんどの家具が大きく移動し、飛ぶものもある。	ほとんどの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されているブロック塀も破損するものがある。

震度は、地震動の強さの程度を表すもので、震度計を用いて観測します。この「気象庁震度階級関連解説表」は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すものです。この表を使用する際は、以下の点にご注意ください。

(1) 気象庁が発表する震度は、震度計による観測値であり、この表に記述される現象から決定するものではありません。

(2) 震度が同じであっても、対象となる建物、構造物の状況や地震動の性質によって、被害が異なる場合があります。この表では、ある震度が観測された際に通常発生する現象や被害を記述していますので、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。

### 3 津波警報、注意報について

津波による災害の発生が予想される場合に、津波が発生してから約3分（一部の地震については最速2分程度）を目標に津波警報または津波注意報を発表します。

#### ■ 津波警報・注意報の種類

警報・注意報の分類	発表基準	予想される津波の高さ	
		数値による区分	大きさの表記
大津波警報	予想津波高が、3mを超える場合	10m超、 10m、5m	巨大
津波警報	予想津波高が、1mを超え、3m以下の場合	3m	高い
津波注意報	予想津波高が、0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m	表記しない

（注）大津波警報は、特別警報に位置づけられています。これまでどおり大津波警報という名称で発表されます。

（注）津波の高さを「巨大」と予想する大津波警報が発表された場合は、東日本大震災のような巨大な津波が襲来するおそれがあります。直ちにできる限りの避難をしましょう。

### 4 気象庁が発表する噴火警戒レベルと警報

富士山の火山活動に異常が観測された際には、気象庁から噴火警戒レベルや噴火警報が発表されます。これに応じた避難の指示などが市町から伝えられることになってはいますが、状況によっては自主的な避難や避難準備が必要になる場合もあります。

種別	名称	レベル	火山活動の状況と住民及び登山者・入山者への対応
特別警報	噴火警報 (居住地域)	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある場合に発表。危険な居住地域からの避難等が必要です。
	又は 噴火警報	レベル4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）場合に発表。警戒が必要な居住地域での避難準備、災害時要援護者の避難等が必要です。
警報	噴火警報 (火口周辺)	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合に発表。登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等が行われます。
	又は 火口周辺 警報	レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合に発表。住民は通常的生活だが、火口周辺への立入規制等が行われます。
予報	噴火予報	レベル1 (平常)	火山活動は静穏。特に対応は必要ありません。

（注）現行の噴火警戒レベル4以上に相当する噴火警報を特別警報と位置付け、これまでどおり噴火警報（居住地域）という名称で発表します。

## 5 気象等の予報及び警報の種類と発表基準

気象台は、大雨や暴風などによって災害がおこるおそれがある場合には、静岡県を遠州北、遠州南、中部北、中部南、富士山南西、富士山南東、伊豆北、伊豆南の8つの区域に分けて、警報・注意報を発表します。また、特別警報は警報の基準をはるかに超え、重大な災害がおこるおそれが著しく大きい場合に発表します。以下は、静岡地方気象台による警報、注意報の発表の基準です。

注意報の種類	発表基準	
強風	平均風速	陸上 12m/s 以上（御前崎、石廊崎、網代 は 15m/s 以上）、海上 15m/s 以上
風雪	平均風速	陸上 12m/s 以上（御前崎、石廊崎、網代 は 15m/s 以上）、海上 15m/s 以上、雷を伴う
大雨	市町単位で規定（市町又は平坦地かどうかで異なるが、概ね時間雨量 30mm～50mm）	
大雪	24 時間降雪の深さ	平地 24 時間降雪の深さ 5cm
雷	落雷等により被害が予想される場合	
なだれ	1.降雪の深さが30cm以上あった場合 2.積雪が 40 cm 以上あって最高気温が 15℃ 以上の場合	
霜	最低気温	早霜・晩霜期に最低気温 4℃ 以下
高潮	潮位	東京湾平均海面上 1. 1m 以上
波浪	有義波高	3.0m 以上
洪水	市町単位で規定（雨量と河川流域雨量指数による）	

（注）上表のほかに、濃霧、乾燥、着水・着雪、低温の各注意報がある。

警報の種類	発表基準	
暴風	平均風速	陸上 20m/s 以上、海上 25m/s 以上
暴風雪	平均風速	陸上 20m/s 以上、海上 25m/s 以上、雷を伴う
大雨	市町単位で規定（市町又は平坦地かどうかで異なるが、概ね時間雨量 40mm～80mm）	
大雪	24 時間降雪の深さ	平地 24 時間降雪の深さ 10cm
高潮	潮位	東京湾平均海面上 1. 5m 以上
波浪	有義波高	6.0m 以上
洪水	市町単位で規定（雨量と河川流域雨量指数による）	

特別警報の種類	発表基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量が予想され、もしくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	
暴風雪	数十年に一度の強度の台風や低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	

（静岡地方気象台資料参考）

## 6

# 自主防災組織活動（共助）チェックリスト

被害想定や防災対策の具体的検証例（自主防災組織役員編）

自主防災組織が行う地震防災対策についてチェックしてみましょう。

チェック項目の中には、地域によっては関係のない内容のものもありますが、今後の防災対策の参考としてください。

なお、地域防災訓練の実施状況に関する詳細なチェック項目はありません。

チェック項目の解説や前提となっている資料（データ）については、このマニュアルのほか、市町が発行している防災関係資料や県地震防災センターのHP（P.124 参照）に掲載されている防災関係資料などを参考にしてください。

### 1 地域の被害想定や危険度の検証

#### （1）地域の状況把握

＜地域の危険箇所＞

- 山がけ崩れの危険性がある場所及び土砂が広がる範囲はどこか
- 防潮堤や河川堤防が整備されていないところはあるか
- 稼動できない水門（陸こう水門を含む）はないか
- 倒壊の可能性があるブロック塀や電柱、街灯、高い煙突、大木はないか
- 落下しそうな屋外看板等はないか
- 高層建築物のガラスが割れて落下、飛散しそうなところはないか
- 高架道路等から通行車両が転落しそうなところはないか
- 海岸の防潮堤や防波堤、河川の堤防で老朽化している、又は、脆弱な施設はないか
- ため池の護岸や堤防で老朽化している箇所や脆弱な施設はないか
- マンホールや貯水槽の蓋は大丈夫か（蓋が外れて人が落下しないか）
- 海岸や河川等の崖の外側に張り出したような道路や歩道はないか
- 危険物や化学薬品等を扱っている事業所はないか
- 危険動物や大型動物を飼っている施設や事業所はないか

＜地震による被害想定＞

- 想定される最大震度はどのくらいか
- 想定される液状化の危険性はどのくらいか
- 想定される津波の高さと浸水深、浸水域の範囲はどこまでか
- 想定される津波の到達時間、浸水が始まる時間はどのくらいか
- 想定される延焼火災の発生可能性はどのくらいか

＜地域の特性・地質＞

- 海拔が著しく低いところはあるか
- 地域を流れる河川の河床よりも低いところ（天井川エリア）はあるか
- 埋立地や湿地、沼地（かつて湖沼だったところ）はないか
- 土地が陥没しそうなところはないか

[チェックできた項目数；22項目中\_\_\_\_\_項目]

＜解説＞ 地震被害想定や地質、災害危険予想区域などの情報は、所在の市町が発行する防災関係資料を参考とするほか、「静岡県統合基盤GIS」で確認できます。また、各地の海拔は「同GIS」、または、国土地理院のHP「標高が分かるWEB地図」で把握できます。

各地域においては、行政が発行する情報に加え、自主防災組織が主体的かつ独自に予想危険箇所を把握することが求められます。役員を中心に住民皆が防災の視点で地域を鑑正し、防災マップづくりを通じた情報の共有化に取り組みましょう。

なお、地域の危険箇所や防災対策を把握、認識するためのイメージトレーニングとして「災害図上訓練DIG（ディグ）」があります。DIGを活用して、地域の防災力を検討してみましょう。DIGについても、県地震防災センターのHP（P.

124参照)を御覧ください。

## (2) 基本活動

### <組織づくり>

- 自主防災組織として災害時に機能する体制になっているか
- 組織の長、役員（災害時の活動を指揮できる人）は一定人数いるか
- 防災リーダー、指導者（防災に関する知識を有し、防災活動を指導できる人）はいるか
- 防災活動ごとに班構成ができていますか

### <情報提供・コミュニケーション>

- 住民が正しい防災知識を有し、積極的に防災活動に参加しているか
- 地域住民に正確で分かりやすい防災情報を提供しているか
- 女性や高齢者、障害のある人の意見が地域防災活動に反映されているか
- 防災に限らず、地域住民の交流が深まるような行事が行われているか

### <防災訓練>

- 定期的に防災訓練を実施しているか（多くの住民が参加できる工夫がされているか）
- 防災訓練の実施に当たっては、市町や有識者、指導者、専門的な技能を有している人材と連携しているか、または、助言などの協力を得ているか
- 過去の訓練を検証し、適宜、見直しや新たな訓練手法の導入を心がけているか
- 役員、班員は定期的に情報交換や訓練を行っているか

### <防災計画・各種台帳等>

- 津波、山がけ崩れ、延焼火災など災害別に避難計画を策定しているか
- 過去の被害実績や土地利用などを踏まえた防災マップを作成しているか
- 各種台帳（組織台帳、世帯台帳、人材台帳、要援護者台帳など）を整備しているか

[チェックできた項目数；15項目中\_\_\_\_\_項目]

<解説> 自主防災組織の組織体制と役員構成、人材活用は、組織の運営及び活動を推進する基本となります。まずは、地域の住民が男女の区別なく主体的に役員となり、地域の実態が把握できるような組織づくりを求め、強化を図りましょう。

防災訓練の実施をはじめ、避難指図書、防災マップ、各種台帳、避難生活指図書の作成は、自主防災組織として必須の防災活動です。県や市町村が発行する自主防災組織活動マニュアル等を参考として、作成と整備に取り組みましょう。

## 2 防災対策の検証

### (1) 自主防災組織の災害対策本部

- 自主防災組織の災害対策本部（以下「自主防本部」）は、いつ誰がどこに開設するのか決まっているか
- 自主防本部や各班の行動マニュアル（行動の段取り）はできているか
- 自主防本部で使用する防災用品は保管してあるか
- 自主防本部での情報通信体制は確保されているか
- 災害時の地域内情報をどのように収集するか、方法は決まっているか
- 地域の被災状況を自主防本部に伝達する仕組みはできているか
- 自主防本部は地域の災害対応を住民に的確に指示できるか

[チェックできた項目数；7項目中\_\_\_\_\_項目]

<解説> 災害時に自主防災組織として機能するためには、役員で構成する災害対策本部が設置され、具体的な防災種別や災害対応が実践できなければなりません。本部は、被災直後の地域の情報収集や各種防災活動の指示を担う拠点となることから、いざという時のために、設置場所や運営方針をあらかじめ決めておく必要があります。

### (2) 津波・山がけ崩れからの避難体制

#### <危険区域や避難地の表示>

- 津波危険予想地域及び山がけ崩れ危険予想地域において、浸水や土砂崩れの区域（ハザード）が日頃

から住民に周知されているか

- 津波危険予想地域及び山がけ崩れ危険予想地域において、海拔や危険箇所を示す標識や表示が数多く設置されているか
- 津波危険予想地域及び山がけ崩れ危険予想地域において、避難地を示す標識や表示がなされているか

#### <避難のための備え>

- 津波避難ビル、避難タワーは、いつ地震が発生しても 24 時間・365 日住民が避難できる状態で管理されているか（入口の鍵の開け方は周辺住民に周知されているか）
- 地域住民の具体的な避難計画（避難対象者、避難先、避難ルート、避難所要時間設定、避難先での対応内容などの事前準備）はできているか
- 津波避難ビル等の避難場所に最低限の防災用品が備蓄されているか
- 地震の際に落橋しそうな橋を避難ルートに含む場合、落橋した場合を想定した避難計画を立てているか
- 海岸や河川、ため池などの堤防上の道が避難ルートに含まれていないか
- 津波や山がけ崩れから避難する際、率先避難者はいるか、率先避難をする役割の人は決めているか

[チェックできた項目数；9項目中\_\_\_\_\_項目]

<解説> 津波や山がけ崩れの危険性のある地域については、その地域のすべての住民が想定浸水域や土砂崩れ等が及ぶ範囲を熟知しておく必要があります。そのため、避難を誘導する標識や表示は綿密に設置されることが求められます。

避難先となる避難地や避難ビルなどについては、いざというときに迅速に使用できるよう、日頃からしっかり管理しておく必要があります。また、避難ルートについても、平常時の状態ではなく、大規模地震の際に通行できるかどうか十分に検証することが必要です。

なお、津波や山がけ崩れからの避難行動を促すため、率先して避難する人が求められます。あらかじめ自主防災組織の避難誘導班に「率先避難者」の役割を果たしてもらうようにしましょう。

### (3) 防災倉庫、防災資機材、防災用品

- 防災倉庫は安全な場所に設置されているか（津波や山がけ崩れの危険予想地域内に設置されていないか）
- 防災倉庫の鍵は複数の人が常時使用できる管理体制になっているか
- 防災資機材は、実際に地域で起きる災害を時系列で想定して配置しているか
- 防災用品や水・食料の使用期限、消費期限を確認して、適宜、更新しているか（管理台帳やチェックリストで正確に管理しているか）
- 非常食に水が必要な場合に飲用水を備えているか
- 防災倉庫の利用に当たり、停電時の夜間に利用する場合に備え、扉を開けたらすぐのところに懐中電灯や非常電源による明かりを用意しているか
- 非常食の缶詰はプルトップタイプか、そうでない場合には缶切はあるか
- 懐中電灯には、取り替え用の電池と電球を備えているか
- 防災用品は夏・冬用それぞれ地震発生の季節を考慮して備蓄しているか
- 実際に災害があった場合に、防災倉庫及び使用中（使用済）の資機材や防災用品を管理する役割の人は決められているか

[チェックできた項目数；10項目中\_\_\_\_\_項目]

<解説> 防災倉庫及び防災資機材、防災用品は、いざというときのために活用されるものです。平常時に利用できても、実際の災害時に、地域住民が使用できなければ「無い」に等しいことになります。保管されているもの一つひとつ具体的に使用できるかどうか、日頃から確認しておきましょう。

また、大規模地震の際には長期間の停電が予想されます。停電時の夜間でも使用できるよう、非常電源と照度の確保が必要です。暗闇の中で、防災倉庫を開錠したり、資機材を取り出す作業をしなければならぬことを十分想定しておきましょう。

### (4) 初期消火、延焼火災対応

- 役員及び住民は地域内の消防水利の場所を把握しているか

- 消防水利の蓋を開ける工具等は保管してあるか、保管場所から常時取り出せるか
- 消防可搬ポンプのホースは消火栓に接続できるか
- 消防可搬ポンプや非常用発電機の燃料はあるか
- 消火用バケツを用意する場合、汲み上げる水利の位置や状態を考慮しているか。また、汲み上げるためのロープを用意してあるか
- 地域で使用できる共用の消火器を各地に配置しているか
- 延焼火災から避難する際、率先避難をする役割の人を決めているか
- 延焼火災に備え、一次避難地、広域避難地の標識・表示は設置されているか

[チェックできた項目数；8項目中\_\_\_\_\_項目]

<解説> 大規模地震の際には、どの地域においても火災が発生する可能性があります。特に、市街地では延焼火災（大火）が懸念されます。

火災を食い止めるためには、初期消火が重要ですが、発火から数分以内に消火活動をしなれば、火災は拡大してしまいます。一度拡大した火災を地域住民の手で消火することは極めて困難です。したがって、初期消火には迅速な対応が求められます。いざという時のために、日頃から消火器や消防水利の使用手順について習得しておきましょう。

万一、延焼火災になった場合は、避難が必要で、率先避難者を中心に、最寄の集合場所、一次避難地、広域避難地への段階的な避難をしましょう。

#### (5) 救出救助、応急救護

- 建物倒壊時の被災者救出用の道具や工具はあるか
- 建物倒壊時の被災者救出用の道具や工具の運搬方法は準備できているか
- 負傷者の搬送先、搬送方法は決まっているか、準備できているか
- 負傷者の応急救護用の防災用品はあるか
- 住民レベルのトリアージ（スタート式トリアージ）や心肺蘇生法を的確にできるか
- 地域で使用できる共用のAED（自動体外式除細動器）は配置されているか、配置されている場所を把握しているか
- 最寄の救護病院や救護所（開設場所）を住民が承知しているか

[チェックできた項目数；7項目中\_\_\_\_\_項目]

<解説> 大規模地震の際に最も懸念される被害が建物の倒壊です。阪神・淡路大震災は大きな破壊川になっています。建物の耐震化は進んでいますが、まだ十分ではありません。万一、倒壊により住民が生き埋めになってしまった場合は、近隣の住民が救出救助活動を行うことになります。

負傷者の手当てについても急を要します。被災現場で応急救護ができない場合は、最寄の救護病院や救護所に搬送しなければなりません。近隣の人が負傷しても、落ちついて救護活動ができるよう日頃から準備をしておきましょう。

#### (6) 避難所の開設、運営

- 避難生活計画書は作成、整備されているか
- 避難所や救護所の場所は、地域住民の誰もが知っているか
- 避難所や救護所で使用する防災資機材や防災用品を備蓄してあるか、保管状況は良好か
- 避難所の受付場所や管理運営方針は決まっているか
- 避難所の屋内・屋外ごとに使用目的別エリアを決めてあるか
- 避難所の入所ルール（入所の順序、入所後のルール）は決まっているか
- 避難所の運営スタッフはいるのか、市町、管理者（主に学校）、災害ボランティアとの連携はできるか
- 災害ボランティアとの調整役はいるか、または、円滑に調整できるか
- 電気や水道、ガスの供給が止まっても非常食の炊き出しはできるか
- 配給用の食器類はあるか、衛生的な配給はできるか
- 全国からの支援物資の分配をどのように行うのか準備はできているか

[チェックできた項目数；11項目中\_\_\_\_\_項目]

＜解説＞ 大規模地震の際に住宅が全壊するなど大きな被害を受けた人が一時生活する場所が避難所です。避難所に指定されている施設の多くが学校などの公共施設ですが、避難所として利用された場合、その管理・運営は主に自主防災組織が担うことになっています。開設に当たっては、日頃から、市町村や施設管理者と連携を図っておく必要があります。

実際の災害時は、多数の被災者が入所を希望することが予想されます。入所に当たって現場で話し合いを行い、あらかじめ避難所運営計画を作成し、自主防災組織による運営ができるよう準備しておきましょう。

なお、避難所の運営を具体的に体得するためのイメージトレーニングとして「避難所運営ゲームHUG（ハグ）」があります。HUGを実施して、地域住民の手で避難所運営ができるようにしましょう。HUGについても、県地震防災センターのHPを御参照ください。（HUGセットの購入については、P.54 を御覧ください）

### （7）被災後の住民生活支援

- 被災後も在宅で暮らす人の状況を把握する体制はできているか（誰が状況把握をするのか、どの班が担当するのか）
- 被災後も在宅で暮らす人の生活・物資支援はできるか
- 被災後の防犯活動を具体的に考えているか
- 被災後の要援護者の支援を具体的に考えているか
- 被災後のし尿や廃棄物、一定規模の瓦礫の処分を具体的に考えているか

[チェックできた項目数；5項目中\_\_\_\_\_項目]

＜解説＞ 被災後の地域住民の生活についても、自主防災組織で支援を続けることが求められます。大規模地震の際は、避難所ばかりが注目されますが、実際には在宅で生活を続ける人も多くいます。近年は、高層住宅が増加していますが、停電に伴うエレベーターの停止により、高層階に居住する高齢者世帯などが孤立する可能性があります。水・食料の確保や各種情報提供など、避難所以外のところにも配慮しましょう。

以上のすべてのチェックが終わり、弱点や遅れていることが判明した場合は、改めて、役員会議や防災訓練等を実施し、地域防災力の底上げに取り組んでください。

# 7 防災資機材・防災用品 点検チェックリスト

## 総括表

(防災資機材・防災用品の管理に求められること)

<防災倉庫・保管庫について>

- 防災倉庫・保管庫に損傷はないか(雨漏りはないか、災害時に全壊・転倒する恐れはないか)
- いざというときに、地域の住民が迅速に災害現場に持ち出すことができる状態にあるか
- 防災倉庫・保管庫の鍵がすぐに使用できる状態で保管されているか
- 防災倉庫内における資機材・防災用品の保管場所は、災害対応の迅速性や優先度を考慮して配置しているか
- 点検記録を倉庫扉付近に備え付けているか(点検済シール・ラベル等を貼り替えているか)
- 夜間でもすぐ使用できるよう非常用の電灯が倉庫扉付近に用意されているか

<防災資機材・防災用品について>

- 自分の地域で想定される被害に対応するための品目と数量が用意、備蓄されているか
- 資機材を使用するための燃料やバッテリー、部品、装備品類が用意されているか
- 女性や高齢者など、誰もが使用、操作できるか
- 使用期限、賞味期限が確認されているか(期限切れのものは更新されているか)
- 最新の機種・品種はあるか

## ◆点検の実施年月日

大区分	本来必要な機種・品目数	現有する機種・品目数	主要な機種・品目	最多の機種・品目	主に使用する班	今後、新たに配備する予定の機種・品目	今回 (年月日)	前回 (年月日)	前々回 (年月日)
組織役員・本部運営用品									
情報収集・伝達用品									
救出救助、障害物除去用品									
初期消火・消防用品									
救急救命・医療衛生用品									
避難生活用品									
水・食料									
その他									



## 8 自主防災活動各種マニュアル

### (1) 自主防災組織災害対策本部設置運営マニュアル（例）

#### 1 災害対策本部の組織・構成

災害対策本部（以下「本部」という。）は、自主防災会長、副会長のほか、消火班、救出・救助班、情報班、避難誘導班、生活班、衛生救護班、〇〇班の各班長及び副班長を本部要員とする。

＜参考＞ 〇〇班には、災害時要援護者班、安全点検班、清掃班、補修班などがあり、自主防災会の規模や地域特性に応じて、適宜、設置する。このマニュアルで例示する「組織図・役割分担の例」（P.3）を参照するとよい。

#### 2 本部の役割

本部は、地震をはじめとする災害が発生した場合、〇〇自主防災会を統括し、迅速かつ的確な災害対応を行う中枢を担うこととする。

本部は、本部要員によりいち早く開設し、会長を中心に、下記の防災活動や災害対応活動を行う。

＜災害発生時の防災活動、災害対応活動＞

- ア 自主防災会管内（以下「管内」という。）の被害情報の収集、把握
- イ 管内住民に対する各種情報の提供、発信
- ウ 自主防災会各班に対する災害対応活動の動員指示、要請
- エ 市町及び指定避難地、避難所の管理者との諸調整
- オ 災害ボランティア等の防災関係団体との諸調整
- カ 防災倉庫及び防災資機材の管理、利活用
- キ 災害対応活動に係る情報及び記録の管理、保管
- ク その他自主防災会の運営、管内の秩序安定維持に関すること

#### 3 本部の開設場所

本部の場所は、〇〇とする。

#### 4 本部で用意・保管する備品類

- 机、椅子
- 非常用通信機器
- 非常用発電機、非常用照明器具
- ホワイトボード、文房具一式（模造紙、画用紙、サインペン等）
- 防災地図（管内地図）、消防水利配置図、避難所配置図
- 役員・班員名簿、自主防災組織台帳
- 世帯台帳、要援護者台帳、人材台帳
- 役員用水食料

#### 5 想定される防災活動、災害対応活動

（災害発生直後）

- 地震等による規模の大きな災害が発生した場合、本部構成員は直ちに〇〇に参集し、本部を開設する。
- 上記4で例示する部品、機器類を用意、配置し、非常電源を確保する。
- 夜間の停電時でも照明が確保できるようにする。
- 本部開設と同時に、防災倉庫の開錠を行う。
- 本部要員の参集状況を確認する。
- 管内の被害情報を把握する。この場合、通停電の状況に関わらず、本部からの指示がなくても、情報班員が主体的に被害情報を把握し、本部に順次報告するようしておく。
- 情報班員からの報告がない地区の安否確認については、通電時は電話等により、停電時は本部から人員を派遣して情報収集に努める。
- 一定の被害情報を市町の災害対策本部に連絡する。

(発災から数時間後)

- 本部に報告された被害情報を整理、記録し、適正に管理する。
- 倒壊した住宅の生き埋めになった人が確認された場合は、救出・救助班に対し、救出救助を指示する。また、負傷者が発生した場合は、同班及び衛生救護班に対し、応急救護処置及び救護所、救護病院までの搬送を指示する。
- 火災が発生した場合は、消火班に対し、初期消火を指示する。
- 初期消火が困難となり、延焼火災が予想される場合は、避難誘導班に対し、避難が必要とされる地区の住民の避難誘導を行うよう指示する。
- 災害発生直後の緊急的災害対応が一段落した時点で、避難所の施設管理者と調整を行い、協議が済んだところで、生活班に避難所の開設を指示する。
- 生活班及び隣接の自主防災会と連携して、避難所にて避難者の受付と入所手続きを行う。以後、避難所運営の初動状況を見届ける。避難所で必要とされる物資等を市町に要望する。

(発災から一日～数日後)

- 市町や防災関係団体から受けた各種情報(水や物資の配給概要、二次災害情報、生活相談の予定など)について、情報班または生活班、〇〇班を通して管内住民に伝達する。
- 生活班または〇〇班に、防犯警備を行う人員を確保して適宜パトロールを行うよう指示する。
- 地域でデマが発生している場合は、情報班に対し、デマの防止及び正確な情報の伝達を指示する。
- 情報班に対し、在宅で生活する住民の現状を定期的に把握するよう指示する。生活困難な状況が確認された場合は、本部として必要な対策を検討し実施する。
- 生活班または〇〇班に対し、生活相談や心のケアを図るよう指示する。
- 市町に対し、必要な支援を要望する。

(発災から一週間～数週間後)

- 使用した防災資機材や消費した防災用品などをチェックし、防災倉庫内の在庫状況を記録、管理する。状況に応じて防災倉庫を閉鎖する。
- 避難所運営が軌道に乗った時点で、本部機能を避難所運営本部に移行し、場所を特定の避難所〇〇に移転する。
- 状況に応じて本部を解散し、本部要員がローテーションで適宜特定の避難所〇〇の運営に携わる、若しくは、生活班のサポートを行う。

## (2) 各班活動マニュアル例

ア

### 情報班 活動マニュアル(例)

#### 1 情報班の役割

情報班は、地震をはじめとする災害が起きた場合、自主防災会の住民の安否及び自主防災会管内(以下「管内」という。)の被災状況を把握し、迅速かつ正確に自主防災会の災害対策本部(以下「本部」という。)に報告・連絡する役割を担う。

情報班は、本部の開設の進捗に関係なく、下記の防災活動や災害対応活動を担う。

<災害発生時の防災活動、災害対応活動>

- ア 管内住民の安否状況の確認 《組・集落・集合住宅(以下「組」という。)ごとに把握》
- イ 管内の被災状況の確認(組ごとに把握)
- ウ ア及びイの情報を本部または本部員に報告
- エ 本部からの情報を管内住民に伝達(組ごとに伝達)
- オ その他自主防災会と町内会の運営、調整に関すること

#### 2 情報班員

情報班員は、各組から選任された者をもって充てる。

### 3 想定される防災活動、災害対応活動

#### (災害発生直後)

- 地震等による規模の大きな災害が発生した場合、情報班員は直ちに組内の被災状況を把握する。
- 組内の被災状況の把握と並行して、各自の組の住民の安否を確認する。適宜、黄色いハンカチの活用を促す。
- 火災が発生し、初期消火を行う必要がある場合は、組内の初期消火を担う班員等呼び出し、初期消火活動を応援する。
- 延焼火災の発生など、付近の住民を避難させる可能性が出た場合は、組内の避難誘導を担う班員等呼び出し、避難誘導活動を応援する。
- 負傷者がいた場合で、本人またはその家族で応急救護ができない場合は、組内の応急救護を担う班員等呼び出し、状況に応じて応急救護活動を応援する。
- 建物の倒壊による生き埋めが確認された場合は、最寄の救出救助を担う班員等呼び出し、状況に応じて救出活動を応援する。
- 緊急を要する事態に一定の対応の目途が立ったら、組内住民の安否状況と被災状況を本部に報告する。この場合、本部からの報告要請の指示・連絡がなくても、自ら本部に出向いて報告する。本部が開設されていない場合は、最寄の本部員に状況を報告する。
- 本部または本部員と連絡が取れない場合は、いずれかと連絡が取れるまで組に戻って状況を見守る。
- その他、ガス漏れや二次的災害が発生しそうな場合は、本部等に連絡する。

#### (発災から数時間後)

- 組の情報を把握、整理、記録する。特に、市町に報告、連絡する情報は迅速かつ明瞭に整理して市町に伝える。
- 本部や救護所、避難所の各開設状況の情報を収集し、適宜、組の住民に伝達する。

#### (発災から一日～数日後)

- 市町や防災関係団体から受けた各種情報（水や物資の配給概要、二次災害情報、生活相談の予定など）について、本部から組内の住民に伝達する。
- 地域でデマが発生している場合は、組内の住民にデマの防止及び正確な情報の伝達を指示する。
- 組内において、在宅で生活する住民の現状を定期的に把握し、本部に報告する。
- 管内住民の安否情報をとりまとめ、適宜、公開・公表する。

#### (発災から一週間～数週間後)

- 適宜、本部と組内住民との情報連絡の往復を図る。
- 状況に応じて、自主防災会と町内会の調整を図る。

## イ

### 消火班 活動マニュアル（例）

#### 1 消火班の役割

消火班は、地震をはじめとする災害が起り、自主防災会管内（以下「管内」という。）において、火災が発生した場合、初期消火や延焼防止の役割を担うこととする。

<災害発生時の防災活動、災害対応活動>

- ア 防火の呼びかけ
- イ 初期消火
- ウ 延焼防止
- エ 消防水利の確保
- オ 通電時の防火の呼びかけ（通電火災防止啓発）

#### 2 消火班員

消火班員は、各組（集落や集合住宅を含む）から選任された住民で構成される。

### 3 想定される消火活動

#### (1) 防火の呼びかけ

班員は、自宅が所在する各自の班・組において、住民に対し火の元を確認するよう呼びかける。

#### (2) 初期消火

火災の発生を予見、確認した場合は、直ちに、初期消火に努めるとともに、情報班員や付近の住民に「〇〇地点で火災が発生した」旨の情報を自主防本部に伝達するよう指示（依頼）する。

火災発生の情報を受けた本部待機中の消火班員または役員は、火災現場に急行する人員を集め、派遣を指示する。

初期消火に当たっては、最寄りの消火器（家庭で保有しているもの）、貯水槽、消火栓、小・中学校のプール、河川等の水利を活用して、できる限り迅速に消火体制を確保する。

消火器を利用する場合は、直接噴射する。

可搬ポンプの利用が可能な場合は、可搬ポンプを出動させ（要員6人以上必要）、最寄りの消火栓や貯水槽、プール、河川等の水を利用できるように設置する。

バケツ等の汲み上げによる消火用水を確保する場合は、付近の住民に消火活動に携わってもらい、各家庭が保有しているバケツ類を集めて水を汲み上げ、いわゆるバケツリレー方式で水を渡していく。

#### (3) 延焼防止

最初の出火を止めることができなかった場合には、隣接する建物等に延焼しないよう、初期消火と同様の業務に当たる。

延焼火災の恐れがあると判断した場合は、避難誘導班に連絡、動員を指示し、風下の地域を中心に避難誘導の準備を呼びかける。

#### (4) 消防水利の確保

消火栓、貯水槽が道路に埋設されている場合は、いつでも蓋を開けることができる準備をしておく。

小中学校のプールについては、施設管理者と連携の上、いつでも鍵を開けられる準備をしておく。

#### (5) 通電時の防火の呼びかけ（通電火災防止啓発）

地震災害時の火災の出火原因の多くが、停電後に電気が復旧した際に起きる、いわゆる「通電火災」であることから、電気の復旧情報は入手できた時点で、地域住民に注意喚起する。

### 4 消火活動の留意点

迅速な行動が必要だが、消火活動に携わる場合は怪我に注意する。

消火栓は水圧が低下して機能しない可能性がある。

風下で作業をすると、熱や煙に巻き込まれるため、風上に位置をとる。

空気が乾燥して風が強い気象条件では、火の粉が飛んで、数百mも離れた場所に火災が飛び火する可能性があるため、同時に複数の出火を想定しておく必要がある。

余震が頻繁に発生することを想定し、二次被害がないよう注意する。

### 5 想定される防災活動、災害対応活動（東海地震「警戒宣言」時を除く）

#### （災害発生直後）

□ 地震等による規模の大きな災害が発生した場合、消火班員は周辺の被災状況を確認するとともに、出火をしないよう近隣に呼びかける。

□ 班長・副班長は災害対策本部に参集し、班員は自宅に待機する。

□ 防災倉庫を開放し、消火器や可搬ポンプなど初期消火に使用する資機材や防災用品を準備する。

□ 火災を予見した場合は、直ちに初期消火の準備を行う。

□ 出火を確認した場合は、直ちに初期消火を行うとともに、周辺の住民に動員を呼びかける。さらに、手の空いている住民に「火災が発生した旨」を本部に伝達するよう指示（依頼）する。火災の程度が大きい場合は、本部に他の消火班員の動員を要請する。

□ 火災が確認されない場合でも、消火器の準備、消火栓や貯水槽の開蓋準備、小中学校のプールの鍵の開錠準備、バケツ等の準備など、出火に備えた事前態勢を図る。

#### （発災から数時間後）

□ 初期消火ができなかった場合、延焼防止を行う。

□ 延焼防止を行う場合、風向きを確認する。

□ 消火活動に必要な人員を近隣住民や本部に要請して確保する。

- 延焼火災に拡大することが予想される場合は、早めに、避難誘導班に対し、周辺地域（特に、風下の地域）住民の避難誘導の準備に取り掛かるよう伝達する。

（発災から一日～数日後）

- 新たな火災が発生しないかどうか待機して情報収集に努める。
- 実際に使用した消防資機材の片付けや消防水利の適正管理を継続する。

（発災から一週間～数週間後）

- 通電火災の発生に備え、電気の復旧予定日時の情報収集に努め、判明次第、住民に伝達し注意喚起する。

## ウ

### 避難誘導班 活動マニュアル（例）

（注）津波の心配がない地域

#### 1 避難誘導班の役割

避難誘導班は、地震をはじめとする災害が起こり、自主防災会管内（以下「管内」という。）において緊急に避難する必要があると判断または予測された場合、避難を要する管内住民を安全な場所に避難するよう呼びかけ、自らも率先避難者となって住民避難を先導する役割を担うこととする。

また、必要に応じ、迅速な避難が困難な要援護者の避難を支援する。

＜災害発生時の防災活動、災害対応活動＞

- ア 各自の組における避難先及び避難経路の確認
- イ 要避難事態が生じた場合、要避難住民に避難を呼びかけ
- ウ 避難を開始する際に、自らが率先して避難を先導
- エ 高齢者や障害者、乳幼児など要援護者の避難支援
- オ 避難先での避難者数の点呼、人数確認
- カ 避難状況を自主防災会災害対策本部（以下「本部」という。）に報告

#### 2 避難誘導班員

避難誘導班員は、各組から選任された住民で構成される。

#### 3 想定される要避難事態

##### （1）突発的災害時

管内において想定される要避難事態は、主に延焼火災、ガス漏れ、洪水（大雨による浸水）、山がけ崩れである。

以上のほか、希少なケースとして、危険動物が逃げた、不発弾が見つかった、化学薬品が流出したなどの二次的災害の発生も想定しておく。

##### （2）東海地震警戒宣言時

東海地震の予知情報として「警戒宣言」が発表された場合、耐震性に不安のある建物に居住している人は、屋外（庭先や近くの田畑、公園、空き地など）や耐震性のある建物など安全な場所に事前避難する必要がある。

管内の場合は、全住民が指定避難地に集団避難する必要はない。各々が任意の避難先に避難する。ただし、その呼びかけは避難誘導班員が行うことが望ましい。

#### 4 避難のルール

##### （1）避難する必要のない人は避難地・避難所に行かない

住民避難については、4に例示する事態が発生しない限り、避難する必要はない。自宅が被災しなかった場合（災害後も生活が可能の場合）は、避難地や避難所に行く必要はない。むしろ、不要な集団避難は、避難所や救護所の開設を妨害する可能性がある。安易に避難所に行かないこと。

避難誘導班員は、このことを日頃から、若しくは災害時に管内住民（大きな被災を受けなかった人）に

周知しておく。

## (2) 避難地へは段階的に避難する

万一、3に例示する事態が発生した場合、原則的には、事態の程度に応じて段階的に避難するルールとなっている。まずは、最寄の集合所（任意の空き地や広い庭など）へ行き、事態の悪化・拡大に応じて、一次避難地、広域避難地に移動する。

ただし、事態の状況によっては、直接、広域避難地に避難することもある。

要避難事態の規模が管内の一部の場合は、まずは、その地区の住民のみが最寄の安全な場所＝「集合所」に避難し、事態の変化を見守る。

事態の解消により、一次避難地や広域避難地に行かずに帰宅できることもあり得る。

## 5 想定される防災活動、災害対応活動（東海地震「警戒宣言」時を除く）

### （災害発生直後）

- 地震等による規模の大きな災害が発生した場合、避難誘導班員は直ちに周辺の被災状況を把握し、火災やガス漏れがないか確認する。
- 大雨洪水による浸水の場合は、市町から発表される避難勧告・避難指示に従うこととし、情報に注意する。
- 自分の組の住民が、不確実な事態に対して過剰な不安を抱いている場合は、避難の必要はない旨、冷静に対応するよう呼びかける。
- 火災が拡大し（延焼火災が懸念され）、付近の住民を避難させる可能性が出た場合は、要避難住民に避難準備を呼びかける。
- 延焼火災になると判断、予測された場合は、要避難住民（風下に在住する人など）に避難を指示する。
- 避難を指示する場合、どこに避難するのか避難先を決め、適切な避難経路を併せて明確に伝達する。
- 避難を開始する場合は、自らが率先避難者となって、住民の避難を先導する。ただし、第一陣が指定の避難先に到着し、避難が軌道に乗ったら、避難元に戻り、高齢者や障害者、乳幼児など要援護者の避難を支援する。
- ガス漏れや二次的災害が発生しそうな場合は、延焼火災に準じて避難誘導する。

### （発災から数時間後）

- 避難先において、避難者の点呼、人数の確認を行う。
- 避難できなかった人の人数（概数）を把握しておく。
- 避難状況を本部に報告する。
- 要避難事態が解消した場合（避難の必要がなくなった場合）、住民の帰宅を指示する。帰宅の場合においても、要援護者の移動を支援する。

### （発災から一日～数日後）

- 延焼火災や二次的災害は、しばらくしてから発生する可能性があるため、しばらくは、発災直後と同様の避難誘導ができるように地域の状況を見守る。

### （発災から一週間～数週間後）

- ガスが復旧する時期はガス漏れが発生する可能性があるため、特に、復旧時はガス漏れやガス爆発に注意する。
- いずれの事態にも対処できるよう避難誘導を心がけておく。
- 要避難事態がない場合は、適宜、自主防災会の他班を応援する。

## Ⅰ

## 救出救助班 活動マニュアル（例）

### 1 救出救助班の役割

救出救助班は、地震をはじめとする災害が起こり、自主防災会管内（以下「管内」という。）において建物の倒壊などによる生き埋め者や負傷者が発生した場合、生き埋め者を救出し、救護所または救護病院まで

搬送する役割を担うこととする。

＜災害発生時の防災活動、災害対応活動＞

- ア 建物の倒壊による生き埋め者の確認
- イ 救出のための資機材・防災用品の調達、管理
- ウ 生き埋め者の救出
- エ 負傷者の救護所・救護病院までの搬送

## 2 救出救助班員

救出救助班員は、各組から選任された住民で構成される。

## 3 想定される救出救助活動

### (1) 建物の倒壊による生き埋め者の救出

情報班からの情報連絡を受け、建物の倒壊による生き埋め者の有無を確認する。

該当する被災者が確認できた場合は、直ちに、班員と防災資機材を調達して被災地に駆けつけ、慎重に救出する。

救出された者が負傷している場合は、その場で応急救護を施すが、救出救助班員だけでは対処できない場合は、救護班と連携して救護所まで搬送する。

### (2) クラッシュ症候群の応急救護

生き埋め者がクラッシュ症候群（長時間重いものに挟まれていた場合）の可能性がある場合は、飲料水を多く摂らせるとともに、救護所ではなく透析が可能な医療機関に搬送する。→ 4（1）参照

### (3) 防災資機材・防災用品の管理

防災倉庫の管理は「自主防災組織災害対策本部」によるが、平常時において、防災資機材及び防災用品の維持管理を担っているのは実質的には救出救助班であることから、救出救助活動に使用した資機材等の管理を行う。

## 4 救出救助の留意点

### (1) 建物の倒壊による生き埋め者の救出

被災者は大きな声を出すことができないので、搜索は静寂を保ちながら綿密に行う必要がある。大型の資機材を使用するため、二次被害（救出時の負傷など）がないよう注意を要する。

余震が頻繁に発生することを想定し、二次被害がないよう注意する。

長時間（おおむね 2 時間以上）重いものに手足等を挟まれていた場合、救出時に意識がはっきりしていても、クラッシュ症候群という血液循環の現象によって、やがて死亡してしまうことがある。この場合は水分をたくさん摂取するとともに、できる限り早く透析のできる病院に搬送する必要がある。

### (2) 負傷者や病人の搬送

担架や毛布等を活用した応急担架で負傷者を搬送する場合、患者の頭は進行方向に対し後部にする。ただし、階段や坂道を上る場合は、頭を上（前方）にして搬送する。

前方の搬送者は患者を見ずに前を見て進む。後方の搬送者は患者の様子を見守りながらしっかりと搬送する。

### (3) 負傷者等の応急救護

患部に触れるものは清潔であること。感染による二次被害がないよう注意を要する。患部の洗浄に水道水以外の水を使用する場合も要注意。

骨折している場合で、骨が飛び出ている場合は、触らない。元に戻そうとしないこと。

## 5 想定される防災活動、災害対応活動（東海地震「警戒宣言」時を除く）

### （災害発生直後）

□ 地震等による規模の大きな災害が発生した場合、救出救助班員は直ちに周辺の被災状況を確認の上、災害対策本部に参集する。

□ 防災倉庫を開放し、救出救助に使用する資機材や防災用品を準備する。

□ 建物の倒壊があった場合は、生き埋め者の搜索を行う。

- 生き埋め者の救出を行う場合は、救出要員と資機材等の調達を行う。
- 救出作業に万全を期して、生き埋め者を救出する。
- 救出作業と同時並行で搬送要員と担架等の搬送手段を確保する。
- 救出された者の負傷状況を確認する。クラッシュ症候群以外の負傷を負っている場合は、救護班と連携して迅速に応急救護を行う。
- 症状に応じて救護所へ搬送する。

(発災から数時間後)

- 新たに発生した生き埋め者の救出や負傷者の応急救護を行う。
- 人手不足の場合は、適宜、近所の住民に呼びかける。
- クラッシュ症候群と思われる場合は、飲料水を確保し、飲水させるとともに、できる限り迅速に透析ができる病院へ搬送する。
- 救出救助の状況を本部に報告する。

(発災から一日～数日後)

- 生き埋め者については発災後3日間が生存時間であるため、すべての倒壊建物の救出救助を3日以内に実施できるよう尽力する。
- 余震に注意する。二次被害、余震による倒壊に要注意。

(発災から一週間～数週間後)

- 使用した防災資機材や防災用品の管理を行う。
- 救護班を応援する。負傷者や病人の救護所までの搬送、救護所から救護病院までの搬送を応援する。

## オ

### 救護班 活動マニュアル(例)

#### 1 救護班の役割

救護班は、地震をはじめとする災害が起こり、自主防災会管内（以下「管内」という。）において負傷者や病人が発生した場合、若しくは、火災による火傷者が発生した場合、これらの者を応急手当し、または救護し、地域の救護所若しくは最寄の救護病院まで搬送する役割を担うこととする。

＜災害発生時の防災活動、災害対応活動＞

- ア 負傷者や火傷者の応急手当
- イ 病人の救護
- ウ 負傷者や火傷者、病人の救護所までの搬送
- エ スタート式トリアージの実施
- オ 救護所の開設運営応援
- カ 負傷者や火傷者、病人の救護病院までの搬送
- キ 負傷者等の人数の把握

#### 2 救護班員

救護班員は、各組から選任された住民で構成される。

#### 3 想定される救護活動

##### (1) 救出救助班との連携

建物の倒壊による生き埋め者を救出救助する場合、できれば救出救助班に同行し、救出された者が負傷している場合に、救護班がその場で応急手当を施す。救護所まで搬送が必要な場合は、救出救助班と連携する。

クラッシュ症候群の可能性のある者には、水分をたくさん摂取させるとともに、できる限り早く透析のできる病院に搬送する。

(2) 負傷者等の応急手当・救護

負傷者や火傷者、病人が生じ、その家族や近隣者で応急処置ができない場合は、消毒薬等の医薬品類を調達して現地に駆けつけ応急手当・救護を行う。

心臓停止患者が発生した場合は、迅速にAED(自動体外式除細動器)を使用して救命に当たる。なお、AEDがない場合は胸部圧迫(心臓マッサージ)を行う。

建物の生き埋め以外の負傷者等を救護所まで搬送する場合は、主に救護班が担い、負傷者等の人数や救護所への搬送人数を把握する。

(3) 救護所の開設運営応援

住民のできる「スタート式トリアージ」を行うとともに、救護所の開設運営を応援する。

(4) 救護所から救護病院までの搬送

救護所で医師のトリアージを受け、医療機関での治療が必要とされた者を指定の救護病院等へ搬送する。

4 応急救護の留意点

(1) クラッシュ症候群の対応

長時間(おおむね2時間以上)重いものに手足等を挟まれていた場合、救出時に意識がはっきりしていても、クラッシュ症候群という血液循環の現象によって、やがて死亡してしまうことがある。症状の悪化を防止するため、この場合は水分をたくさん摂取させるとともに、できる限り早く透析のできる病院に搬送する。

(2) 負傷者の応急手当等

患部に触れるものは清潔であること。感染による二次被害がないよう注意を要する。患部の洗浄にあてる消毒薬がない場合、水道水であれば可能。

骨折している場合で、骨が飛び出ている場合は触らない。元に戻そうとしないこと。

心肺蘇生を行う場合、胸部圧迫(心臓マッサージ)の間に人工呼吸を行うこともあるが、家族や専門知識のある人が行う場合などを除き、住民同士による人工呼吸は感染の不安があるため行わない。

(3) 負傷者や病人の搬送

担架や毛布等を活用した応急担架で負傷者や病人を搬送する場合、患者の頭は進行方向に対し後部にする。ただし、階段や坂道を上る場合は、頭を上(高い位置)にする。

前方の搬送者は患者を見ずに前を見て進む。後方の搬送者は患者の様子を見守りながらしっかりと搬送する。

(4) スタート式トリアージ

正式なトリアージは医師が行うが、大規模災害時で医師が不在の場合には「スタート式トリアージ」という住民のできるトリアージの方法がある。別途、スタート式トリアージ(P.62)を参照。

5 想定される防災活動、災害対応活動(東海地震「警戒宣言」時を除く)

(災害発生直後)

救出救助班が生き埋め者の救出を行う場合は、できる限り救護班も同行し、救出された者が負傷している場合に備える。

救出作業と同時並行で搬送要員と担架等の搬送手段を確保する。

生き埋めから救出された者が負傷している場合は、消毒薬等の医薬品類を調達し、迅速に応急手当を行う。

救出された者がクラッシュ症候群と思われる場合は、飲料水を確保し、飲水させるとともに、できる限り迅速に透析病院へ搬送する。

生き埋め以外の負傷者や火傷者、病人が発生した場合は、迅速に救護を行う。

班員で対処できない場合は救護所へ搬送する。

(発災から数時間後)

新たに発生した負傷者等の応急手当・救護を行う。

負傷者や搬送された者の人数を把握、記録しておく。

- 負傷者数や応急手当・救護の状況を本部に報告する。
- 負傷者が多数で、救護所が十分に機能していない場合は、スタート式トリアージを実施する。
- 救護所の開設運営を応援する。医師による正式なトリアージをサポートする。
- 心臓患者に対するAEDや胸部圧迫（心臓マッサージ）をできるようにしておく。
- 救護所で医師のトリアージを受け、医療機関での治療が必要とされた者を指定救護病院等へ搬送する。

（発災から一日～数日後）

- 新たな負傷者等の救護、搬送を視野に入れて待機する。
- 人工透析患者が通院先の医療機関で透析できない場合の対処方法を支援する。
- 地域の医師や看護師と連絡をとっておく。

（発災から一週間～数週間後）

- 病気の症状悪化者に対する救護所及び救護病院への搬送を行う。
- 医薬品の在庫管理や調達などを行う。

## カ

### 生活班 活動マニュアル（例）

#### 1 生活班の役割

生活班は、自主防災会管内（以下「管内」という。）において、地震をはじめとする災害が起こり、住民の衣食住が確保できなくなった場合に、被災住民に配給するとともに、管内の生活環境の維持安定を図る役割を担うこととする。

また、避難所の運営について、中心的な役割を果たすこととする。

＜災害発生時の防災活動、災害対応活動＞

- ア 水・食料、生活必需品の不足状況の把握
- イ 水・食料、生活必需品の調達
- ウ 非常食の炊き出し
- エ 水・食料、生活必需品の配給
- オ 管内全体の生活環境の維持安定
- カ 在宅避難者で生活必需品に困窮する住民への支援
- キ 避難所の運営

#### 2 生活班員

生活班員は、各組から選任された住民で構成される。

#### 3 想定される活動

##### （1）水・食料、生活必需品の不足状況の把握

班員は、管内で水・食料及び生活必需品が不足し、住民生活の維持に不安が生じていないかどうか、状況を把握する。

##### （2）水・食料、生活必需品の調達

市場による供給が途絶した場合は、管内で混乱が起きないように、班員は水・食料及び生活必需品の調達方法を検討する。また、管内の余剰物資の収集に取り組む。  
必要な物資の品目と数を本部経由で市町に要請を行う。

##### （3）非常食の炊き出し

食料が不足している場合は、非常食の炊き出しを行う。  
炊き出しをする場所は、〇〇で行う。

##### （4）水・食料、生活必需品の配給

水・食料や生活必需品に困窮する住民に対し、配給の品目・時間・場所を管内住民向けに通知（広報）

し、配給する。

公的支援物資の受け取りと管理、分配を行う。

#### (5) 管内全体の生活環境の維持安定

管内の風紀、社会秩序の状況を把握し、住民の生活の維持安定を図る。必要に応じ防犯活動、見回りなどを行う。

災害のレベルに至らない悪臭や騒音などが発生した場合は、本部経由で市町に連絡するとともに、その解消策を検討する。

#### (6) 在宅避難者で生活必需品に困窮する住民への支援

災害後も自宅で生活する住民に対し、必要な支援を行う。特に、高齢者のみの世帯やマンションの高層階で孤立している世帯の状況を把握し、適宜、情報を提供する。

#### (7) 避難所の運営

避難所の運営は、本部及び施設管理者、災害ボランティアなどと連携して行うが、入所者からの要望の受付・対応、物資の配給、様々な生活情報の通知（広報）などの具体の業務は、生活班員が主に行う。

避難所の運営に関する詳細は、別途、避難所運営マニュアル等を参照する。

### 4 生活維持安定活動の留意点

炊き出しの際には、余震に注意する。

火を使う場合は、飛び火に注意する。

配給に当たっては、不公平にならないよう秩序の維持徹底に努める。

災害後も自宅で生活する住民に対する支援をおろそかにしない。

夏季は食品の衛生管理に十分注意する。

食料を取り扱う場合は、アレルギーのある人に配慮する。

災害ボランティアとの調整には相互の信頼関係の維持に配慮する。

避難所に指定されている建物の安全性に注意し、特に、余震の際には天井からの落下物等に注意する。

### 5 想定される防災活動、災害対応活動（東海地震「警戒宣言」時を除く）

（災害発生直後）

□ 班長・副班長は適宜本部で情報を収集し、炊き出し用品などの準備に着手する。

（発災から数時間後）

□ 班員は、管内で水・食料及び生活必需品が不足し、住民生活の維持に不安が生じていないかどうか、各組ごとに状況を把握する。

□ 水・食料及び生活必需品の調達方法と数量を検討する。

□ 人命に関わるような重要な生活必需品が不足すると判断した場合は、本部に報告し、市町に調達を要請する。

□ 水や毛布を必要とする場合は、管内から調達し、配給場所と配給時刻を決める。

□ 準備が整った後、配給ルールを決めた上で必要とする住民に配給する。

※避難所の開設・運用について

□ 避難所の開設について、本部を通じて、市町派遣職員、施設管理者と協議を行う。

□ 避難所の利用ルールを決める。

□ 避難所の入所者名簿を作成、管理運用する。

□ 避難所で必要な生活用品を調達し、施設に配備する。

□ 非常用簡易トイレを設置する。

□ 避難所では、非常用簡易トイレのほか、更衣室、入所世帯ごとの間仕切りをする。

□ 避難所運営では、女性や高齢者、災害時要援護者の視点を取り入れる。

（発災から一日～数日後）

□ 食料の不足に備え、非常食の炊き出し場所を決め、準備に取り掛かる。

□ 炊き出しに必要な大鍋、飯ごう、割り箸、うちわ、蒔、燃料のほか、食器類、調理用品、軍手、割烹

着、三角巾、洗剤・消毒液などを用意する。その際、数量のチェックを行う。

- 什器、食器類の衛生管理に注意する。
- 食料は材料が調達でき次第、炊き出しする。
- 食料以外の生活必需品や医薬品と合わせ、いつ、どこで、何を配給するのか決める。
- 事前に定めた場所と時刻に配給する。一定時間ごと繰り返す。
- 公的支援物資が到着する場合、どこに荷降しするか決め、運搬については、適宜、住民に動員と協力を呼びかける。
- 公的支援物資の配給について方針を決める。
- 支援物資が大量に存在する場合は、品目と数の出入りを管理（たな卸し）する。その際、支援物資は種類別に整理しておくようにする。市町職員と適宜連携する。
- 災害ボランティアと連携し、信頼関係の維持に配慮する。
- 管内の風紀、社会秩序の状況を把握し、住民の生活の維持安定を図る。必要に応じ防犯活動、見回りなどを行う。
- 在宅生活者からの様々な要望を把握し、必要な支援を行う。
- 管内から出たごみ・廃棄物の一時保管や処理を行う。
- 災害のレベルに至らない悪臭や騒音などが発生した場合は、その解消策を検討する。
- 死亡した人の遺体の処理について、被災者遺族による自力での対応ができない場合は、市町と被災者遺族との調整を図る。

（発災から一週間～数週間後）

- 地域で不足している物資の状況を把握し、必要に応じて調達を図る。
- 避難所の運営を継続しつつ、仮設住宅の整備状況に関する情報収集に努め、避難所から退所する住民の状況を把握する（退所の支援を行う）。
- 災害後も自宅で生活する住民の状況や要望を把握する。特に、高齢者のみの世帯や要援護者のいる世帯、マンションの高層階で孤立している世帯の状況は注意を払う。
- 住民の生活相談や心のケアを行う。または、相談やケアの専門家と調整を図る。

## 9 各種台帳様式

### ■自主防災組織台帳（モデル）

組織の名称											
会長(隊長) 氏名	(就任 年 月)	年令	(就任 年 月)	年令	(就任 年 月)	年令	(就任 年 月)	年令	(就任 年 月)	年令	(就任 年 月)
電話番号											
世帯数											
人口											
規約	有 ・ 無		防災計画書				有 ・ 無				
地域内で 注意すべ き危険	危険の種類	世帯数	人数	対処方法							
	津波										
	山・がけ崩れ										
	その他										
活動の 状況	実施年度	年度		年度		年度		年度		年度	
	内容 区分	時期		時期		時期		時期		時期	
	防災訓練										
	座談会 講習会等										

( 年 月 日作成)

( 年 月 日作成)

警戒宣言時 避難	時間帯	自宅(家の敷地含む)		自宅付近の空き地		指定避難地		縁故避難			
		世帯数	人数	世帯数	人数	名称	人数	世帯数	人数		
	平日昼										
平日夜											
発災後の避難	集合場所			一時避難地名			広域避難地名				
	-----										
	-----										
	-----										
倉庫及び活動資機材装備品											
倉庫	構造					面積	㎡				
区分	品名	数量				区分	品名	数量			
		年	年	年	年			年	年	年	年
情報伝達用具	電池メガホン					救急用品	ゴムボート				
	街頭用消火器						担架				
消火用具	同上 格納庫					避難用具	救急セット				
	バケツ						強カライト				
	砂袋(ビニール)						標旗・腕章				
	可搬ポンプ						ロープ				
								小型発電機			
救出障害物除去用具	パール・丸太					給食給水用具	釜(カマド付)				
	折りたたみはしご						鍋				
	のこぎり						受水槽				
	掛矢					その他	ろ水器				
	おの						テント天幕				
	スコップ						ビニールシート				
	つるはし										
	鍬										
	もっこ										
	石み										
	なた										
	ペンチ										
	鉄線ばさみ										
	大ハンマー										
	片手ハンマー										
一輪車											
ロープ											

資 機 材 点 検 実 施 状 況					
点検実施 年月日	点 検 品 目	点検実施 年月日	点 検 品 目	点検実施 年月日	点 検 品 目

(注) 品名と点検実施年月日を記入する。

### MEMO

○年○月○日 ○○地震○測候所震度 3 損失家屋 2 負傷者 1 名津波なし		

(注) 災害状況等、自主防災組織にとって特記すべき事項を記入する。

プライバシーの保護に配慮して、本人の了解のない項目は記入しない。また、自主防災組織が責任を持って保管する。  
自主防災組織名 ( )

■世帯台帳 (例)

世帯主	電話番号	津波や山・ガバ 崩れ危険予想 地域	避難地 ( ) 親戚・知人宅に避難の場合、避難先の住所・氏名・電話番号 ( )
住所	電話 番号	津波危険予想地域、山・ガバ崩れ危険予想地域、延焼危険予想地域、液状化危険予想地域、その他	津波危険ビル・高台・避難地・その他 ( )
※ 住居 形態	持家・借家・アパート・マンション・その他	延焼危険予想地域	一次避難地 ( ) 広域避難地 ( )
※ 地域 特性	津波危険予想地域、山・ガバ崩れ危険予想地域、延焼危険予想地域、液状化危険予想地域、その他	地震発生後、 自宅に住めな くなった場合	避難地 ( ) 親戚・知人宅に避難の場合、避難先の住所・氏名・電話番号 ( )

No.	氏名 (ふりがな)	続柄	明・大・昭・平 年月日	血液型		屋間の居場所 (平日)	緊急時の自主防災 組織への協力			防災上の参考事項役に 立つ資格・技能災害時 要援護者の状況 等
				ABO	Rh		平	日	夜	
1							可能○	不可能×		
2										
3										
4										
5										
6										
7										

(注) ※は該当する項目を○で囲む。  
緊急時の自主防災組織への協力の可否は中学生以上を対象とする。  
防災上役立つ資格・技術等の例；元消防団員・隊員・保健・助産・看護師、元警察官・自衛官、整体・整骨師、栄養・調理師、救急・水難救助資格者、アマチュア無線有資格者、重機等のオペレーターなど  
災害時要援護者の状況の記入例；寝たきり、歩行困難、視力不自由、聴力不自由、幼児など援護の状態を記入する。



プライバシーの保護に配慮して、本人の了解のない項目は記入しない。また、自主防災組織が責任を持って保管する。  
 自主防災組織名 ( )

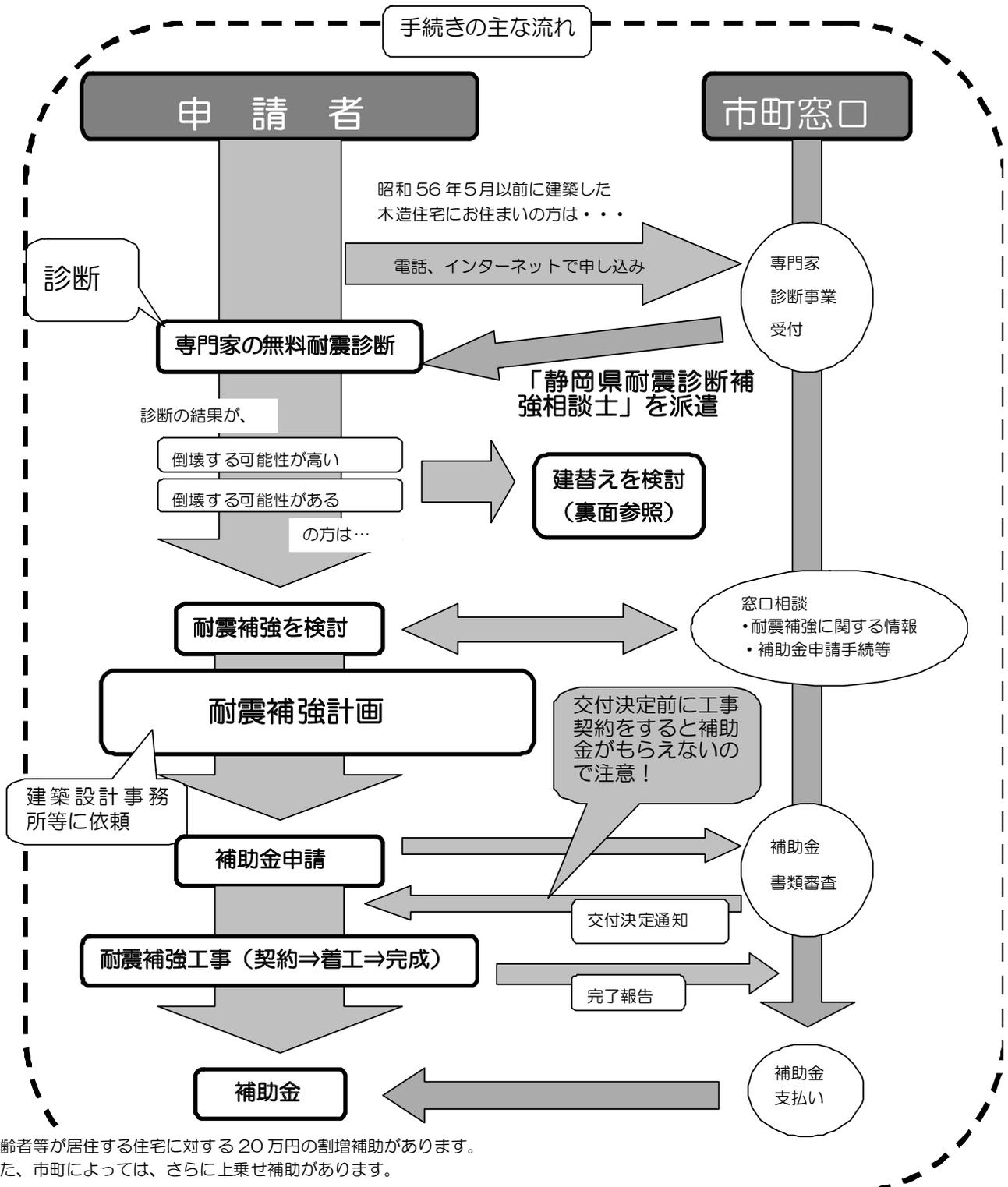
■災害時要援護者台帳 (例)

状態	災害時要援護者氏名 住所、電話番号	特記事項	連絡先 (支援者、民生委員など)			
			平日の昼間		夜間及び休日	
			氏名	連絡先	氏名	連絡先
			①		①	
			②		②	
			③		③	
			④		④	
			①		①	
			②		②	
			③		③	
			④		④	
			①		①	
			②		②	
			③		③	
			④		④	

# 10 プロジェクト「<sup>トウカイ</sup>TOUKAI（東海・倒壊）<sup>ゼロ</sup>－0」

## 耐震補強工事で補助金が受けられます

県では予想される東海地震からひとりでも多くの県民の生命を守るため、市町と一体となって木造住宅の耐震化のためのプロジェクト「TOUKAI（東海・倒壊）－0」を進めています。耐震補強をする人は30万円～の補助金が受けられるので、ぜひご利用ください。



※平成25年4月1日時点の情報に基づいています。

**耐震補強工事に30万円～の補助金が受けられます。  
さらに、税金の優遇措置も！！**

## 対象となる住宅

昭和56年以前に建築した木造住宅で、耐震補強の必要がある住宅です。  
(専門家による耐震診断結果が1.0未満「倒壊する可能性が高い」「倒壊する可能性がある」となった住宅)

## 対象となる工事

筋かいや構造用合板による壁の補強などの、耐震性が高くなる工事です。  
(耐震補強計画で、補強後の耐震評点が1.0以上(一応倒壊しない)となる工事  
ただし、耐震評点が0.3以上あがる耐震補強工事に限る。)

交付決定前に工事契約すると補助金がもらえないので注意！

## 補助金額

一戸あたり30万円を上限とします。  
高齢者等が居住する住宅に対し20万円の割増しがあります。市町によっては、さらに上乘せ補助があります。

### ■所得税

特別控除/耐震補強工事費等から算定した額を所得税額から控除(最大20万円)

### ■固定資産税

減額措置/最長1年間、固定資産税が半額  
・平成25年～27年までに工事を完了:1年間

●期 間/平成29年12月31日までに工事実施 ●期 間/平成27年12月31日までに工事完了

## 問い合わせ先

補助制度の有無や補助額など詳細は市町建築相談窓口へお問い合わせください。

## 建替えをする時は…

「しずおか住宅ローン優遇制度」を利用できます。  
昭和56年5月以前に建築した木造住宅で、専門家による耐震診断結果が1.0未満となった住宅を  
建て替える場合には、住宅ローンの金利優遇等を受けられます。  
※優遇内容は金融機関によって異なります。ローンの申込み先は制度取扱金融機関となります。

# 1.1 ブロック塀の点検方法

点検は、次の5項目について行ってください。

ねい <b>1 基礎の根入れはあるか</b>		点検結果	
		適合	不適合
<p>コンクリートの基礎は、地盤から 30cm 以上根入れされていることが必要です。まわりを掘って調べてください。(根入れは 40cm 以上が望ましい。)</p> <p>(「根入れ」とは、基礎のうち土の中に入っている部分をいいます。)</p>			
<p>地盤に差があると ころは、低いほう の地盤から測る。</p>	<p>側溝に沿ったと ころは、側溝の底か ら測る。</p>	<p>いしづみ 石積の近くにある ものは、下図よう に測る。</p>	<p>いしづみ 石積の上にあるも のものは、根入れがな いものとする。</p>

へい <b>2 塀は高すぎないか</b>		点検結果	
		適合	不適合
<p>塀の高さは、地盤から 2m 以下かどうか調べてください。</p>			
<p>地盤に差があるところ は、低い方の地盤から測る。</p>	<p>側溝に沿ったところ は、側溝の底から測る。</p>	<p>いしづみ 石積の近くにある塀 は、図のように測る。</p>	

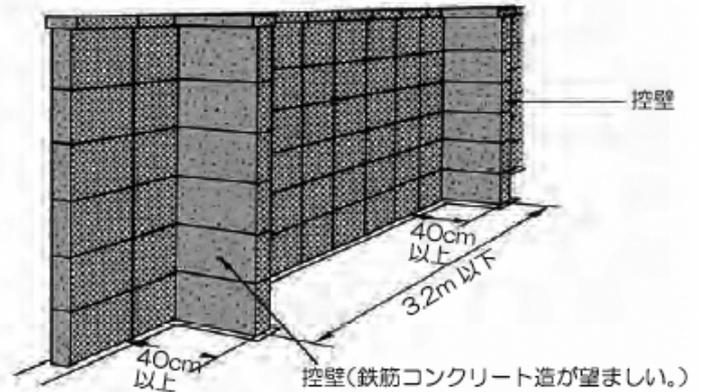
ひかえかべ  
3 控壁はあるか

点検結果

適合 不適合

控壁は、次の①及び②について調べてください。

- ① 控壁は塀の長さ3.2m(ブロック8個)以下ごとに設置されているか。
- ② 控壁の長さは40cm以上あるか。

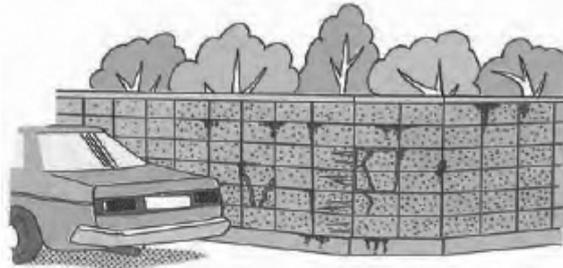


へい  
4 塀の傾き、ひび割れはないか

点検結果

適合 不適合

塀が傾いたり、ひび割れしていないか、また、鉄筋が錆びていないか調べてください。



鉄筋の入っているところに沿ってブロックが茶色にじんできていたり、はじけていたら、中の鉄筋が錆びています。

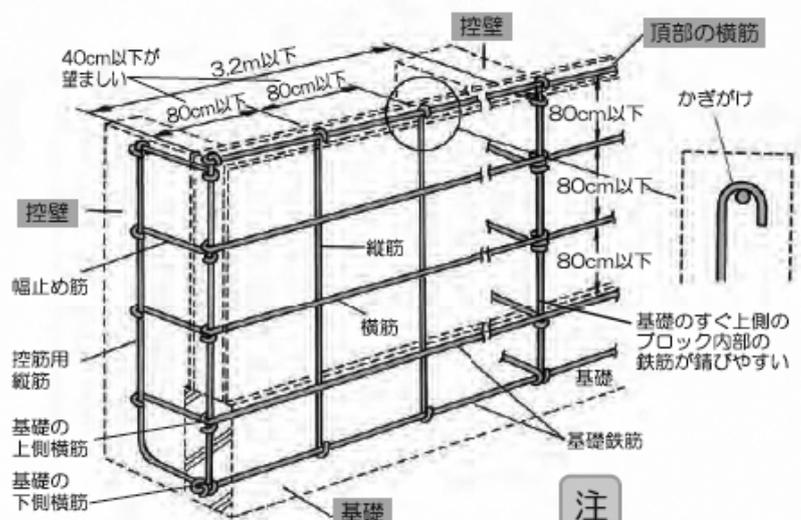
へい てっきん  
5 塀に鉄筋は入っているか

点検結果

適合 不適合

直径 9mm 以上の鉄筋が、塀の中に次の①、②及び③のように入っているか調べてください。この点検は、塀を造った施工者などと相談して行ってください。

- ①鉄筋は、縦横とも80cm以下の間隔で入っているか。(縦筋は40cm以下が望ましい。)
- ②縦筋は、頂部の横筋にかぎがけされているか。また、基礎の下側の横筋にかぎがけされているか。
- ③控壁の鉄筋は、図のように入っているか。



内部の鉄筋の点検方法

● 鉄筋探査機※により、ブロック塀の鉄筋位置を調べる。

※ 鉄筋探査については、(社)日本建築ブロック・エクステリア工事業協会静岡県支部へお問い合わせください。TEL: 054-206-2140 FAX: 054-206-2141

注

10年以上経った塀は、雨水などにより鉄筋が錆びている場合が多いので、注意して調べてください。

## 12 災害用伝言ダイヤル「171」

災害発生後、家族や親戚などの安否を確認したとき、NTTの「災害用伝言ダイヤル」(171)があります。被災者の方が録音した安否情報などを、全国に設置された「災害用伝言ダイヤルセンター」を通じて確認することができます。

＜東海地震注意情報 警戒宣言発令時＞

緊急を要しない電話は控えてください。

安否確認は、状況に応じて提供する災害用伝言ダイヤル「171」を利用願います。

＜発災時＞

緊急を要しない電話は控えてください。

災害用伝言ダイヤル「171」を利用願います。

災害時に優先される公衆電話、避難所特設公衆電話を利用願います。

＜災害用伝言ダイヤルの利用体験について＞

（被災地優先） 伝言の録音

171 をダイヤル  
録音の場合 1 をダイヤル  
市外局番(0××)×××-××××  
自宅(被災地内)の電話番号ダイヤル

伝言の再生

171 をダイヤル  
再生の場合 2 をダイヤル  
市外局番(0××)×××-××××  
被災地の方の電話番号ダイヤル

	何時・時期	時間	利用エリア
毎月1日・15日	毎月1日・15日・ 正月三が日	24時間	全国
防災とボランティア週間	1/15 ~ 1/21	1/15 9:00 ~ 1/21 17:00	最大10伝言 保持時間6時間
防災週間	8/30 ~ 9/5	8/30 9:00 ~ 9/5 17:00	録音時間30秒

## 災害用伝言板「WEB171」

電話を使った災害用伝言ダイヤルのほかに、パソコンや携帯電話のメール機能を使った災害用伝言板「WEB171」があります。WEB171では、文字で安否情報を伝えることができます。

利用に当たっては、上記「災害用伝言ダイヤル」の要領と基本同じです。

＜登録の場合＞

アクセス方法 「web171」と検索 <https://www.web171.jp>

利用規約に「同意」し、伝言を登録する「電話番号」(携帯電話番号も可)を入力

登録者・伝言文の入力 → 伝言の登録

＜確認の場合＞

アクセス方法 「web171」と検索 <https://www.web171.jp>

利用規約に「同意」し、伝言を確認する「電話番号」(携帯電話番号も可)を入力

伝言の確認 → 返信伝言の登録へ

## 1 3 静岡県地震防災センターの御案内

静岡県地震防災センターは、地震災害に立ち向かうための知識と対策・装備の普及向上、防災意識の高揚を図るとともに、自主防災組織の活性化を図ることを目的に、平成元年に開館しました。現在、県内はもとより県外・海外からもたくさんの方が訪れています。

また、県民向けの各種防災講座や研修なども実施されており、地震防災の知の拠点（会議場）として活用されています。

遠方で来館できない方でも、自主防災組織に関する御相談を電話等で承りますので、どうぞ、御利用ください。



開館時間 AM9:00 ~ PM4:00 入館無料

休館日 毎月曜日・年末年始

所在地 静岡市葵区駒形通5丁目9番1号

電話番号 (054)251-7100

FAX番号 (054)251-7300

ホームページ <http://www.pref.shizuoka.jp/bousai/e-quakes/index.html>

団体見学の場合は御予約ください。個人での見学は自由にできます。

---

編集・発行：静岡県危機管理部

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号

TEL.054-221-3366（危機情報課） FAX.054-221-3252

インターネットによる防災情報は、

静岡県危機管理部のホームページと静岡県地震防災センターのホームページで提供しています。

（静岡県危機管理部）・・・<http://www.pref.shizuoka.jp/bousai/>

（静岡県地震防災センター）・・・<http://www.pref.shizuoka.jp/bousai/e-quakes/index.html>

## 引継用

※ 役員が交替した場合には、必ず次の方へ引き継ぎましょう。

